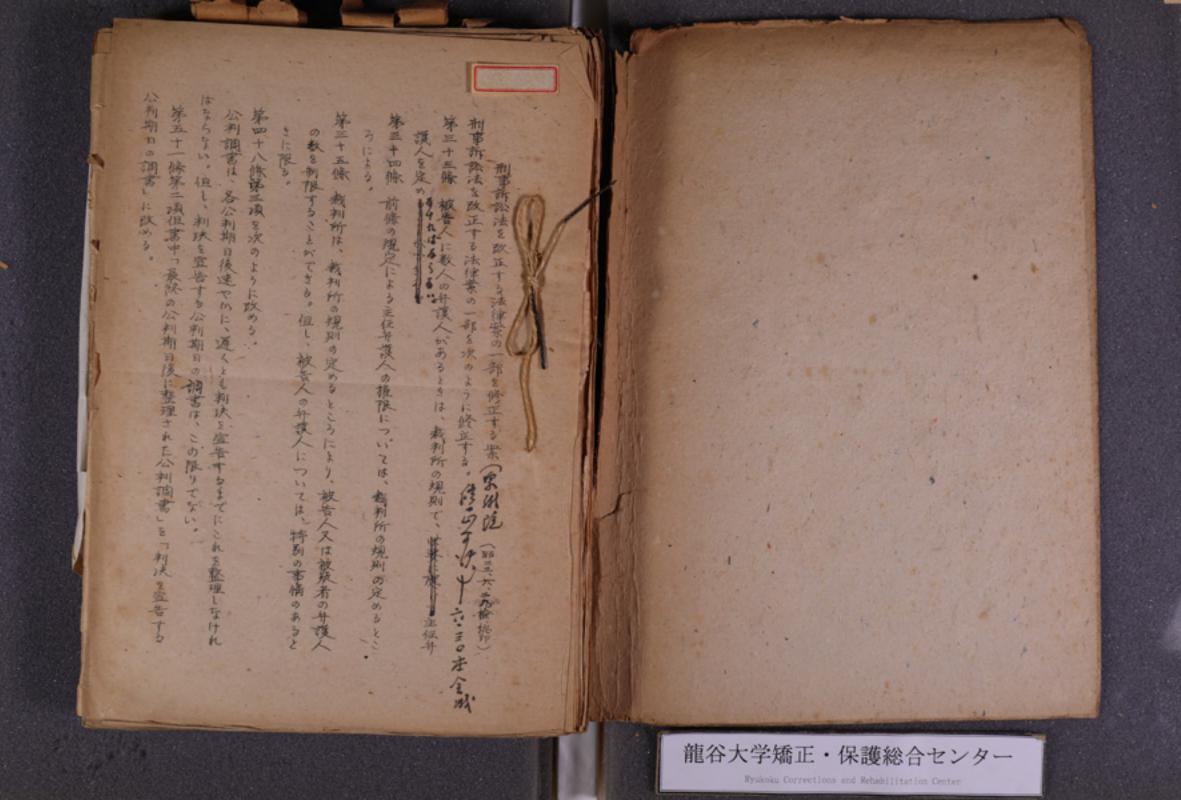
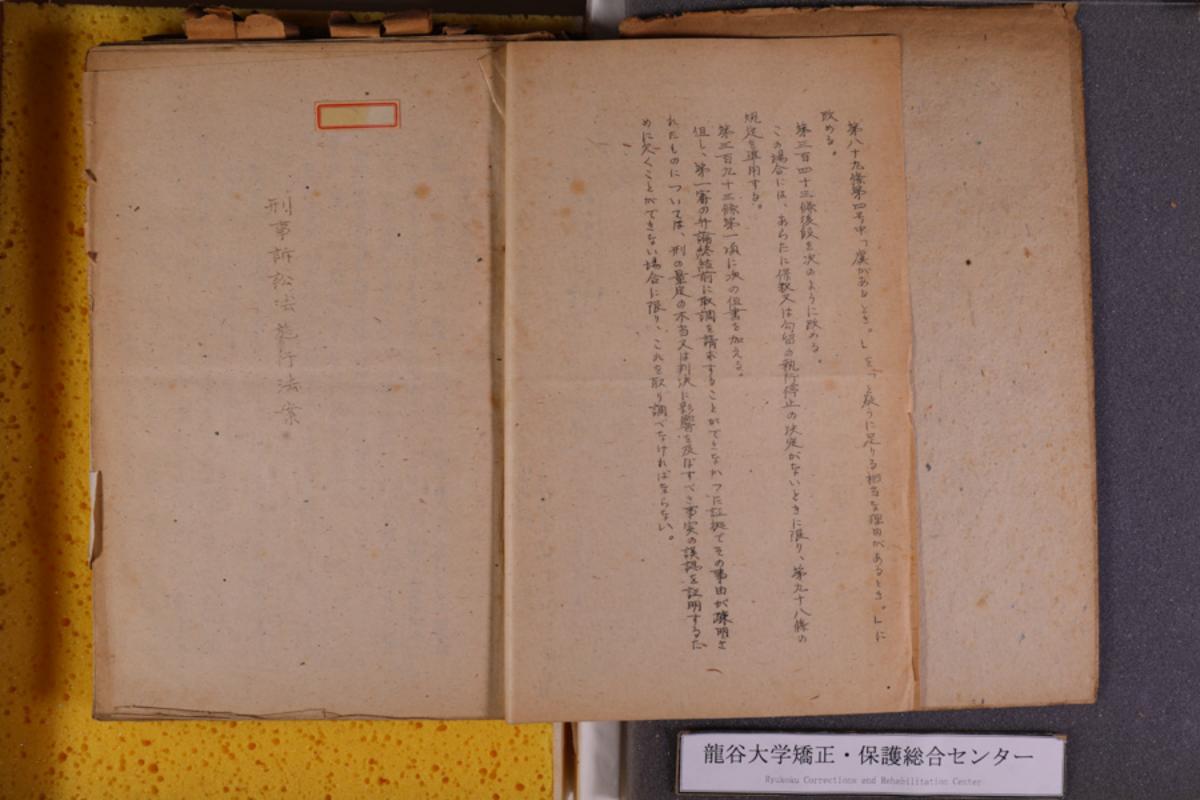


・保護総合センター 龍谷大学矯正





外二條新法は、新法施行前に生じた事件にしてれる適用する。 三休 新法施行前以事作 のあるものは、これを新法をよって 二佛 新法は、新法施下前によるとうトレン、一般范指監法」とは、日本國憲法施行に伴う刑事訴訟法の展見的措置に関する法律へはわニオニ計法律第七十六号)をいう。 松法を改正する法律による改正後の訴訟法をいい、 前項の規定は、新法於行前にした訴訟手続の旧法又は應点指置法 この法律にあいて、 刑事新松法施行法 正取納上関與一日新和宝は 7 4 かける限判決又はふ 」とは、從前の刑事訴訟法へ いら施行される刑事訴 による効力を妨げな の数判の差破 你 かの二年一項

龍谷大学矯正・保護総合センター

攻の規定は、 新法施 本 新法第三十五餘子 新成施行日際現

事田 人性牙二次少規定による旅人

者の佐是又は事務 新法施行的 なかい法 いる路が行為をすべき らべき期間は、新法

外七條 利を受けていな 但し、過料の題に、 新法施行前戶 い者は は限り、行法により発行する 際を在さの戦

法界二百二 在茶二百二十 新法施行前 十三條 二株の規及による数判官の処分は、こ 小規夫 李 百二十四体の現友によ

百二十五條の規定いよう数判官の許可とみなす 百載新官の処分とかなし、旧法外一百二十二餘の規定による裁判官の許可は、新法第三

界九縣 新法花行前に公許の提起がある己事件については、時効は、新法施行の時から、 進行を停止する

祭十俸 新法施行前に旧法祭二百九下四淡 った事件については、 新法第二百六十一條り規及は、これを適用しない。 の規定 により公前を提起していたかの通知からあ

第十一條 新法施行前人公都の提起があった事件の公科事備及以公利手統に 法第一百七十一餘 の規定は、これを適用しない。 第二百九十六條戶至等三百十條、第三百十二條及以第三百二十條乃至第三百二十八條公第二百七十一條、第二百七十二條、第二百七十五條、第二百八十條、第二百八十九條 いては、新

力規定は、新法施行後と、下おその効力を有する、四十二條、祭工百四十七條及以祭三百四十八條並以に應為措置法等十一條及以第十 有二十七條、第三百 前項の事件については、 你 旧法第三百二十一 、第三百三 十八條等一城等三項、第三百四十餘万五第三 除、学三百二十四條、第三百二十五條

第十二條 は、新法施行後も、 施行前に公 なおその効力を有丁 折り提起 があった事 件に -11 体 法第三百五十 大條为媒

第五号の規定は、新法施行後も、 なおその幼力を有する 第十三旅 いないもの又はその判状が確定して 新法施行前亡告訴又作清本の取消 いちいものにつ があ くのについては、田法第三百六十四個

第十四餘 新法施行前に公前の取消があった事件については、新法祭三百四十 適用しない、 终 の規定

等十五條 第三百四十三條の規定は、これを適用しない。 新法施行前上禁網 以上の利に処する 利決力宣告があった事件

第十六徽 たに何間状が発せられた事件については、この限りてな 何留秋は、新は施行の時から、その動力を失う。 状は、断法絶行の時から、その効力を失う、但し、刺決の宣告があった後、ある新法施行前に新法祭正百四十五條に掲げる刺決の宣告があった事件については

第十七條 新法施行前に上訴が東却まれ又は立行の取下のあった事件につい 三百六十八條の規定は、これを通用しない。 2 は、 新法

十八条 七十三條乃至等 法施 190 百十八條の規定は、 公公部 0 提起 があった事件の推訴及北上告につ これを通用しない、 7 は、 新法界三百

規定中公判導備及以公 こり場合にかいて、 に應思措置法第十三你及以第十四餘 十一條、第四百十五條 前次の事 件戶 對手統 法學四百 用法界三百 第四百三十九條及以第四百四十五條乃至原四百五十五條至以 に関するし 七條及以茶 1 規定は、新法施行後 九十五條乃至第四百 5117 については、第十一様々街による。 七餘 し、なかその動力を有下る。 四百九條 乃至外四一

第十九條 應及特置法施行前口終指 並以仁田法外三衛生 いては、旧法第四百十二餘乃至第四百十四縣及びこれに隔丁も上告の審判に開丁も規定 三季中の事実の審理に関する規定は、 - たが論に基いて言い渡された判決に対する上告 新法 柜行後 なおをのかかか

第二十條 は、新法施行後1. 新法 施行前 以茶四号の新利の取消又は変更の請求トついてした決定に対して大い抗世典制所がした旧法界四百六十九條任書に規定十分決定及び旧 こかの時机告をす ることができる

龍谷大学矯正・保護総合センター

第二十二 は係属していら再審の清京については、これらの規定は、二十二條 新法施行の際現に旧法等四百九十一條及だ第下 百八十八條の規定は強か所がをすることができるとのに対して 法地 い場合にす、なお被告人の利益のためにあるあの情がをすること 行前に孫をした初決で田婆 の規定は、新法施行後と、なかその効力 田百八十 五 你 答 はい 327 新法 ハナ により再番の 1 旅火は 茶

第二 、第四百六十三條 新法於 十二 でしない。* 新法 但書、茶四百六十五銀及に茶四百六十八除界二項後段の紀足は、これ

+ 前項の事件につ なかその効力を有する いては、海 法第五百二十三條及以第五百二十八條力規定は、新法施行

第二十五條 二十五條 新法施行の登記に係属している私所については、民事訴訟法を適用三項の期間は、新法施行の日から、これを終年する。 いては、新法第四百七十五歌第

し、四法及代應品指置法によって生じた効力を妨げない。

THE の磨不又は砂本の交付を消かすかはなの費用の被は、新山施行の日 + 规 新法第四十六 像の規定下より訴訟関係人から裁判事人は裁判を から一年間は、我判 元敬した治言

ダニナハ旅 新提人を必要としな 改及文古禁網 くて大問題 七條 長期三年を經元多前期 日本日 の中出があっ の怨仪又は禁例にあたる事件一級)を審理する場合に、被告人がらありかし 新法 はからは、 施行の日から一年間は、 新法施行力目から 一至似体、并復人が これを適用 年 上力打 り書面で 期しい

十九條 に関し以要な事項は、 この法律に足めるものの外、 み規則のたかりところによう 第行 の際現に裁判所に係属して いる事件

解 和二十二年法律茶 一号必保 四年法律不 祭大十八條外馬 四十七号一年月四十一 たおいて連用する場合を含むのおいて例による場合及状地方出 用する場合ををある 修二

の規定で、これに相当する新法の規定の取るものは、新法の規定が列用されているとの においてい いて後、 法中私亦 旧法第五百六十九郎及於第五百九十五條中戶引用されている的法 い関下の規定は、 新法施行後し、 五 なその効力を 有する

芳三十一條 放着又小しを削り、断像に次か一号を加える。 第一條中「及通事」をつ、通得人及都许人しに、「止宿料」を「省泊料」に致め、十一條刑事訴訟費用減八大正十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する に致め、つ

利所しとう裁判所入八度記載判官しに改め、同條第二項を次のように改める。 我判所又八度花我判官,相當了認么九所二体儿 第三條第一頭中の及通事しを「、通擇人及職罪人」に、「後衛利事、没花列事又八截 第三條中「豫衛利事、夜院利事又八截新所」を「裁判所 住足料、通路科 聽作料及極定人、通路人又八龍路人。對心辨領又八十立於食,頸 刑事訴訟法界三十八條,規定日依り解後人日常人八十日常、旅費、宿泊科及報 又小度充裁判官」に改める。

第四旅中「友通事」と「、通洋人及福祥人」に 「藏海判事、废託利事又八裁判所」

ち、我前所又八度記数別信した改ある。

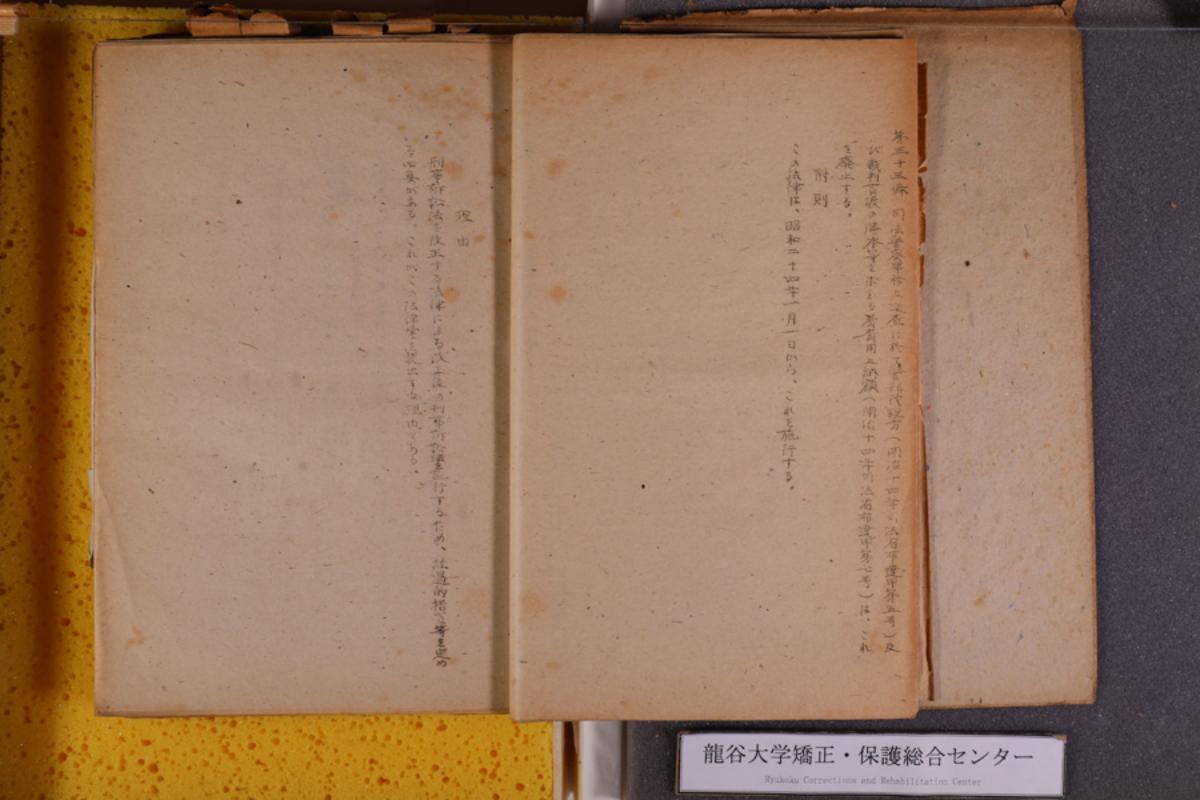
判事又八数利所しる「教判所又八度花裁利信」に改めり、 等五條中「 及通事,上前科」至「八通符人及配擇人人宿泊科」に、「展審到事、及花

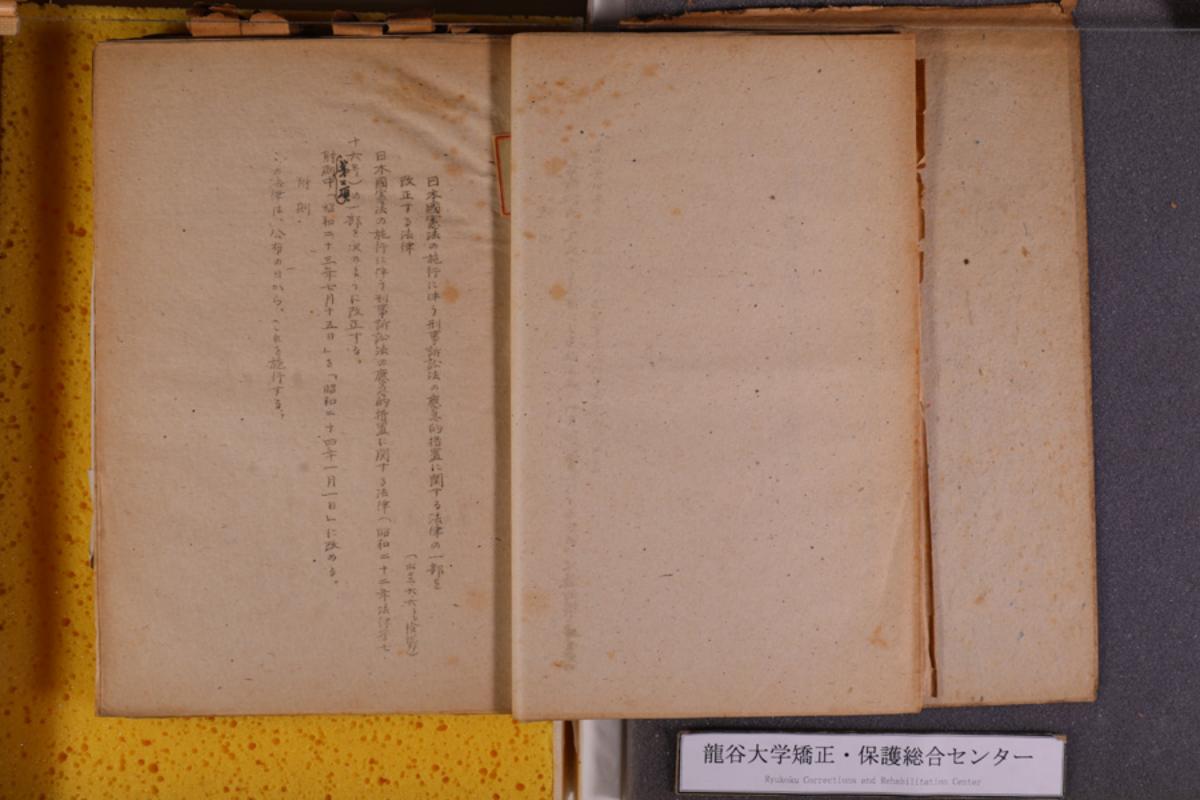
旅客の付う八共人終館前公利人付ラハ」を削る 第六條中「及通事」を「、通祥人及総深人」に、「五宿料」を「宿泊料」に改め、

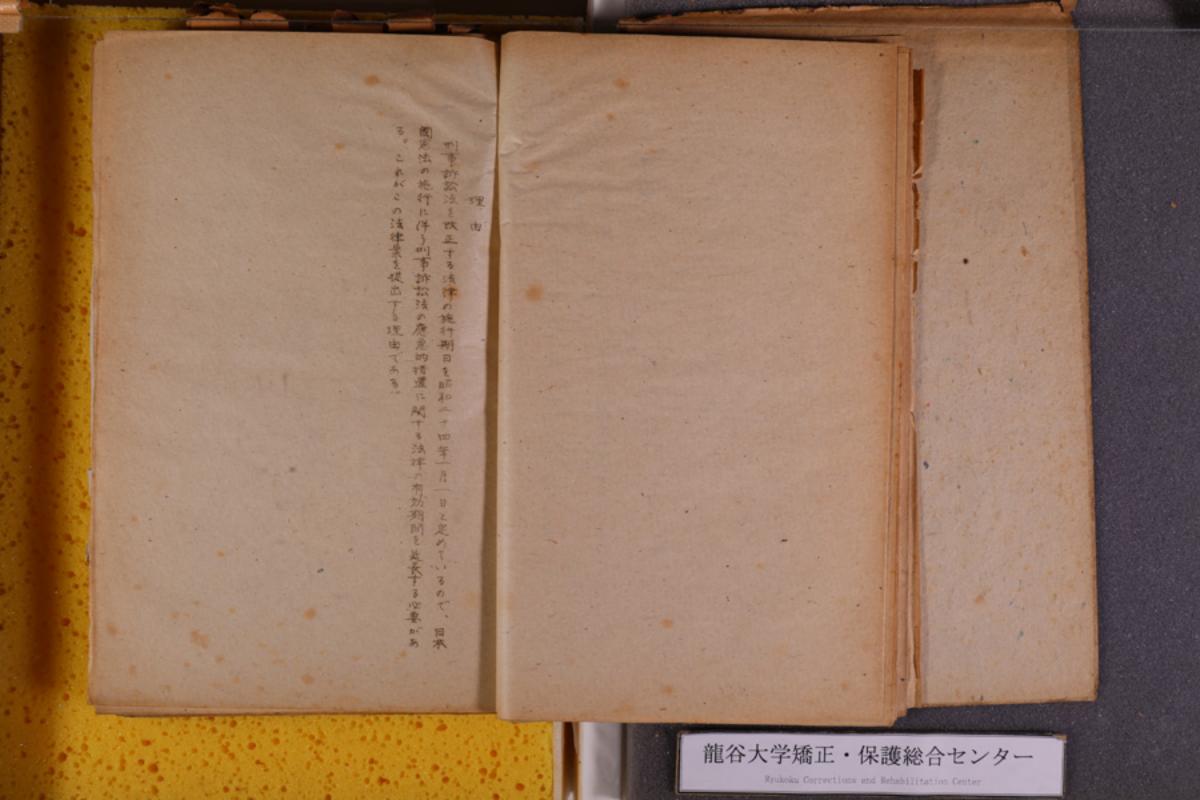
年七條 刑事訴訟法第三十八條,規定。依力解及人之於云八十口當、於费及宿泊料 テハ第三禄乃至前録り規足り津南大但し料後人り期日二出頭シ又八取調老八進

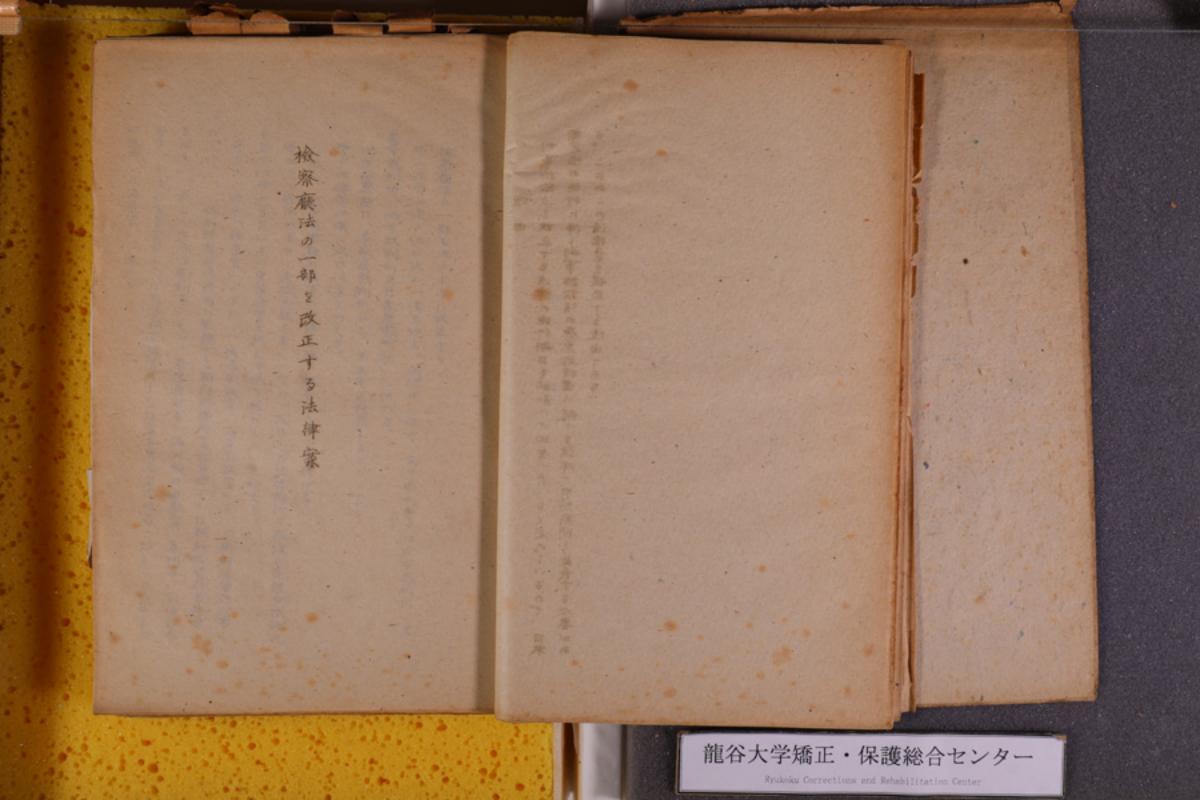
祭三十二次 除一六六頁用等原母持置法 心心如十九年法學所外三十八條小規定二日了群後人二治又八年報明 年一号)の一部を次のよう大政ノ殿八裁列所、相当上記在所に依

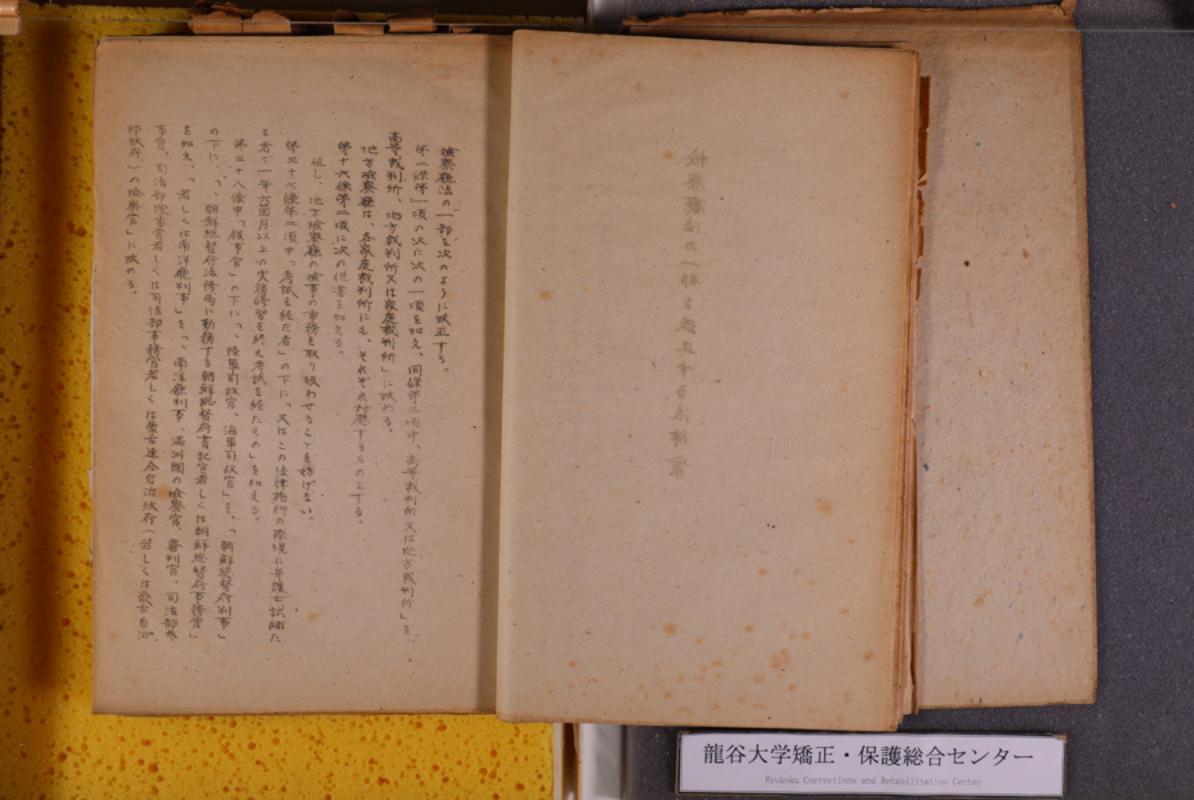
松衛用法界五條八上前科しる「民事即改費用法等十二條,止前科及刑事七條第一項二於少項用以心場合又食以一七友加之、「民事所以费用法等 第三條 于 前事所在資用法等三條」及以 七杯不一次一次一个年月又七馬位了合仁一上 「利事所於费用法养四條 弘赞用法第十二條及

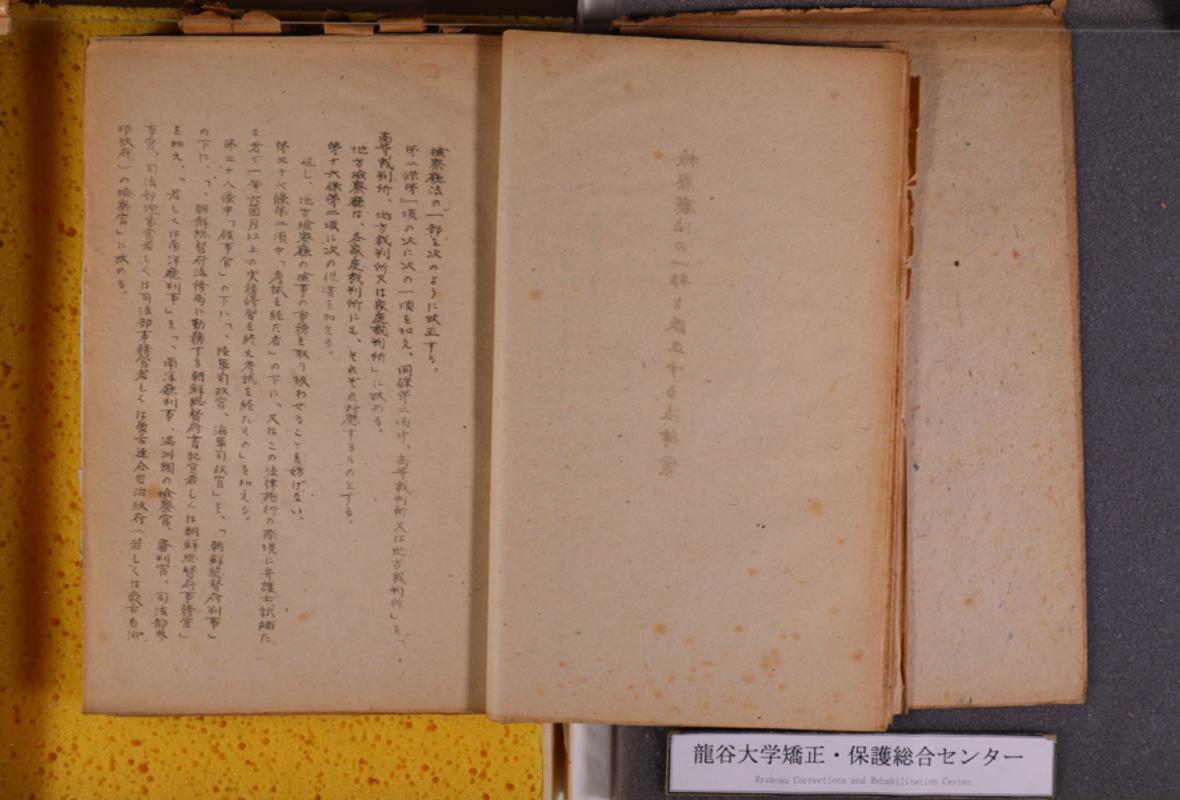


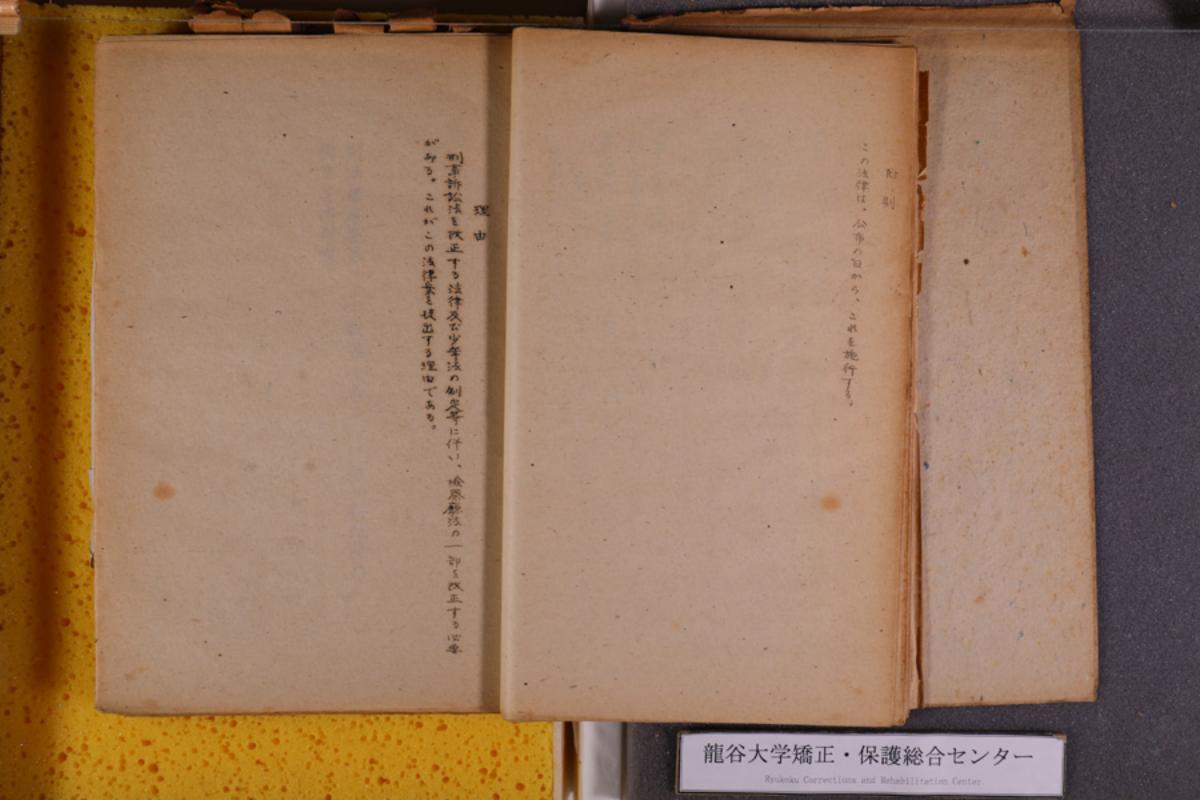


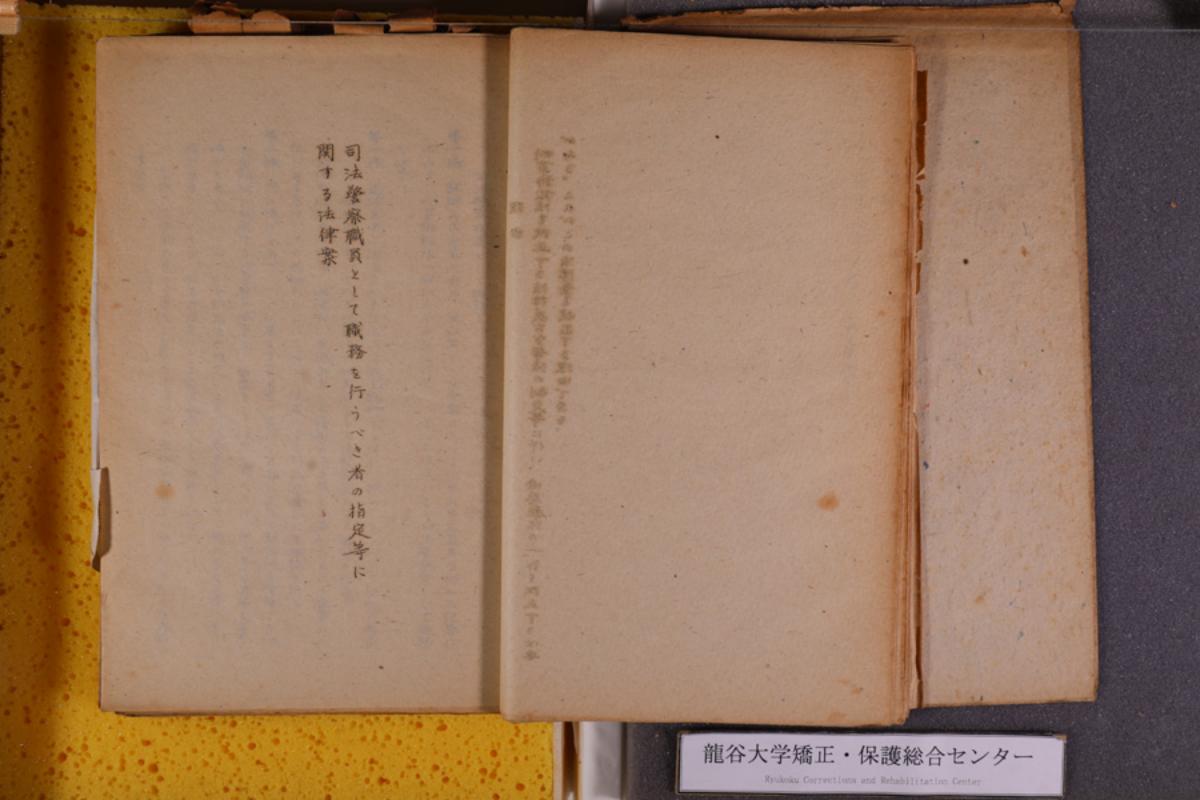


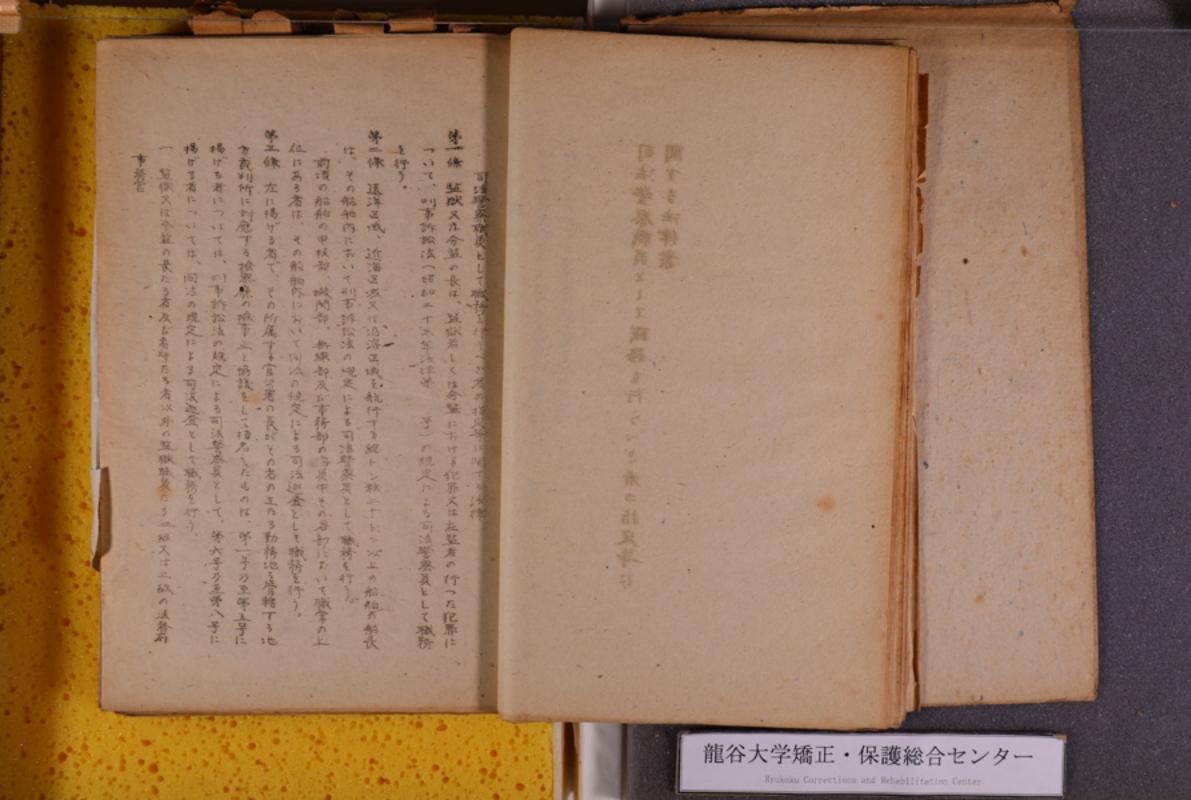












管林局署動務の養於事務管及以及外故官

客公東の鉄等題将又は荷物事政防止の事務を担当するもの 殿の連輪事務官及な関有鉄道の駅勤務の三似の選輪事務官で奉与國有鉄道における飲 又は自動車と長たる一級又は三級の運輸事務官、 公衆の鉄序経時又は荷的事故防止の事務を四当するりの、関有鉄道の駅長、 秋蓮獨又下鉄道為管理部勤務 い一級又口一級の運輸事務 既有飲酒の飲の動後たる一級又梅三 年で四有鉄道 車拿也長

関有の林野以外の林野の事務を担当するが道府縣の二級又は 三級の事務更更及び枝

水水

右寺たる法格府事務官

狗猟取師の事務を担当する

都道存縣の二級又は三級の事務更受及公扶衛更見

車巴の助後又は軍堂立若しくは自動車区の東巴最后了三級の運輸事務信人で鉄道手、存続将又は荷物事成防止の市榜を担去するもの、関有鉄道の駅、事堂已若しくは自動 **存施行又は荷物市政防止の市将を担去するもの。** 四有鉄道の風動棒の三級の選終事務官及公鉄道生と春子 飲道為又は飲道為管理部動務の三畝の海縣事務官で問有飲道における旅客公東の飲 おける旅客公教の

除京然信及公飲選手

八 北海道河川監守たる三級の本務更異

等四条 那に関するものとする 前候の規定によって司法警察職員として職務を行う者の職務の範囲は、 左に掲げ

前係第一号及で第六号に掲ける者については、監獄又は分聖における犯罪又は在監

者の行った犯罪

野の屋物又はその林野若しくは園宮麻正における将蘇に関する非 前條等一号に持いる者 前候等二号及な勢七号に掲げる者については、列車、荷車場その他鉄道積内におけ については、 國有林野、 部分林、 公有林野官行连林 その林

前候然四号八楊丁多者 犯罪 につ 1,4 國有の林野以外の 林野 その林野の産物又は

五 前保原五子に掲げる者については、特銀に関する罪の林野における将銀に関する罪

學五樣 前各條 皮に 世山労働基準法一 海上保安縣法(昭和二十三年法律第二十八号)の定めるところにより刑事訴訟法の規 上名司法警察職員 前條件八号に掲げる者については、 和 十二年法律外四十九号」、船最遠一昭和二十二年法律民百号) のの外、労働基準監督官、船員的務官及な海上保安官は、 北海道における河川又はさの西属物に関す それ

等六條 務を行う者であることを表示する証果を示さなければならない。 その他の関係人の請求があるときは、身分、氏名及び司法警察員又は可法巡查として職 司法警察職員として職務を行う者は、その職務を行うにあたり、被告人、被殺者

之條附項の こが法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。の紅果の様式は、治務級数がこかを定める。

等入條 從前の例による。 二年動令等五百二十八号一は、 可法警察官吏及公司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する件一大正十 これを発止する。但し、 麻栗統例主事については、なお

祭九係 所係本年法の一部を次のように改正する。

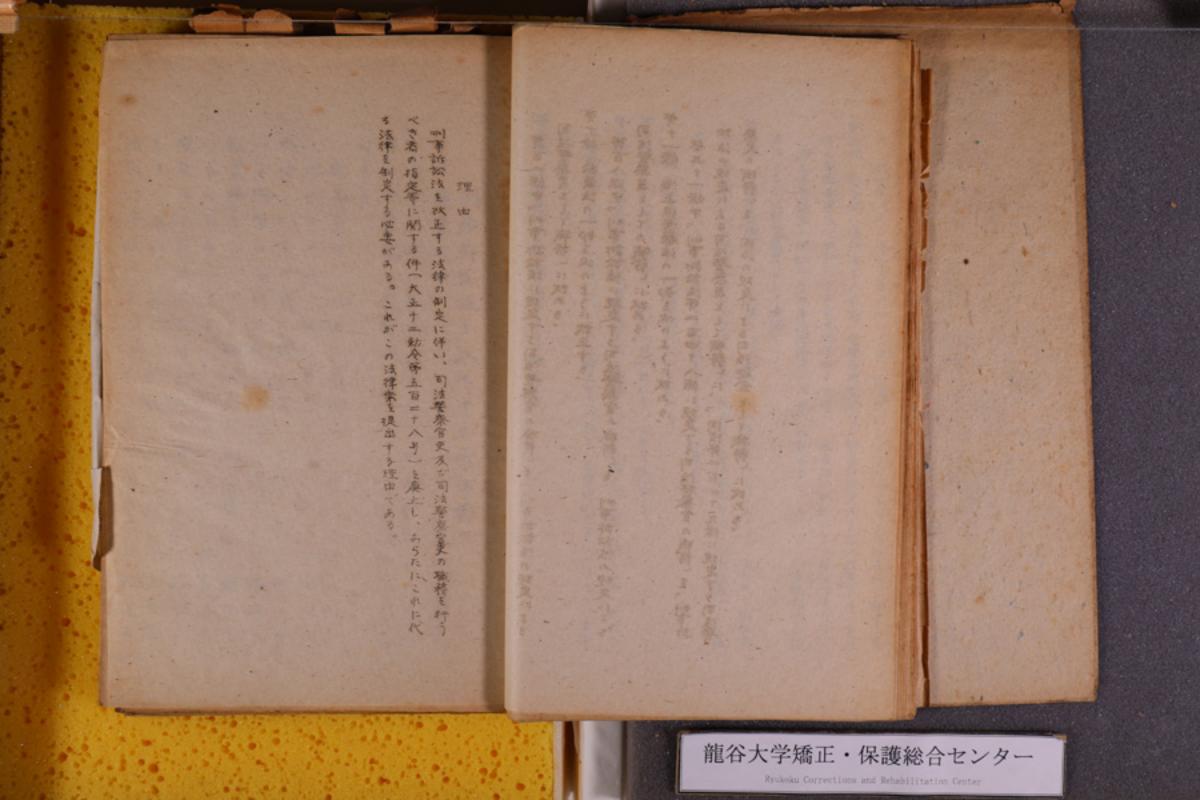
司法整察員として 竹百一條中「 町事訴訟法に規定する司法繁察官の職務」を「 次める. おは事り 法の規定による

牙十條 给最法力 一部を次のように改正する。

司治驗察員としての職務し 刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務とる「刑事訴訟法の規定による に改める。

海上保安療法の一部を次のよう に改める。

松法の現走による司法祭祭員をして職務」に、「同法界一百四十九保に規定すり司法祭 山事訴訟法保一百四十八條に規足する司法發展官の職務」を「刑事訴 回江の残矣による司法巡査として職務」に改める。



法し規い数け就て げす 系て定る簡白中格新する只 的 はの條從 別憲十法今提刑 傳ででを飛刑の法 律上案事 統川英あるの事注は 案程理訴 のを米りい連手意、のに由訟 下完法生不用統立各 提相 下全系寸 下下排種 案成 つ下的 極鑑関つの 理り 改 く実色しめるして基 由ま ら絶彩のできい本にし れすのも鮮特しる的 たる濃、細たての人 小刑 現たいこを第はて権、て事 行めもれ場三、あの 御訴 刑にのら足十わり保 就訟るの 事はで新を一がま障 明法二 許、お寒設條國すた申をふ し改統 拡大り法け以にかつ 法陸まのて下お い

かかの

なみなり

10 22

海 本

今而上江二

龍谷大学矯正・保護総合センター

とのいで搜的方施を限すれの果 な應た.あ查错目行校度 きてを つきしりの置本のきのそ提あか 之指まま 点に國日出手れ業りえ 置すすに関憲をし当ですまい 々成る つす法迎てを欠るし昨 のとが必いるのえずむ運た春 下現でて法格た應るなでが 下行新一律行次急夫人下一 運刑寒簡大で下第的め、な色應 营事法軍変易伴で措 新ちもの さ許下に草りうの置こ塞なの成 れ訟の感をま利りをの法の事業 て法刑急もし事ま講案のっ情を きと事情たて許すじの要たぞ得 てが手置ら、拡って中ボのそう い二流法し殊法このすでのた う者はとたにのり新ちるあま至 の一、略も犯應が寒要最りまっ で体ご稱の罪急即法点小まこた

議刑査でにりがると判おあた 答事会政あはま法の共所をりは 申訴を有り、すやでににまま を試設に主義が検あ、達しす根 得法サおする、祭りそ寒て、本 主改 き のこ 鹿まの立 更的 し正憲主改の法す構法司にな て法法し 正方の 成塞法 改 律附て、が面割それを権き正 こ寮属は 免の定のも権のたと 北のの、北ちが大特や独加 に要他さ なもばめ別規立新え そ調の力 い、要、の則と窓る のに諸に こ現とろ配的強法必 後つ法 と行えら處定化は要 のい律臨 た刑にたと権し が 研てと時 な事たた致も 第あ っ許の「し典最大る 究も共法 のに割 た訟で載でも高章の 結審 调 の法あ判いる裁にで

人上 あ部がはのら審全機続り でげ次る的とがたのの告及ま きるぎたのとれあた草章人びし たこにめるれをるかがが許松て 大と、てのは別程えな設問訴 陸に本あで私と度らくけのの大 法し案り裁訴してれなら章二審 系まのま判等であたりれが論院 的中内中所至"月外"在成的 刑 答 の削几本 第又〈左特 事本に 規ラナオー三なく別 手雲は 則た又 章第月至權 統はい 下之箇條二中二 1股 とうゆと條文章に編み、に 断長て すやもの節証等与等属 憲平御 つ減数を拠ーたーす 法慣說 た手じは併う客に編る 广川明 も競ま せ節で証統許 ののし附たが、拠則該 あ親申 が細た則もあ予保で手 5 6 6

節をら第出修檢更繁之所をあ の現成本でし正察にときの統り 区行る案为、を官こ 先程規きま 分刑極はりこか の成申則研す は事め まこえ弁案しし制完 "許不御すに主護にた上定を改 大訟厅覽 御し士対の庁権進府 体法すっ寄て等してまとめに 後に大ま 議最ってあしのてお 者比なり、と終意りた関する に較もに 受棄見有主楽保いま なしの、中をきカしに筆りし らまでや う決参なた更と て つすみ編 運足的学 にも昨日 てとり五 びじし者而修存林 小 其有 に し正原 そ う論す六 左國根裁てもに最の の别 簡 つ会本判 加入高後 でこ條 たに的官今之れ截も 五章引引次提至"回天"判到

告裁本朗でつき今よ録はし答る 人判案なあてる後つを"たと書 か所の裁り初だはて調公 引類 左下方判主的 计 查判從用书 的対えがすて白公予し起来しの にし方確 事数判断 にのた他 防客と保こ件の姓を事臨方りの 禦判しされの状に抱件み式し物 つのすれに心態臨さの被でてき 範範しるよ話にむ易機告はは路 個団てわりをおすい貌人、左附 やきはけま得きで傾きたどらし 明限でしる、はい類面するた 確定公あるよ公、あに接しいり トす許り、子判減リ入すてこ、 さるのま真にの判まれるもと又 せと投すたさ客官する前、には 3共起、公世理はのこに截致そ とにはな平たに、でと、刺しの と被な明のよで、に記官主内

裁だをで たれと々重極立るわ 判の書あまいるにの要めをこれ 官で類りずと四致詳なてめとた にあるま、思っし細も多ざに英 事りがす第いのまはの岐しよ米 件ま証。一ま点し、と、たたつ法 にす地從のすにて別合わもて系 つが物來点、つでしたの的 いなははい私致もりであ刊 て本全 こてか府の、あた事 予安部公公、 ち歩でそりら手 断で裁訴訴申は員あのまし続 とは判の提し、ハリーしいと 抱、所提起上特与まって利き か起に起め りに説すー事準 せ新提と方方重明がつ改許然 分状出同式, 之要之 が正訟調 東にし時の ととせそ何点法和 のはてに改 に思るのれはのさ しわこ一も、確せ 马 以搜正

の権刑い でを事が ろ係裁の ろ 摩判で 3 7 2 3 かる実り と面務生 思たのす いち上 まいたこ 7 50 11 \$ W-5 20 真多点 r " 函被、 期告わ 的人心 のの風 も人の

備がたの被をて許を從方て從を 5、許同告示才狀許公面公來も でと因一人すべにさまをなり きの又性にべき公ずしもかわ的 う場はを送きも訴べて極っかと 余合罰書達もの事必 めた國す 格に係しすのと実ず公てのでう をはつなべとしも書跡重あれる 典 強いきし、記面の親りその え被的限が、罪載に提しまのて うち度の起名すよ起てす重め べ人撤でと訴をうるはいが要り きに回起し状記にころ性ま 三十又許 は截はとつの本がす と分は状又、す訴と類で案十 字な変に、こる回しにあで分こ を防更記公りにといまりは意の 定禦を載訴をは明旦うま、誠後 为の許之事必罰示っこすこえ者。 で学すれ実ず係し起と のれは

供被又ば公改さ名前方本のび 流告 左判正北实審之索公在第 十人從ら期と1.共にとで新拠二 一ろに来た日しいに関にはのにの 場然のいのてる全すな、提関点 合配よえ変特の刑るり微起すと に推うの更にで事改き底のるい 力色在名比重与手正寸的方部左 子認被上は要り続と"在"式分し そめ告、なまの相殊公ののま の 人審慎の十中まに判改改し 供唯凯判重は、心ち、中正正で 速 間のな こと、後心とでは を被の巡手一のな策で主表が 求告方途繞旦部另一述義裏り公 め人式化を指分ま審べがしま判 得がをを経定にうのま探すすの る任やはなさ関に公す用しの審 ご意めかけれす精判るさて前理 とに、りれたる想が控れ、速及

300

龍谷大学矯正・保護総合センター

審しき採りす用被は細の証例 と上祭まり上べせ告すにみ言限 しげ三十得げるず人、規証等し なまの。るず点、のな定拠は、 いす点は、が又保おしと例 で"と"う唯为"護"、左例え 、まし、10、1交にい食し外は 事才 1 方運士五欠 1 換得的搜 後、審っ用すぬけりのるに查 審控級でのの問るろーも富 と許別い面で割嫌ア節の極富 し審度 おて、はかしをとめの EZO ここ明、おイ設して調 ~ 從改 とれ文左ろメけ、限書 七來正 をに上おのシだとらか 附近は、でト次のれこ 言いこ所この穿場たれ -17 +方外究ル例で合場に て式もをき及あを合代 大にん * 覆申 おが取要採はり詳にる

偏とだと点御等は厚護よ護期と 重がけ公で留を、人人う人三し すでき判あ意す物しきたが年 るき唯廷"リ顧る禁た附事左を被 順だ一外まいこ中、す件け超告 何いののすたとのこるにれえ人 をも証白がいが被ともつばるの 是の換白、とで告等のき開罪当 正ととて公思き人でと弁廷に事 しししお判しるとあし護であ者 、 人る発生之官り 人きた的 又從有七日寸七憲子被が在方地 傳来罪をお。にの十告ない事位 関のの区け次左立"人いも伴を 証よ調別るぎつ会在のとのに高 拠う定む自にったお保さとつめ えなぎず白 いし 護はしい 極自す、で証るに弁を園、イス 度自为自分物点面護一選之口 にきる白るのも接人層弁の弁長

にる例で扱ぎつ見しでで攻のし あは遠とうにてし、攻あ撃とた る務反若こ上いたい撃りすしと こががしと告るとやしまべいま と思あくと客点さしてすまるは を法るはしはにはくき、点の、 明問 等、海、七 て 尤 多方列 ら題と法上最留原被いも明式に かのにの告高意利乗る、らを控 に裁限解理裁領沃の点控が詳訴 す判り秋由利いを事以訴に細趣 ると、をは所た破内外帯さに意 と法以誤 のい棄にのでせ及書 共今でっ震みとしあ点はるめを ドの上た法が必得たで、こて提. 解告に違こいるるあ控と、出 别教者之及れまごもり新に原す にのの又がをするのま趣し刺べ 最続主はあ取。にをし意に決き 高一に判るり次な発て書のの↓

し則判第し衆絶にに十てまら控い にと決一たで対近覆分丁すし訴改 ししに審のは不い審原重がい審正 それ不ので、可ごすくに、判でで の、当判あ震欠とるなな本次はあ で原斥決り審とでこのり案を、り 为審点のまのもあとだ、の十事ま りにが当す例いりは以旦よる件す ま差方否。度う、実上つう構を すしれを即はこ旦際一一に進最发 "戻ば批ちやとっ上控被」に初來 たし、判、めが、の訴告第なかは お、七十控、で被見審人一つら 、調れる訴事き告地での審へ調仰 檀でき審審綾な人か、保力いで承 許直破級は審いから從該年た直知 のと棄と、ののだれ来の続のしの 申せしし事例でめ不の方がでえよ 立る、、ら度、に可な法極氏、 きこ原原、と本も能うもめり新に

事かるがるつののににり申刑 新いこあときで主検なます事長 私てとたさまあ体察りしま新後 法はをられしりと官、てで松に エ、テしててましの餐、も法、 のこだいおはすて補祭者な上檢 概のし刑り、る犯佐官然くの察 念点で事ま別が罪又及、、関官 とにい訴しに、のは水犯整係と しった松て法な搜補警罪祭に警 てきの法、律お查助察捜はつ察 "まててこで、きと吏査 い官 從しあ終れ定檢すし員の警で及 來てり高はめ深るては職祭申び のはま的、る官建て、去法し警 司、すに両とと前は從をの上察 法ま、確者このにな來預制が更 管す本定のろ関与くのう定ま員 察、案さ関に係っ独よこにすと 官刑にれ係よにた立うとよ。の

し高ちも現い事でと刺の上も裁 の等かの行に件き記決と告し利 と教、と刑のにるめをし家の所 十判刑し事でつもる破べととは る所事で訴あいの場棄又し認 肯、は、かりてと合し量でめ法 提上の適法は安しにな刑事ら合 の告き切とする、もけ不件れの 下寄まな應。ち以、れ当をろ解 にはしし急こ解で原は 受事状 水最ての措の報文列 事理件に 蒙高はで温最を最快著実すに関 は裁、あ法高は高をし該るっす *利拉ろと数の栽破く認いいう で所許うの刺り利豪正等とて重 きて審と中所得所するがのは要 て取は思問のるがるにあで事 いりいを推道具に反っき特項 ろ根金はは限を体とすてる別を こう部すくは振的がる原もに食

り適理ら員檢こわのい般的重 以ま合食れの寮とな指す的指要 上すしに伝刑官がい揮逐指示な 簡、しわ事とて場後要揮権事 尤背付新司き合のあ植、項 も馳で訟法るに三る及機に 安世志法警しは维之び查閱 当ずり上来の、のき自に本 ち、まの職と懲骸のら協る し且才問員さ成限搜犯力學 部 のつが係たれ又至查罪を判 と、はるては認のを求を 考わこ、登い龍の補搜め定 えがれこ祭ろ発ら助査るめ ら聞はの室ののれをすたる れの、よ及で訴さるめた る実養うがお追こせ場皮め の情察に登りをれる合要の てに法定察ますにたになー あものめ更する從のお一般

100

対搜者はの餐員安委他語法警吏 し査に、と察と委員のを警察に '主科從し職し具会法用察官相 公体寸來で員て会、律い吏に当 許たるのいと親の市又るに相す そる指するは務定町はこ相当る 実司揮うの、をめ村國と当すも 行法とにで投行る公家とするの す餐以自あ查うと安心しるもと う祭う己りにしこ奏失いものし に職こをま関のろ員奏警のとて の気と補すしとに会員家としる 必をで佐。至しま若会管して法 要予はし而に、つし、及て司祭 な定及又し協檢てく都以司法祭 犯しくはて力察司、は道警法警職 雅、、補、す官法特府察巡察员 楔こ独助檢べと餐剂縣吏查員 查れ立す察き同察区公員の、司 のにのる官も法職公安は用司法

の を 寒公 起 が 概 他

410 -

として公判において理 起訴に一いて、

(2)

起訴状の書き方に原格を方式を定め、本に基礎ときる事実が同じてあつても、

及な罪品以外の事実又件罪為て有罪の古渡をすることはできまい

提出すべきものとしたこと

に提出していた後末の制度を改めて、

古代村は、

原則

0 改 E

速い大目も強また家 やるこのの調し次の かも且的のすた等最 にのつとしるよでも 神であなつ新うあ重 可あらって寒にり要 決りゆてあ法、まと まるいりの本す思 らす裏る"附蒙だわ んでも国属は こ何萬の丹法 何る と卒期で的典基分と き隣的あにと本 望重をりもし的先ろ み御も、國て人程を ま審の極際尤権と略 す議をめ的じの申説 *の含てに重保しい 上んぼも要降上に こでう注なをげし

上, 二人被此句)

龍谷大学矯正・保護総合センター

起訴状を前以て被令人に送達するものとしたこと

(2) (1) 一三項及された公司羽日の変見いは様重な手続を終まければならないものとし、客

16 13

軽徴な事件以外は、中午井銭人を中毒とするものとしたこと、

der (3) 191 ちゆる交互専門別を法文上に限定することをやめ、運用によっては、好い得るに わゆるアレインメントの別及は秋用しないものとしたこと

163 を被失人時間の方法を改め、被告人に默神権を認め、 たでは多かあれば

被告人の作意の供送を求め得るものともたこと。

(7) 心判交外の白白は勿論心判決における白白でもそれだけでは、有罪としてはならな

185

聽取書等の証機能力を着しく別限し、例外的い記機とし得る場合を詳細い規定した て美利の言波があったとうは、 保紙は一旦その助力を失い、更

扶行掘ちなって後がられば、白龍中のものは近ちに飲放されるものとした

投訴養を覆者とせず、一答の裁判の当至を答金 一審を地方裁判所及正蘭易裁判所とし、 一審を高華裁判所とし、 後班の没由があれば、原則とし 工春至最而裁判的

て一家に差し戻し又は終返すべきもがとしなごと

141 (3) 投訴の申三日に、 投訴越京甚之提出下 その方大もお細ト変めたこと。

現を食む事件については、 の新級に関する重要を事

15 至方、上音帯で 原列武臣政策上将多途臣問い 法念道及、量明不告 市史徒似等について着しく正義に及する場

35 0 到沃後士日間日 判決町山の中立を認めたこと

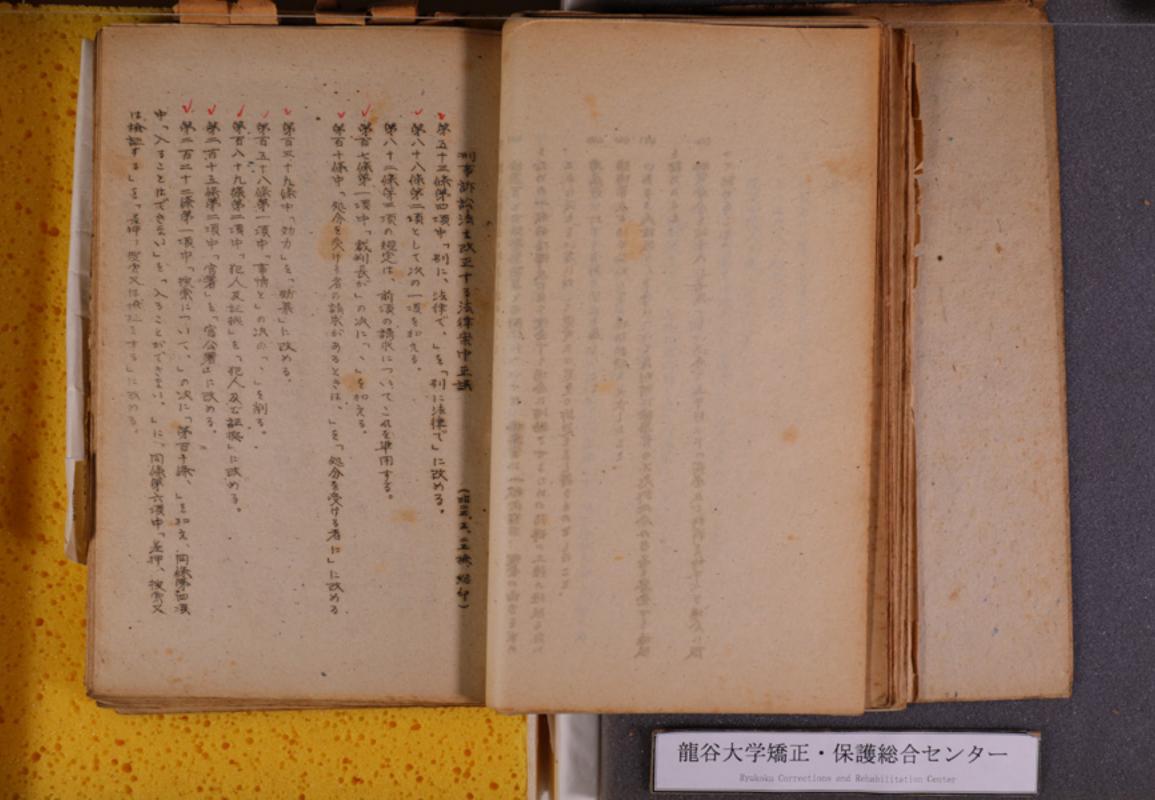
45 (2) (4) (3) (2)

(3) (7)

記人の不出項及正記方、 至榜提及に対する別数を現化したことの

433-450 010 後食の切りを水め

龍谷大学矯正・保護総合センター



五十五條佛一頂中「 起訴状の送達」と「起訴状の勝本の送達」に改める

五十六條勞五項中「罪名」を「 劉禄」に改める。

十八條外二項中、又は命令 しきかる。

有十五條後飲の上に「惟し、 これを記録とすることはできな し至かえる。

これを証拠とするこ

第一号及な第一号中「所在不明のため」を「所在不明」に、同項第三号中「七の者の快送を飲取した書面で映送者の署名若しくは押却のあるものは、」 まるで供述者の落名又は押印のあるものは、 タニ 百二十 被告人以外の者が作成した供送書 しを「被告人以外の者が作成 その老の供送を蘇取 した妖迷者又は 竹在不明の 七回條甲一項 TE

人の署名又は押印かあるものは、 第三百二十二條本文中、 被告人が作成した快送書 被告人が你成した洪迷書又は被告人の洪迷を縁取 被告人の供送を解取した書面で被告 に飲める

した書面で被告人の署名面しくは押印のあるものは、

五二二二 考明花のほ 一 成立 国金(京成化)提出(水高周今)

刑事訴訟法を改正する法律索

龍谷大学矯正・保護総合センター

第十四章 第十三章 第一審 搜查 在拠保全 所公费用 通飲及以聽訳

第二編 第一章 第二章 第三章 第三部 公判の裁判 第一節, 公利耳備及以公利子流 公的新

第三編 上訴

第二章 投訴

第七編 裁判の孔行 第五篇 第四端 非常上告 再審

刑事訴訟法

全うしつつ、事業の真相を明らかにし、刑罰法令を通正五つ迅速に通用実現することを第一條 この法律は、刑事事件につき、公共の福祉に独特と個人の基本的人権の保障とな

第一章 我判所の管務

第二條 裁判所日土地管轄日、 籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による 國外に在る日本報動存て犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船 犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。

龍谷大学矯正・保護総合センター

事物管轄る異にする数個の事件が問題するときは、上級の裁判所は、 何せてこ

高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事件とが関連するときは、高等裁判所は、

何ててこれる陰陰することができる。

第四條 有する下級の裁判所にこれを移送することができる せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で管務権を 事物管脏之果 にする数個の関連事件が上級の裁判所に係属する場合におい

第五條 管轄とかかわらず、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を得せて 審判することができる。 数個の関連事件が各別に上級の裁判所及が下級の裁判所に帰属するときは、事物

級の裁判所に係属するときは、高等裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件 を併せて審判することができる。 高等教判所の特别権限に属する事件い高等教判所に係属し、 これと関連する事件が下

四の事件

海七你 て審判下ることも必要としないものがあっとさ 特定の裁判所の管轄に属する事件は、 土地管轄を異にする数個の関選事件が これを管理することかできない 同一裁判所に係属する場合において、得せ は、その前列所は、決定で管轄板を有下 のてきる。 の法律の規定

かてきる。 各裁判所は、檢察官人は被者人の情求により、 数個の関連事件が各別に事物官標を同じくする数何の裁判所に係属するととは 決定でこれを一の戦利所に帰信すること

る他の裁判所にこれを移送することかできる

の裁判所は、檢察官又は被告人の請取により、決定で事件を一の裁判所に符合する前項の場合にかいて各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する通近 30

第九條 数個の事件は、左の場合に関連するしいとする。

一一人の数撃を犯したとき、

二 教人四共に同一人は疑問の罪を犯したと

龍谷大学矯正・保護総合センター

第十條 同一事件が事物信報を異にする於何の裁判所に係為 勢十一條的一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するとき その年犯の罪心は、共に犯したもまとみちず 十二体 所にをか事件を審判させることができる。 を皮けた我利所が、これを審判する。 できる。 に心柳を受けた我判所にその事件を審判させることができる。 犯人藏匿の聲、弘清淫滅の罪、偽証の罪、泰為の徹足道状の罪及以城物に関する罪と これを審判する 上級の裁判所は、檢察官人は報告人の請下 各裁判除に共通する直江上級の裁判所は、檢察官人は被告人の請奉により、決定で後 教人が透探して名別に罪る 我判所は、事实及見のもの必要があるとさは、管轄区域外で職務を行うことが 紀したとき 后朝雄を有する下級の裁判 上級の教判所が

第十四條 我利所は、管教権を有しないときでも、急速を要する場合には、事実発見のた

前項の規定は、改命裁判官にこれを詳用する。

のは要な処分をすることができる。

第十五條 檢察官は、左の場合には、関係のある第一審裁判所に共通十百直近上級の裁判 所に管轄指定の精水をしなければならない。

我物所の管轄区域が明らかでないため管轄教列所が定まらないとき

第十六歳 法律によう管轄裁判所がないとき、スはこれを知ることができないときは、松 事機長は、最高裁判所に管験指足の請求をしまければならない。 管轄遠を言い渡した我判が確定した事件について他に管轄裁判所がない

第二七條檢察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管理移轉の請求をしなければ 生

管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行う とができな

龍谷大学矯正・保護総合センター

訴訟の状况をの他の事情により前到の公平与維持することができた

安うはする変があると認める場合には、輸事級長は、最高教育所に管整故野の請求を なければならない。 八海合号の場合には、被告人も管轄投稿の請かをすうことができる。 犯罪力收取、地方の民心をの他の事情により管機裁判所以審判をするときは

第十九條 裁判所は、適当と認めるときは、檢察官若しくは被告人の請取により又は職報 で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送

することができる

害士れる場合に限り、その事切を蘇明して、即時机ちをすることができる。 移送の決足又は移送の清水を却下する決定に対しては、その決定により着しく到金を 移送の決定は、被告事件につき証拠隣を開なした後は、これをすること状できない 第二章 我朝所職員の除厅及以 原遊

第二十條 裁判官は、左の場合 麻松の執行から除行される。

裁判官が被告人又は被告者力親族であるとき、又はあったとき

教判官以被告人又は被軍者の法足代理人、後見監督人又は保佐人てあ

裁判官が事件について証人又は懲以人となったとき、

裁判官が事件につ りて被告人の代理人、弁護人又は補佐人とちったと

裁判官が事件について第二石六十六條第二子の次定 が事件につ 伝送茶員の職務を行つ 時式命令、前審の裁判、第三

、若しくは移送された場合における祭門洪又はこれらの裁判の基礎となった取調に関 石九十八條乃至茅四石條、第四石十二條若しくは常四石十三條の規定により上 但し、受路減到官として関與した場合は、この限りでない。

裁奸官い職務の執行い 又は不公平を裁判をする奏が

但し、被告人の明示し

龍谷大学矯正・保護総合センター

第二十二條 を理由として裁判官る思避することはてきない。 かったとき 事件について請求又は陳連ると 又は思避の原同かその後に生じたとう た致には、 但し、民政の原因があることを知らな は、このほりでない。

第二十三條 び、決定をしたければならない。この場合にあいてその我門所の地方教判所であるとき 合議体で決定をしたければならない。 会議体の構成員である政判官がを過されたとさけ、 その数判官所属の数列所

所の裁判官が思過されたとこは能籍地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない 地方裁判所の一人の裁判度が浸過でれた 長週された被判官が長週の中立を理由があるものとするときは、その決定があ の教判官所属の裁判所が、簡易裁列

の裁判所は、決定としなければまわない。 思題された我和省は、前二人力決及に関東することができまい。 我判所が思避された我判害の退去により決定をすることができないときは、直近上級

京二十四條 作和を遊延させり 明りいるに通の中五は、決定でこ

下する場合し、同様である。 二條力規足に遠及し、又は裁判所の規則で定める手続に遺及してされた思遊の中立を却 れを却下しなければならない。この場合には、前像第三項の規定を適用しない、第二十

第二十五條 忌處々中立き却下する決定に対したは、即時抗告をすることができる。 第二十六條 この章の規定は、第二十條第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを連用 の裁判官は、思避の申なる却下する裁判をすることができる。 前項の場合には、思避された受命数判官、地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所

項の場合には、裁判所書記の附属する受布裁判官が、思遊の中立を却下する裁判をす 決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしなければならない。但し、第二十四條祭

ることができる。

第三章 訴訟能力

第二十七條被告人又は板段者が法人であるとうは、 その代表者が、許な行為について

龍谷大学矯正・保護総合センター

数人が共同して法人を代表する場合にも、 訴訟行為については、各自が、 れた代表

第二十八孫 、被告人又は被疑者が意思能力を有しないとうは、その法定代理人一親極者が二人あら ときは、各自。以下同じ。」が、許松行為についてこれを代理する 刑法祭三十九條乃至等四十一條の規定至適用しない罪にあたる事件について

第二十九條 前二條の規定により被告人を代表し、又は代理する者がな の務本により又は職権で、特別代理人を選供しなければならない。

司法警察員又は利害関係人の請求があったとぎし、前項と胸様であ 前二條の規定により被疑者を代表し、又は代理する者が与い場合にして、

特别代理人は、被告人又は被疑者之代表し又は代理して所為行為とする その任務を行う。

第四章 并後及以補佐

第三十條 被告人又は被疑看は、 何時でも弁護人を選供することができる

被告人又日被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直聚の親族及以兄弟婦妹は、独立

して升段人を選供することができる。

第三十一條弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。 簡易教判所又は地方教判所にあいては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者

を分後人に過伝することができる。但し、 地方裁判所においては、他に弁護士の中から

選在土人在好谈太以来与場合に限る。

第三十三〇 被告人に数人の音談人のあるときは、裁判所の規則の定めるとくろにより、 第三十二條公称の提起前にした一道人の選はは、第一窩においてもその効力を有する 後人とすることはできない。 その一人を主任年後外とする。但し、地方裁判所においては、年後土でない者を主任等 公野の提起後における分蔵人の選任は、客飲ごといこれをしなければならない。

第三十 四條 為又は弁該人のする訴訟行為について他の平該八二次後一多。但し、第二百九十三條第金十四條 主任非復八日、新多行の利利の後のうこころにより、午後人に対する訴訟行

二項に規定する陳述については、 この限りでない。

祭三十五條 裁判所は、 特別の事情があるときは、 女変人の数を養敬を人について三人る

龍谷大学矯正・保護総合センター

148\$\$ 80.0

てに例限することができない

被疑者の の飲は、各放疑者について三人を超えることのできない

人以外の看以近独した好波人がある場合は、この限りてない。 その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告 被古人以有國王如他的事由 により年後人を選供することができないときは、

左の場合に放告人に并後人がないときは、 裁判所以 職権で好後人を附す

一被告人以来成并者であるとき。

二 被告人が年勤七十年以上の者であるとき。

本 彼告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき、

四 被告人が心神丧失者又は心神乾弱者である髪があるとき。

五その他必要と認めるとき。

うこれを選注しいけ この法律の規定に差いて裁判所人は裁判長が附すべき等接人は、分後よの中 ればならない。

により選任された奸寝人は、旅雲、日去、宿泊科及以報酬を請求すること

てとができる者が依頼により并後人となろうとする者へが設せてない者にあっては、等 一條等二項の許可があった後にほる。」と立会人なくして接見し、又は書類者しく 京を交けている被告人又は被疑者は、弁漢人又は弁護人を選付する

人又は被疑者の逃亡、罪なの隐職人打戒後に支障のあるわり投及を防ぐため必要を措置 前項の接見又は校及については、 法令へ我門所の規則を含む、以下同で、一て、被者

飲の準備をする権利を不者に制限するようなしのであってはならない しは、捜なのためば要があるときは、 年後人は、 司法學養職長不可以必察員及 公許力投起前日限り、 祭一項の接見又は極受に関 その指定は、 被及者が務

公訴入提與後は、裁判所にあいて、所称に関丁多書類及け在校物を

龍谷大学矯正・保護総合センター

問覧し、且つ膳学することができる。但し、な松物を帰学するについては、教教長の野 町を受けなければならない。

第四十一縣 年後人は、この法律に行列の定のある場合に限り、独立して訴訟行為をする

も補佐人となりことができる。 被告人の法定代程人、保佐人、院倘者、直京の親該及以兄弟如外は、 何時で

となるには、客級ごとにその旨を届け出なかればならない。

稿さすることができる。但し、この法律に特別の定のある場では、この限りでない。 補佐人は、被告人の明示した意思に及しない限り、被告人がすることのできる新教行

第五章 裁判

第四十三個、判決は、この法律に特別の定のある場合を除いては、口頭分輪に基いてこれ

をしなければならない。

決定又は命令は、口頭井輪に基いてこれをすることを要しない。 次足又は今全とするについては事がある場合には、 事災の取調とすることができる。

我判官にこれと嘱わすることができる 前項の取調其 今孫体(将八 以にこれとこと、冬日地方裁判坊若しくは前易数判所の

第四十四條 裁判には、理内を持しなりればならない。

八條第二項の規定により異議の中立をすることができる決及については、 上訴を許さない決足又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第四百二十 この限りでな

第四十六條 第四十五條 の勝本又は抄本の交付を請求することができる 被告人その他訴訟関係人は、白己の費用で、我判書又は我判を記載した調言 判決以外の裁判は、判事補が一人でこれをすることができる

第六章 書類及以送律

第四十七條 訴訟上間する言類氏 公益上の必要その他の事田があって、 公判期日における訴訟手続については、公判調書を作成しなければな 公判の開致前に住、 相当と認められる場合な、この限してない。 これを公けしてはならない。但

龍谷大学矯正・保護総合センター

重要な事項を記載しなければならない。 公判調書には、裁判所の規則の足めるところにより、 公判期日におりる審判に関する

第四十九條、被告人に并護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定める 又は目の見えないときは、公判調書の胡読を求めることができる。 公判調書は、各公判期日後できる限り連やかに、これを整理しなければならない 被告人も、 どれを閲覧することができる、被告人は、読むこと

第五十條 公判調書が次国の公判期日までに整理されなかったときは、我判所書記は 察官、 立てたときは、その旨と調書に記載しなりればならない。 、前四の公判期日における記人の供飲の要旨を告りなければならない。この場合に 請求をした檢察官、被告人会并獲人が狂人の供述の要旨の正確性につき異識を 被告人又は并護人の請求により、次回の公判期日において又はその期りま

第五十一條被各人及び升護人の出頭なくして開处した公判期日の公判語書い 判期日までに整理をれなかったときは、裁判所書記は、次四の公判期日において父はそ 類目までに、出頭した被告人人は并獲人に前回の公判題目にむする智川

なるなっとがならればならない。

第五十二條、公判期日におりる訴訟手続て公判語言に記載されたものは、公判調書の分に よつてこれを証明することができる。

第五十二條何人も、被母事件了終結後、部計記録を開発することができる。但し、訴訟 がてきない。 理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を食りた者でなりれば、これを閲覧すること 記録の保行又は裁判所若しくは檢察廳の事務に反隣のあるときは、この限りでない。 が禁止された許松抗録は、前項の規定にかかわらず、許松関係人又は関策とつき正当な 并論の公問を禁止した事件の訴訟記録人は一般の閲覧と通しないものとしてその閲覧

日本國憲法が八十二條第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止する

第五十四條 書類の送途については、裁判所の規則に特別の足のある場合を除いては、民 事訴訟に関する法食の規及へ公示経境に関する規定を除く、 訴訟語録の閲覧については、別らる法律で、今数料を定めることができる。 しと準用する。

龍谷大学矯正・保護総合センター

第二章 期間

第五十五條期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、 ないで一日としてこれを計算する。 月又は年で計算するものは、初日を第入しない。但し、時効期間の初日は、 時間の論じ E,

月及び年は、暦に從つてこれを計算する。

ついては、 休日として指定された日にあたるときは、これを粗調に算入しない。他し、時効期間に 期間の末日が日曜日、 この限りでない。 一田一田一田田田 十二月二十九日三十日三十一日又作一般

第五十六條 法定の期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行為とすべる者の 住居又は事務所の所在地と抵判所又は檢察聽の所在地との距離及以交通通信の侵否に從 これを延長することができる。

前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、 第八章 被告人の召唤、勾引及び勾留

第五十八條 裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、被告人を召喚す

るととだてなる.

第五十八條 裁判所は、左の場合に住、被告人を句ずすることができる。 被告人が定すった住居を有しないとき、

第六十條、裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相首な理由がうるときは、 第五十九條 勾引した被告人は、裁判所に引致した時から二十四時間以内にこれを釈放 なりればならない。 ついては、被告人が定まった住居を有しない場合に限る。 これを勾留することかできる。但し、五有円以下の罰金、拘留又比科科にあたる事件に 被告人が、正当な理由がなく、召喚に應じないとき、又は應じない處があるとき。 但し、その時間のに勾質状が発せられたときは、この限りでない。

尔大十二條 第六十一條被告人の句質は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聽いた後 でなければ これをすることができない。 但し、被告人が送七した場合は、この限りで

被告人の召吸 句子又は勾留は、召受状、勾引状又は勾質状を発してこれと

龍谷大学矯正・保護総合センター

びに正名な理由がなく出頭しないときは勾引状を発することがある旨その他裁判所の規 則で足かる事項を記載し、裁判長又本食命裁判官が、これに記名押却しなりればならな 召頭状には、被告人の代名及び住居、異名、 出頭すべき年月日時及び場が並

第六十四條 、致すべき場所又は句留すべき監獄、有効期間及びその期間経過後は執行に着手すること 則で定める事項を記載し、裁判長又は食命裁判官が、これに記名押却しなければならな ができず全状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の写目日その他数判所の場 勾引状又作勾留状には、被告人の我名及が住居、罪名、公野事実の要旨、

項で被告人を指示することができる。 被告人の気名が明らかでないときは、人相、体終その他被告人を特定するに足りる事

被告人の住居が明られてないときは、 これを記載することを要しない。

第六十五條 召喚以は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を応し出し、又は出頭した彼女人に対し

あつたものとかなす。 ことができる。この場合には、被告人が監獄官吏のち通知を受りた時に召喚状の送達が て出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。 口頭で次回の出頭を命じたときは、召順状を送達した場合と同一の効力を有する。 我判所に近接する監獄にいる被告人に対しては、監獄官吏に通知してこれを召喚する 口頭

第六十六條 裁判所は、被告人の現在地の地方裁判所又非簡易裁判所の裁判官に被告人の 何かを嘱託することいできる。

るととがてきる。 受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉属す

万裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる 受的裁判官は、受託事項について権限を有しないととは、受記の権限を有する他の地

陽部又は移送を受り天放判官は、勾引状を発しなければならない。

句引状に嘱託によってこれを発する旨を記載しなりればならない。 第六十四條の現色は、前項の勾引状についてこれを進用する。この場合においては

龍谷大学矯正・保護総合センター

時から二十四時間以内にその人達でないのどうかを取り調べなければならない ればならない。この場合には、嘱託によって勾到状を発した減判官は、被告人が指定さ れた裁判所に到着すべき期間を定めなければならない 被告人が人選でないときれ、速やかに且つ直接これを指定された飲利所に送致したけ 前條の場合とは、嘱託によつて勾引状と発した裁判官は、被告人を引致した

前項の場合には、第五十九條の期間は、被告人が指定された裁判所不到着した時から

これを処すする。

ことができる。被告人が正当を理由がなくこれ下應じないときは、その場所に勾引する第六十八條 裁判がは、必要があるときは、指定の場所に被令人の武頭又は同行を命する ちこれを起算する。 ことができる。この場合には、第五十九條の期間は、被各人をその場所に引致した時か

第六十九條 裁判長比、急運を要する場合に住、第五十七條万至第六十二條、第六十五條 、第六十六條及び前條に規定する処分をし、又は合誠体の構成員にこれをさせることが

これと前行する、但し、急速を要する場合に在、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所若 しくは節の裁判所の裁判官は、その就行を指揮することができる。 監獄にいる被告人に対して発せられた勾閣歌は、檢察官の指揮によって、監獄官吏が 勾引状又は勾留状な、被聚害の指揮によつて、檢察事務官又は司法際聚職及が

生執行し、又はその地の檢察事務官若しくは司法警察員にその執行を求めることができな十一條 檢察事務官又は司法警察職員は、必要があるときは、管轄区域外で、勾引状等之十一條 これを執行する

第七十二條被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、松事長にその投查及が勾引於 の執行を構施することができる。

ればならない 満記を受けた松事長は、その管内の検察官に投査及び勾列状の執行の与続きるせなけ

直接、指足された我判所その他の場所に引致しなりればならない、第六十六條第四項の 勾引於を執行するには、これを放ち人に示した上、できる限り速やかに且つ

龍谷大学矯正・保護総合センター

勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならない。 定された監獄に引致しなければなめない。 勾留状を朝行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接

らない。 の就行とすることができる。 にかかわらず、被告人に対し公許事矣の要旨及び会談が発せられている旨を告げて、そ 勾引狀又は常衛歌を所持しない場合においても 急速当要するとるは、前一項の風を 仁し、全状は、できる後の歴史からこれな形をなければな

第七十四條 ときない 依に最寄の監獄にこれを簡載することができる。 勾引取又作勾留状の魏行を交けた被告人を該送する場合において必要がある

等之十五條 れを監獄に留置することができる。 句引状の乳行を見りた被否人を引致した場合において必要があるときは、こ

第七十八條 被告人与与月日月上三位、直与比被告人に対し、公許事实の要自及び年暖人 を選任することができる旨並びに食用その他の事のにより自ら午後人を選任することが てきないときは母後人の選性を情がすることができる旨を告げたければならない。

ことができる。 状と潜した裁判官がこれをしなりればならない、他し、裁判所書記にその告知をさせる 第大十六條第四項の規及比より勾引狀を発した場合比は、第一項の告知は、その勾引 前項の告知此、 松古人に午護人かろうときは、 合議体の構成員又は裁判所書記にこれをとせることができる 公訴事実の要与て告げいだ足りる

第三十又條 連補又は何引に引き続き勾留丁多場合を除いて被否人自勾留する本作、被告 人に対し、 選佐すうことができないとるは井渡人の選佐を請求することができる百を寄ずなければ 公訴事実の要旨を告げたければなるなか、他し、被者人に分該人があるときは、公訴事 ならない。但し、被告人に并後人があるときは、この限りてない 第六十一條但書の場合には、被各人と何解し天後直ちに、前項に視足する工順の外、 弁護人を選任することができる皆及が食田その他の事由によう白ら年後人を

第七十八條 前係界一項の規定は、前二項へ告知についてこれを確南する。 勾引又は勾問るれた被告人体、 裁判所又は監狱の長若しくはその代理者に弁

安の安旨を云かりれば足りる。

龍谷大学矯正・保護総合センター

護士又は弁護士会を指定して斗技人の選任を申し致ることができる。但し、 この限りでない。 被告人下并

又は一の舟渡士会にこれを通知すれば足りる。 七又は二以上の弁護士会を指足して前域の中出としたとこは、そのうちの一人の弁護士 した弁護士又は弁護士会にその旨を通知しなりればならない。被告人が二人以上の弁護 前項の申出を食けた裁判所又比監獄の最若しくはその代理者は、直ちに被告人へ指足

第七十九條 被告人を勾関したときは、直ちに升護人にその旨を通知しなければならない 第八十條 勾第二八ている被告人は、第三十九條第一項に規之了。者以外の者と、法令の 範回外で、接見し、 ·被告人に午護人がないときは、彼亡人の法足代理人、保佐人、配偶者、直来の親族及 び兄弟姉妹のうろ被告人の指定する方を一人にその旨を通知しなりればならない - 又は書類若しくは物の投遊をすることができる。 勾引状れより放戦

第八十一條 裁判所は、地七七人は罪訟を隐城すると疑うに足りき相由を理由がちるとこ 松養官の指表により大は戦性で、勾留されている被立人と中二十九松子一項に規定

に留置されている被告人も、同様である。

これを差し押えることはできない。 投受を禁じ、若しくはこれを差し押うることができる。但し、糧食の投受を禁じ、 する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと接受すべる書類その他の物を機関し、 又生

第八十二條 勾留でれている被告人は、裁判所に勾留の理由の間示を請求す ことがてき

354

妖その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。 勾留これている被告人の升後人、法定代理人、保佐人、配偶者、 直系へ親族、

状の効力が消滅したときは、その効力を失う。 前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若しくは勾留の取消があったとき、又は勾留

第八十二條 間かの手続は、公開の法处でこれをしなりればならない、 法处は、裁判官及び裁判所書記が列席してこれを聞く。

ず且つ被告人に異蹴がないとき、の出頭についそは、被長人が痛が 被者人及がその午後人が出頭しないときな、間处することはできない。但し、被者人 被告人が疾熟その他やひを得ない事由によって出頭することができ 丹蔵人の出頭については、 に異成がないときは

龍谷大学矯正・保護総合センター

第八十四條 法姓においては、裁判長は、勾質の理由と食けなければならない。 被告人及が弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べること

第八十五條 開示の手続は、合議体の構成員にこれをえせることがてきる。 第八十六條同一の勾留について第八十一條の請求が二以上ある場合には、間示の今鏡は 同様である。

第八十七條 れを却下しなければならない れている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、遊系の親族若しく は免養神妹の請求により、又比職権で、決定を以て勾問を取り消をなければならない、 第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを理用する。 最初の請求についててれを行う、その他の請求は、間かのを続が終った後、決定でこ 勾留の理由又は勾留の必要がなくなったときは、松別所は、松祭宮、勾留こ

第八十八份 內錦旅去 勾留されている被告人又はその弁護人、 在先老師被立 法定代理人、保佐人、配偶者、直系

対金を指して これを新さなけずれた

につき有罪の宣古を受けたことがあるとき。 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える想役若しくは禁錮にあたる罪 被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき、

被告人が雷碧として長期二年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであると

四被六人が罪註を院滅了。戻れうとき、

死九十一條 勾留による物質の不力 年九十條 裁判所は、通当と認うらとさは、職権で係取ら許するとができる。

多者の請求により、又は職種で、次定を以て勾留を取り消し、 にほくなつたときは、裁判所は、第八十八條に規定す 又は保飲を許さなければ

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを連用す

龍谷大学矯正・保護総合センター

松

第九十二條 官の意見を聴かなければならない、 裁判所は、保報を許寸決定又は保釈の請求を却大する決定をするにれ、松祭

第九十三條 保秋を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

てかる。 して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなりればならない。 保銀を許す場合には、被告人の住居を制限しその他適当と認めを條件を附する 保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠へ証明力をびに被告人の性格及び資産を考慮

第九十四條、保飲を許す決足は、保証金の納付があった後でなりれば、これを執行するこ といてきない。

以て保証金に代えることを許すことができる。 裁判所は、有價証券又は裁判所の適当と認める被告人以外の者の差し出した保証書を裁判所は、保稅請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

第九十五條裁判所は、適当と認めるときは、決定で、勾留されている被告人を親族、保 護関係その他の者に安此し、 又は被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止すること

だてきる.

第九十六條 被告人が逃亡したとき、逃亡し若しくは罪能を隐滅すると疑うに足りう相者 下理田があるとき、召喚を受り正当在理由がなく出頭しないとき、又は住馬の**則限その** 把裁判所の定めた條件に選及したときは、抵判所は、決定で保釈又は勾留の執行停止を 取り消するとができる。 保釈と取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全却又耳一部と没取することが

な理由がなく出頭しないとき、又は逃七したときは、检察官の請求により、次久で保証 金の全却又は一却を没取しなりればならない。 保飲された者が、利の京蔵を受りその判決が確定した後、執行のため呼出を変け正当 てつる。

第九十八條 清し、火は保飲若しくは勾留の執行停止をし、 原裁判所が、その決定をしなりればならない。 上訴へ提起期間限の事件でまだ上訴の提起がないものについて、勾質を取り なしくはこれを取り消すべき場合には、

上訴中の事件で訴訟就蘇以上訴裁判所に到達していないものた ついて前項の次をとす

龍谷大学矯正・保護総合センター

べて利利がは、我判所の規則の走りるところによる。

第九十八條 係然若しくは勾留の執行停止を取り消寸決定があったとき、又は勾留の執行 停止の期間が満了したときは、檢察事務官、司法警察職員又は監獄官吏は、檢察官の指 問と指定した何智の就行修止の以及の際本を被去人に示してこれを收載しなければなら 前一项人观之作、 勾留外の陪客及び保鉄若りくは勾留の執行停止を取り消す次定の際本又は期 勾留の理由の開示をすべる場合にこれを連南する。

第九章 押收及以搜索

第九十九條 裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没成すべき物と思料するものを差

し押えることができる。祖し、特別の定のある場合は、この限りでない。

命ずることができる。 裁判所は、差し柳えるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提生を

第百條 我判所は、被告人からなし、又は被告人に対して於した郵便物又は電信に関する 書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、人は所持するものを差しむん、又 は提出させることができる。

他の者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りは飲えの 前項の規定に該当しない即便物又は電信に関する書級で通信事務を取り扱う官者をの これを差し切え、人は提出させることができる。

第百一條被告人至の他の者以遺留し下物又は所有者、所持者若しくは侵官者以经常上提 ならない。祖し、通知によって審理が切けられる僕がある場合は、この限りでない。 前二頭の規定により処分をしたときは、その旨を然信人人は支信人

龍谷大学矯正・保護総合センター

一出した物は、これを領置することができる。

第百二條 必要があるときは、被告人の身体、 物又な住居との他の場所に記さ

、検索をすることができる。

牙百三米 設めるに足りる状況のある場合 公務員又は公務員であっ 住居その他の場所については、押数下でき物の存在を 又は所持する物につ

唐する場合を除いては、水震 被公務所から職務上の被燃に関するものである 本様がなければ、 押政することはできない、但し、去該監督官務は、國の重大を利益を ことをゆし立てたとき いて、本人又は当

年百四條 左に楊かう者が前锋の甲立るしたとさは、第一号に傷かう者につ 第二号に掲げる者についてはみ関の承にがらければ、 てはるかん

安城院若しくは本法にの其民又はその隣に在った老

於隣接理大致元为他人國務大臣又作完の職 北江口后者

いて、来情記、冬眠記入は丹間は、國力空大与利益を害する場合を除

いては、水蔵を花玉ことができない。

學百五縣 の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。 場合、押收の在思い放好人のためのみにする権利の盛用と認められる場合での他裁判所 他人の秘密に関するものについては、押収を提回しといてきる。彼し、本人の本語した 者又はこれらの職 医師、歯科医師、助産婦、為後婦、丹藤士、弁理士、公在人、宗教の職い在与 下者は、常務上安記を次けたにめ、保管し、又は所持下る物で

第百六條 はならない。 公判廷外における差押又は投索は、光神以又は投衛状を祭してこれをしなけれ

等百七條 る事項を記載し、裁判長がこれに記名押りしなければそらない。 今飲はこれを返還しなければならない自然状に発付の本月日その他載初所の規則で定め き場所、身体差しくは物、有効期間及いその期間は過後状故行をありすることができず 祭六十四條第三頭の規定は、前項の左神状又は後常秋についてこれを享用する。 差却状又片股索状に体、被告人の武名、罪名、是し持えるべき物又片搜索する

差押状又は投索状は、檢察官力指揮によって、松公事物官又は司法管亦敬具於

龍谷大学矯正・保護総合センター

長は、裁判所書記又は司法必感職員にそり執行を命ずることができる。 これる執行する。但し、教判所以被告人の保護のためい安かあると認めるときは、教育

我利所は、差押飲又以提索状の我们に問し、この我行きする者に対し書面で適方と格

界七十一條の規定は、差押状又は投棄状の執行についてこれを車用する。 前頭の指示は、全談外の構成員にこれなさせることができる。

等百九條 第百十派 きは、 司法警察職員に補助を求めることいてきる。 無押狀又作搜索状は、処房を受ける者も前本小ある 檢察事務官又は教判所書記は、三神飲入は搜索状の執行について必要があると はこれを示さなけれ

第百十一條 屋仰状又は被索状の強行については、放をはずし、対を聞き、その他必要を 処分をすることができる。公判延で差押又下搜索をする場合も、同様である。 前項の处方は、押収物についても、これをすることができる。

第百十三條 差押放又下沒不敢 力執行中以 許可を得をいて豆の場所 1=

出入することなかかれすることができる。

することができる。 前項の禁止に從わない者は、これを退去さて、又は就行が終うまでこれに看守者を附

第百十三餘 檢察官、被告人又は并該人は、差押飲又は搜索状の執行に立ち合うことがで きる。但し、物禁されている被告人は、ころなりでない。

じめ裁判所に立ち合わない意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでな により立ち合うことができる者に通知しまければならない。位し、これらの者があらい 差押状又は投電状の執行を十多者は、あらかとめ、執行の 日時及び場所を前項の規定

会わせることができる。 裁判所は、差押状又作復索状の就行について必要があるときは、被告人をこれに立ち

第百十四佛 公務所降で左柳秋又は投索状の龍行をするときは、 き者に通知してその処分に立ち合かせなければならないこ その長人はこれに代るべ

前次の規度により場合を除いて、人の住居又は人の看守すり即吃、建造物若しく体機

龍谷大学矯正・保護総合センター

代るべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらか者を立ち会わせることがで 船内で屋押秋人は投索状の執行を下ると いしきは、隣人人は地方公共國体の職員を立ち合わせちければならな 女子の身体について複意状の我行を下う場合には、成年の女子をこれに立ち くは看守者又はこれらの者に

祭百十五條 会わせなければならない。 但し、色速を要する場合はいこの限りでない。

第百十六体 れば、屋柳秋又体搜索状の教行のため、人の住展又作人の看守する部で、建造物若しく 般納れに入ることはできない。 日油前、日項級には、今秋に夜間でし就行することができる旨力記載がなけ

日及前に差押状又は投索状の執行に着手したときは、日没点でも、その処分を継続す がてきるの

不百十七年 左の場所で差押秋又は投索状の執行をするについては、前俸等一項に規定す う利ないようことを要しない、

勝博、當く世久は風俗を害する行為に常用されるもなと認められる場所 旅館、飲食友をの他夜間でも心象が出入下うことができる場所。但し、公開した時

間内に限る。

第百十八條、差押状又は搜索状の教行を中山する場合において必要があるときは、執行が 終うまでをの場所を開鎖し、又は看守者を置くことができた。

第百十九條 搜索をした場合にあいて証拠物人は後收丁できしか けた者の請亦によ 信しなければならない 立任、按索多及

尔丁二十條 らの者に代るべき者に 押収るした場合にはいその目録を作り、所有者、所持者若し これを入すじたけ ればならない。 は保官者又は

第百二十一條 逻擬人口保管仁不便与押收物 他の者に、その外海 看守者を置き、 又は所有者その

これを発来することいてきる

前二項力处分は これをする 所が特別の指示をした場合を除いては、差印状の執行をした者

これを養好 ができる神政物では失近しくお取損の度があるしの又は保養

龍谷大学矯正・保護総合センター

第百二十三條 なければならない。 押放物工問題の以来からいもの行 被告事件の終結を特在ないて、決定で

所有者、新時為、假管者人作五年人の情亦により、 決死で後にこれを選付

することではころう

前三項の快及を丁るについて 17 徐原官於此後告人又日并強人の意見を默かなければ

牙石二十四線 聽き、次是でこれを被害所 押経しに職物で循盗力必要がないしのは、被害者に選付すてき理由状明ら 被好事けの終結の何にないで、檢察信及以被告人又は弁護人の意見る

所領の規定は、京学部から子旅上後いい村官関係人がその権利を主席するこ とをなけ

第百二十五歲 方該利所若しくは開心式門所以我野官 押收又及搜索日 合議好の構成页に にこれを現れようることができる 又はこれをすべき地の

写同外我判所刀裁判官 4 我属于

かいしにでする

飲料所又は簡易数利所の裁判官に添れる後送することができる。 受此裁判官は、受完事項について禁犯 の打していとうは、受死の権限を有する他の地

らない。 索に関する規定を運用する。但し、等古旅券三項の通知後裁判所がこれをし与ければな 没命我科官又は受充我打官以下与抑收又は搜索については、教判所がする押收又は搜

第百三十七餘 第百十一体、祭百十二体、祭百十四條及以茶百十八條の規定は、前條の規 第百二十大縣 植寒事所官又は司法管本照英は、幻列秋又は勾留状を執行すり場合よわ 定により檢察事務實又は可法必察得我以下る投索についてこえを連用する。但し、急速 を要する場合は、第百十四新第二項の現近によることを要しない。 被告人の投索を下う 被告人の投索をすることができる。この場合には、被索状は、これを必要としない、て必要があるときは、人の住居又は人の看守すが弱化、建造物者しくは般物がに入り、

第百二 ーナ、八件 裁判所任、 事実発見ったの以妻があるときは、検証をすることができる。

第十章 松匠

龍谷大学矯正・保護総合センター

第百二十九條 死你の解剖、境塞の発掘、物の破像その他

第百三十條 場合は、この限りてない。 永落いなければ、檢証のため、人力住屋又は人の看守する砂吃、建造物治しくは船舶科 に入ることはできない。似し、 日出前、 日出後では検証の目的を渡することができない僕がある 住居主若し人は馬呼者又はこれらの者に代るでき者の

日没前校ないあずしたときは、日没後でもことがかる性続することができる。 第百十七條に規度する場所については、祭一項に規定する制限にようことも暴しを

第百三十一條 行ない。 考慮した上、特にその方法に注意し、 身体の核塩については、 その者の名誉を生しないように注意しなければな これを受ける者の性別、健康状態をか他の事情を

女子の牙好を檢查する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち会わせなければな

第百三十二條 召喚することができる。 裁判所は、身体の檢查の后め、被告人以外の着る裁判所又は指定の場所

察育三十三佛前線の規定により召喚を受けた者の正古を理由がなく出頭しないときは 決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、 出頭したいために生した費用の職後を命する

前項の改定に対しては、即時抗告をすることができる

界百三十四條 五千円以下の到金又は物間に処する 第百三十二條の規定により召喚を受け正而な理由がなく出頭しない者は

第百三十五條 これを向り 前項の罪を犯した者には、情味により 等有又十二年の規及による召喚に應じない者は、更にふれを召喚し、又は 前金及以物留五何好下 ことができ

十極、第七十一個及び第七十三個第一項の規定は、前條の規定による勾引についてこれの規定による召喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第七 第六十二條、第六十二條及以第六十五條の規定は、第百三十二條及以前條

龍谷大学矯正・保護総合センター

外百三十七條 被告人又は被告人以外の若が正当な祖由がなく身体の検査を拒人をときは ことがてきる 、決定で、五十八八下の過行に知し、且つ、その祖紀かより生した変用の路候を命ずる

前項の決定に対しては、即時机也をすることができる

第百三十八條 处する。 正当及理由於京人身体少被金名在人在者は、五千円以下の罰金又作物留に

第日四十條 我判所は、第百三十七條の號定により過料を好し、又は前接の規定により身 その効とかないとはあるとうは、そのまま、身体の後をを行うことができる。祭百三十九條裁判所は、身体の檢查を推立者を過れた必と、又はこれに利を犯 体の検査をするにあたっては、あられじの、給祭官の意見を發き、立つ、身体の検査を 青項の罪る犯した者には、情状により、罰金及び物質を保料することができる。 裁判所は、身体の檢查を推立者を過れた处と、又はこれに利を好しても

界百四十一次 使ける者の異議の受ける知るない通うな努力をしなければならない ついては異似あるしきは、

司法等奏演員口衛年

できる。

外百四十二條 についてこれを専用する。 第一十二條乃至第一十四條、第一十八條及以等百二十五條の規定は、檢報

·第十一章 在人耳問

第百四十三線 裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも在人とし てこれを尋問することができる。

第百四十四號 大な利益を害する場合を除いては、水器を担むことができない。 がなけんばな人としてこれを再関することはてうない。但し、当該監禁官機は、因の京 所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てにときは、当該監督官蔵の奉節 公務員又は心務員であった者が知り得に事実について、本人又は为該公務

第百四十五條左に掲げる者が前婦の中立をしたときは、第一号に掲げる者よついてはそ の院、第二号に掲げる者については外間の承報がなければ、社人として これを正時間する

投議院若しくは若議院の隣異又はその職に在った者

外閣院理大臣その他の國務大臣又はその職に在った者

いては 一前項 水焼きたむことができない。 場合にかいて、衆議院、奏機院又は外間は、因の東大与利益を安する場合を除

第百四十六條 何人日、自己的刑事所追及使け、又は有罪刑状を受ける疾のある立ちる犯

界百四十七條 証言を拒むこ 何人も、左に楊かう者が到事訴追を受け、又は有罪利決を受ける展のかる

様があっ 自己の配偶者、 正著 三親等内の血族者しくは二親等内の組織又は自己とこれろの親族関

自己の後見人、後見些對人又は俸在人

三 自己是後光人、後見監督人又は保佐人とする者

第百四十八條 第百四十九條 共紀又は共同校士人のみに関する事項については、証言を把かことはできない。 医师. 共紀又は共同被立人の一人又は数人に対し前候の関係がある者でも、他の 密料正師、孙屋母、看護婦、寺僕士、弁聖士、 公在人、宗教の職に

定める事由がある場合は、この限りでない。 言の拒絕が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合その他裁判所の規則で 窓に関するものについては、記言を視むことができる、狂し、本人がが語した場合、記 在る看又はこれらの職に在った者は、童務上委託を受ける

第百五十一餘 第百五十級 召喚を受けた証人が正告な理由がなく出職しないときは、決定で、五千円以 下の運料に处し、且つ、出頭しないために生した費用の影優を命することができる。 前項の決足に対しては、即時抗告をすることができる。 証人として召喚を受け正者な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰

金又作物留仁处する。

第百五十二保 召喚に應じない証人に対しては、更にこれを言喚し、又はこれを向引する 前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を将料することができる

第百五十三條 等六十四縣、第六十六條、等六十七條、第七十條、第七十一條及以第七十一條及以第六十三條及以第六十五條の規定は、在人の召喚しついて 第七十條、第七十一條及以第七十

龍谷大学矯正・保護総合センター

第百五十六保 紅人には、その実験した事実により推測した事項を快速させることがで を発問することができる。 問しなければならない。 前項に掲げる者が昼餐をしたとき

三麻第一項の規定は、記人の切引についてこれな専用する。

第百五十四條 該人には、この法律に特別の定のある場合を除いて、宣誓もさせなければ

原百五十五年 宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、

その供述は、記食としての効力を妨げられな

一般人真問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定かより尋問に立う合うこ第百五十七條檢察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる きる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ数判所に立ち 鹿もない意思を明示したとうは、この限りでない。 前次の伝述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力をがげられな

第一項に規度する者は、私人の昼向に立ちたったときは、教列長に告げて、 その証人

第百五十八條 裁判所は、就人力重要性、辛齡 軽重とる考慮した上、檢察官及於被告人又に并該人の意見を致き、必要と認めるときは 知る機会を與えなければならない。 前項の場合には、裁判所は、あらいとめ、檢察官、被告人及い年後人に、再問事項を 教判所外にこれを召喚し、人はその現在場所でこれを再門することができる。 職家、健療状態での他の事情と事業の

すうことができる。 松祭官、被告人又は午後人は、前項の尋問出項に附加して、 必要事項人及問を語が

第五年下九衛 裁判所は、檢察官、被告人又は旨護人如前條の証人尋問に立ち会わなかつ 程生生は、立ち会わなめつ行者に、証人の供送の外容を知る機会を與えなければならな

告人又は弁後人は、更に必要を事項の母問を請をする 前澳の在人の伝述が被告人 ことができる

龍谷大学矯正・保護総合センター

教判所は、前項の請求を理由がないものとだめるときは、てれる却下することができ

學有六十條 の過料に处し、且つ、その拒絶により生いた最用の路機を命することができる。 証人が正当な理由かなく宣誓又は記言を拒んなととは、決定で、五千月以下

前項の決定に対しては、即時抗去をすることができる。

第百六十一條 正者与理田於至人宣誓又は記言者拒人在者は、 処する。 五千円以下の罰金又は物

等百六十二條 といできる。 前項の罪を犯した者には、情放により、罰金及は拘留を何針すること 在人が正当な現山がなく同行に應いないとうは、これる何到す 裁判所は、必要があるときな、決及で指定の場所に位人の同行を会す

第百六十三條 社人の現ん他の地方放列所若しくは簡易教列所は裁判官にくれる構能することがで 我到所外で在人多再問下べきときは、 合議好の構成員にこれをさせ、

ることができる。 後記載判官は、後記の権限を前する他の地方飲到所人作簡易收判所の數判官に轉場下

大歌判所又は問易教利所の裁判官に嘱託を移送からことができる。 後記職判當は、受記事項について推展を有し ないときは、後記の権限を有する他の地

慶命我判官又は受託教判官は、紅人の昇門に問し、被判所又は裁判長に属する処分と うくとができる。但し、原百五十條及に守百六十候の決足は、裁判所もこれをするこ

かかわちず、 等百五十八條第三項及以第三次至八下公方 我却所いてれるし 五一九次 前便力規及上

第古六十四條 松をぐ監察又は記言されんな者は、この限りでない。 在人也. 旅費、日当及以宿泊科等清水丁 ができる。但 し、正当な理

第十二章 鑑定

第百六十六號 學首六十五條 慰足人には、宣誓さる サケラけんばな 秋到所は八 学院は厳っま

龍谷大学矯正・保護総合センター

前項の智麗は、 柳間を見め、病院その他の相方と場所に被告人を紹置することができる。 被告人的心神又并身体后開 留置状を発してこ こさせるについて必要があるときは

てこれを呼用する。 低し、保秋に関する規定は、 この法律 のある場合をないては、 この限りでない。 第一項の智置につ

牙百八十八條 の往屋前しくは人の看守する郎宅、連接物だしくは、船舶みに入り、身体を檢查し、死 体を解剖し、境塞を発掘し、又は物を破壊する 態足人は、極定について以思いある場合はは、教判所の許可を受けて、 ことができる。

すべき身体解剖すべき死体、発掘すべき順差又は股環すべき物量がに鑑定人の氏名をの 他裁判所の規則で見める事項を記載しに許可状を発して、されをしなければならない。 裁判所は、前項の許可をやるには、敬な人人民名、罪名及び立ち入るべき場所、檢查

住皇人は、好一次の死分を受ける者に許可以る示さなければようない。 数科所は、具体の 松在に関し、通省と認める條件を 所することができる。

有五後の明正は、弘定人以公判及でする第一項の处分については、 これを適用しない

項の規定によってする身体の被査についてこんを降用する、 第百三十一餘、第百三十七余、第百三十八條及以第百四十條日規近往、極足人の第一

第百七十条 第五六十九條、教判所は、合議体の構成員に態足について以来を処分をさせることができ る。但し、祭首六十七陰第一項に規定するだかについては、このだりでない。 被察安及以午後人は、住定下立ち合うことができる。この場合には、第百五

等百七十一條 前章の規定は、向列に関する規定を除いて、態定についてこれを車用する

一十七條第二項の規定多連用下る。

茅面七十二條 身体の検査を担んに場合には、微定人は、動物官にもの者の身体の検査を訴すするこ 身体の檢查を使ける者が、能定人の外有六十八條第一次の規定によってす

第百七十二條 前項の指則を受け下裁判官は、第十章の規及に強力務力能放きすることができる。 にてきる。 盤定人作, 旅賣、自当及我宿泊於日外、龍足科及以立等全力并债之前來丁

龍谷大学矯正・保護総合センター

第百七十四條 の規定によらないで、前草の規定を適用する。 特別の知識によって知り得に過去の帯皮に関する尋問については、この季

第十五章 通飲及打翻記

第百七十五條 國務に通じない者に陳述をさせる場合には、通飲人に通飲とさせなければ

學百七十六條 なをさせることができる。 再の聞えない者又は口のきけない者に改成をさせり場合には、過飲人に通

第百七十八條 第百七十七條 前章の規定は、通飲及以終ひについてこれを専用する。 國語でない文な又は符号は、 これを軽似させることができる。

第十四章 在起標金三

等百七十九條 の証拠を使用することが困難を事情があるとうは、家一回の公利期日前に限り、教物官 「抑軟、搜索、檢算、在人の専用又は懲役の处分を請求することができる。 前項の循軟を受けた我科家は、その処分に関し、我行所又体就到本上同一の機限を有 被告人、被照者又は并接人は、あらかとめ記抄を保全してあかなければる

する

第百八十條、檢察官及が守護人は、戦が所いおいて、前條等一環の必合れ関する書類及大 在極物を関発し、且つ勝ちずることができる。但し、弁護人が在極物の勝辱をするにつ いては、裁判官の許可をはいなければならない。

を閲覧することができる。但し、被告人又は被経者に計蔵人があるときは、この限かで 被告人又は被疑者は、我に信め許可を受け、我判所において、前項の書類及於在松物

等 第十章 新报信

第百八十一條刑の言波をしたしまは、被安人に訴訟實府の全部人は一部を異担させなけ ればならない。

人にこれを異独させりことができる。 被告人の黄に帰すべき事由によって生じた気用は、利の直視としない場合にも、被告

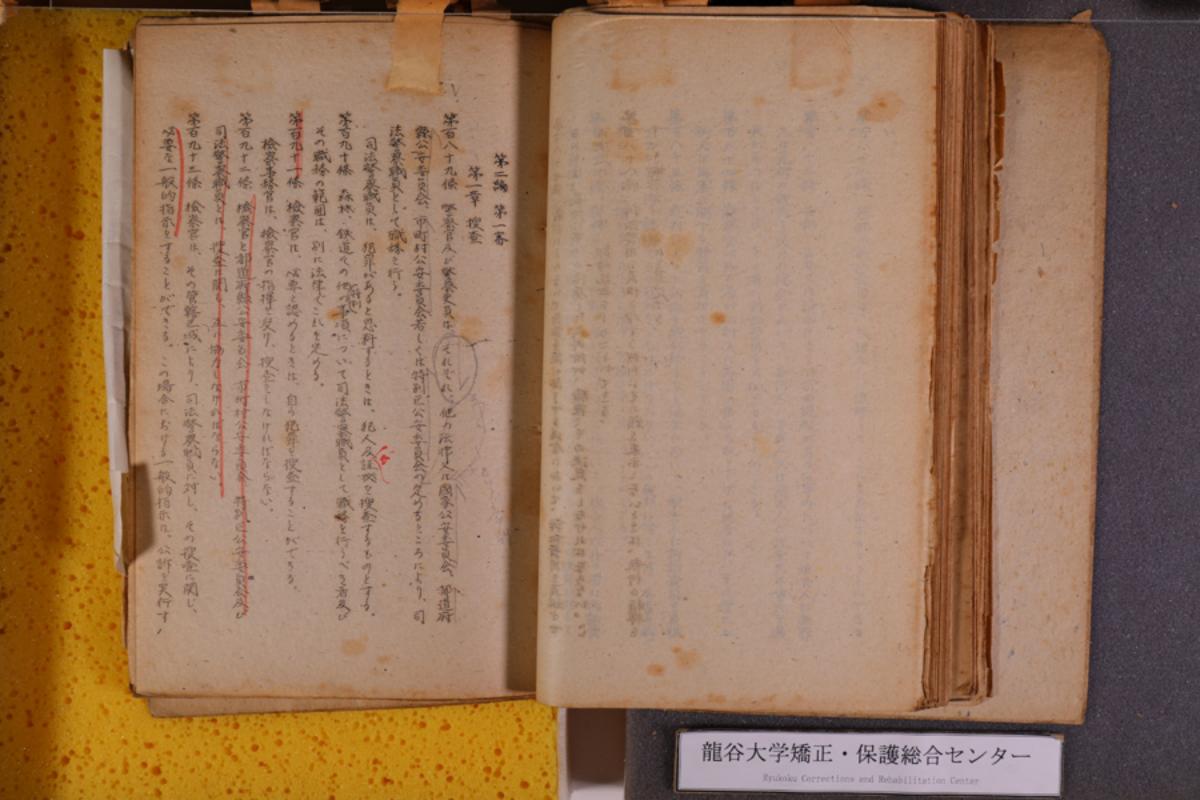
被察官のケび上訴を中 があったときは、上新に関する所放資用は、これを被告人に真担させることができな 上所於豪却立れだ き、又は上許の取

龍谷大学矯正・保護総合センター

第百八十二条 共犯の訴訟芸用は、共犯人に、遺がして、これを真担させることができる 第百八十五條 裁判にようて訴訟子 第百八十四條、檢察官以外の者が上訴又は再審の韓京を取り下げた場合には、その者に上 第百八十三條 第百八十大像 裁判によって訴訟与院以後了する 新又は再審に関する費用を買担させることができる。 失いあつなときは、その者に訴訟受用を買祖させることができる。 又は死折の数判を受けた場合にあいて、 刺について上訴があったときに限り、不限を申し立とうことができる。 させなどきはい 戦判を受けた場合にあいて、告訴人、告於人又は請求人に改意又は重大を過去れ、告於又は請求により公訴の提起があった事件について被告人が無罪 職権でその裁判をしまければならない。 職権で到するの決定をしたければならない。この決定に対して かかき 続が終うする場合にあいて、被告人に訴放衛用を真損 この教判に対しては、本紫の数 て、被告人以外の者に称な

祭日八十七次 我的によらないで訴訟手続が終了する場合において、 死教狗所好人 職権でその決定をしなければならない。 訴訟費用を異担させ

龍谷大学矯正・保護総合センター



一般的指揮とすることができる。 飲客官は、その管轄已城により、司法警察職員に対し、複金の訪りを求りった方は姿 ためは要な犯罪搜查の重要な事受 に関する理則を走めるものな限られる

て投資の補助をなせることができる、 松茶官は、自ら犯罪を授金する場合において必要があるときは、司法禁養職員を指揮

前三項の場合において、司法警察職員は、檢察官の指示又は指揮に從わなければなら

第百九十四條 檢事就長、檢事良久は檢事正は、司法警察職員が正当な理由がなく檢察官 は特別已公安委員会に、警察官又は警察交員たる者以外の司法學養減泉については、 司法警察職員については、國家公安委員会、都道府縣公安委員会 市町村公安委員会又 の者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞの懲戒又は罪免の訴追をすること の指示人は指揮に從わない場合においては要と認めるときは、警察官又は禁察免夷たる

が直所都公子子経 专町 The through

許近を受けた者を懲戒し又は罷免しなりればならない、 前での訴述が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めるところにより くは歌を奏文をる者以外の司法祭祭戦員を懲戒し若しくは罷免する後限を有する

第百九十五條 務を行うことができる。 檢察官及び檢察事務官は、搜查のためは要があるときは、管轄已城外で職

等百九十六條 像へある者は、被殺者その他の者の名誉を害しないように注意し、 微察官、檢察事務官及び司法警察職員並びに并護人その他職務上搜查に関 に注意しなければならない。 且つ、複型の坊で

等石九十八條 但し、我們の処分は、 現金については、その目的を達するためは要な取調点することができる。 この法律に特別の及のある場合でなければ、 これをすることがで

搜査については、公務所又は公私の関係に照会して必要な事項の報告を取りることが

家石九十八條 檢察官、檢察事務官又日司法督奏職員日、 犯罪の投金をするについては要

龍谷大学矯正・保護総合センター

ることができる 遺術又は勾留されている場合を除いては、 あるときは 被疑者の出頭を取め、 それを取り調べることができる。 出頭を犯か、又は出頭後、 10 何時でも退去す 被發者在

前便の に際しては、 被疑者に対し、 あらいじめ、 供送を担ひことができる旨を

「牙を行ればならない

い、被歌者が増減変更の申立をしたときは、 前項の額常は、 これを被殺者に関発させ、 これを調書に録取することができる 又は続う聞かせて、誤がない その伏逐を調書に記載しなりれ 作ならない かを問

ことができる。 放於者が、 調書に扱いないことを申し立てたときは、 但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。 これに署名押印する

第石九十九條 に足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらいじめ発する遠摘状により、 The La がてきる。 檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、被殺者以罪を犯したことを疑う 但し、 五百月以下の司金 拘留又は科料にあたる罪に これを建 ては、

た感じない場合に限る。 正者た理由がなく前條の規定による出頭の求

利がに通知しなければならない。 たついてその被殺者に対し前に逮捕状の請求又はその飛付があったときは、その旨と城 檢察官又作司法警察員は、第一項の逮捕状と請求する場合において、同一の犯罪事实 前項の逮捕狀作、 依察官又は司法警察員の請求により、これを発す

第一百條 署その他の場が、有効期間及びその期間経過後は後摘とすることができず食飲はこれを 返還しなければならない旨望びに発付の年月日その 個裁判所の規則で定める事項を記載 し、裁判官が、 速柳状には、 これに記名押がしなければならない。 被疑者の飲名及び住居、 罪名、被疑事矣の要旨、列致すべる宮公

第一有一條 透謝狀以其自被殿者を透補了自に比、透衛状を被裝者に示さなりればなるな 第六十四條第二項及が第三項の規定は、遠捕獣たついてこれを連前する。

第七十三條第三項の規定は、遠柳以下より放設者を選佛する場合にこれを連用する。

龍谷大学矯正・保護総合センター

§ 280I

第二百二條 檢察事務官又は司法他在於这個状によう改設者を逐柳したときは、 松原子が宮はこれを検察官に、 司は巡査はこれを司法督奏災に利致したりればならない 直ちた、

第一百三條 司法終於長は、透明以下より被疑者を選擇したとえ、又は透辨以下より透摘 入時間以内下書類及び在機物とともにこれを検察官に送致する手続をしたければならな ハを釈放し、 これた被疑者を食り取ったときは、近ちれ犯罪事実の要は及び行該人を選任することが できる旨を長げた上、井解の被会を殺人、解散のは要いないと思料するときは直ちにご 留置の必要があると思科するときは被疑者の身体を拘束をれた時から四十

選件することができるなは、これを告りることを安しない。 前項の場合において、 被殿方に并後人の有数ときなり、

第一項の時間の制限的に選及の今級を目をいとをは、 直与ト被張者を飲放しなけいば

第二百四條 ならない。 除祭官は、後衛状により被殺而と連柳したとう、又は遠衛状により遠衛され

しなりればならない。但し、その時間の訓除内に公訴を提起したときれ、句句の構象を ときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の句質を請求 留置へ水やがないと思科するとこは直ちにこれを飲飲し、留置の水やがあると思料する 犯罪事実の要旨及以并後人を選任することができる旨を告げた上、弁解八概会を與え、 ることを思しない。 大教教養へ前何の残及により道致された被好者を除く、)を愛り取ったときは

故しなりのばならない。 前項の時間の副很内に勾留の請求又非公許の提起をしないときな、直ちに被疑者を飲

前條第二項の規定は、第一項の場合にこれを進南する、

第一百五條 檢察官は、第二百三條の規定により送飲てれた被疑者を發け取ったときは、 日解の機会を與え、留置の空夢がないと思門するときは直ちたこれを秋故し、 の勾留を請求しなりればならない。 要があると思料するとこは被疑者と受り取った時のら二十四時間以及に裁判官に被疑者 留置の少

前項の時間へ別限は、 被疑者の身体を拘束された時から七十二時間を題えることかで

龍谷大学矯正・保護総合センター

やという \$280II 第二百大條 職祭官又出司法察察教がやむら得ない事情によって前工條が時間の制限に從 を請取することがてきる うことができないつたときは、 に被疑者を飲放しなければならない。 前項の請求を受けた裁判官は、 第一項及び第二項の時間の別限内下勾留の請求又非公許の提起をしないときは、 前二項の時間の例限外に公許を提起したときは、 松學官は、我則你にその事由之味明して下放發者の勾留 勾留の請水とすることを要しない。 直ち

第二百之條 前三條の現是による句質の請求を後午兵裁判官は、その処分に関し裁判析又 は裁判長と同一の機限を有する。他し、係叙については、 と認める場合でなりれば、句智状を発することができない 我判官は、前項の勾留の請求を受けたときは、 その遅延がやかと得ない事由に基く正当なものでうう 途やかに勾留状を発しなりればならか この限りでない。

ることができないときは、 10 L. 勾留の理由がないと認めるとき、 お留状を発しないて、 及び前條第一項へ規定により勾留版を発す 三ちに放設者の飲飲を命じなりればな

第二百八條 日以存に公訴を提起したいときは、檢察官は、直ちに被疑者を紙状しなければならない 前俸の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十

おない。

P\$3 湖第二百十條 檢察官、檢察事務官又日司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期正年以 第二百九條 第七十四條、第七十五條及び第七十八條の規定は、遠衛状による遠補につい 問を延長することができる。この期間の延長は通じて十日を超えることができない。 てこれを連用する。 上の懲役者しくは禁錮にあたろ罪を犯したことを致うに足りる充分を理由がある場合で 献判官及 とひと得ない事由がうるというるときに、 松祭官の請求に 前項人期

ければならない。 遠衛状が発せられていときは、直ちに被疑者を釈放しなければならな

急速を要し、裁判官の逮捕状を水めることができないとえば、その理由を音げて被殺

この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を取める手続きした

者を選補することができる。

龍谷大学矯正・保護総合センター

一般行れ 一年二百十二条 第一百十一條 り被疑者が建御された場合と関する規定と準用する。 第二石條の規及は、前項の逮捕状についてこれを準用する 現た罪を行い、又は現に罪を行い終った者を現好犯人とする。 前條の場及により被疑者が送神された場合とは、 茶石九十九條の規定によ

左の各号の一にあたる者が、罪を行い終ってから問いないと明らかに認められるとき これを現が紀人とみなす。

職物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる完整その他の物を所持しているとれ人として返呼されているとき。

別体又は被版に犯罪の題着な記録があるとき、

強何されて迷天しょうとするとき。

第二百十四條 檢察官、檢察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を連捕したと 第二百十三條 五ちにこれを地方檢察配者しくは正檢察聽の檢察官又は司法警察職員に引き返さ 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを患者することができる。

を行ればならない。

第四百十五俸 司法巡查は、現行犯人を受け取ったとうは、速やかにとれを司法警察員下

引致しなければなまない

ることができる。 取らなければならない、 司法巡查以 らない、はないろうとこれ、機物者に対しともに完善に行くことを取めれたとなり取った場合には、建閉者の外石、住居及が使用の事由を聴る

第二百十六條 なれた場合と関する玩是を強用ける。 現行犯人以抵謝なれた場合には、第百九十九條の現反により被駁者が連神

第二百十人條 日のものは 五有用以下の罰金、拘留人作行所にあたる罪の現行配については、犯人の れではい場合又は犯人が逃亡するないある場合は限り、第一百

至 在地 第二百十八州 おろうときは 松展事務官吏 年司張松展職員は、犯罪の搜查をするについては要 れてんを状により、 **烂押** 投票又は絵記とすることができる。

龍谷大学矯正・保護総合センター



ときる、同様である。

人の住居又は人の有子する如花、建造物若しくな船舶のに入り被殺者の被索をする

行しなければならない。 前項後級の場合において装備状が得られなめったときは、一差押物は、直らにこれを還 虚補の現場で差押 投索又は松記をすること。 起作を判りかん 「あるうながろうとか

第一項の処分をするには、今秋は、これをは思えしたい

る場合には、第一項第一子の規定をも連用する。 我行する場合にこれを理用する、被要者に対して発せられた何打歌又在勾留状を執行す 第一項第一子及以前項內處走非、檢察事務官又作司法等察職員以勾引状又作勾留狀之

(从是)第二百二十一條 檢察官、檢察事務官又此司法察察職員は、被疑者是の他の者が遺留した 物又上所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、ごれを領置することかで

第一百二十一條 第九十九條、第百於、第百二條乃至第百五條、第百十條乃至第百十二條

龍谷大学矯正・保護総合セ

、人の住居又は人の看子する御名、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。但し松暮日、檢察事務官又は司法警察城員は、第二百十八條の冠足によってする検証のため 十八條の現走によってする押收又は捜索について、 第二百十八條又生第二百二十條の規定によってする於なについてこれを準用する。但し ナの徐等二項の規定によることを要しない。 係及心第百二十七條乃至第百四十條內堪定は、檢察官、檢察事務官又作司法等察職員於 又は搜索について、原石十一城、第百十四城、第百十八條、第百二十五條、第百三十一 務官又は司法警察職員が第二百十八條、第二百二十條及以前條の規定によつてする押收 日出前、日次後には、全状に夜間でも松紅をするととができる旨の記載がなりれば 等百十大條及が第百十七條の規定は、旅祭官、檢察事務官又は司法警察職員が第四百 第二石二十條の現及に下り放於者を搜索する場合において急速を要するとをは、第石 司法巡査は、第百二十二條乃至第百二十四條に現定する処分をすることができない、 第百十四條、第百十五條及以第百十八條乃至常百二十四條の規及此、檢養官、 これを準用する。

多名人事第一百一十二條 檢察官、檢察等務官人非司法察察職員は、犯罪人搜查をするについて供きときは、裁判所にその処分を請求しなりにだならない。 放ちずれについて必要があるときに、放験者とこれに立て会わせることができる。 第一項の規及により、自体の検査を担えだ者を過れたなし、又はこれに賠償を全すべ 檢察官、檢察事務官只日司法緊察職員日、第二石十八條の規定により差押、搜索又日 日後前後はい着きしたときは、日後便でもその地合を経続することができる。

第五十七條上規定する場所については、この限りでない

飲着しくは翻訳と場れすること 要があるときは、液凝者以外の者の出頭を取め、 第百九十八條第一項但書及び常三項乃至界五項の規定は、前項の場合にて小至進用す これを取り調べ、又なこれに鑑定、通

現日規定する地方と必要とするときは、検察官、檢察事務官又は司法警察員は、裁判官経立者を第二百二十四條 前條第一項の規定により強定を嘱託する場合において第百六十七條第一 にその処分を請求しなければならないっ 裁判官は、

前項の請求を問与し認めるときは、 第石六十七條の場合と準じてその処分

龍谷大学矯正・保護総合センター

局見接至茶二百二十五條 第一百二十三條第一項の規定による難定の城就を食けた者は、 前項の許可へ請求は、檢察官、檢察者務官又は司法警察員からこれをしなければなら許可と便りる、常石六十八條第一項に現定すり処倉をすることができる。

用する。 第四六十八條第二項乃至第四項及び第大項の應定は、前項の許可状についてこれを準 我判官は、前項八請求己相与と認めるときは、許可以を発しなりはばなうない

第二石二十大條 、第一回の公判期目前に限り、檢察官は、城判官にその者の紅人華問を請れずうことが が、第二百二十二條第一項の規定による取調に対して、出頭又在供逐を拒心だ場合には 松界の捜査に欠くととのできない知識を有すると明らかに認められ

年一石ので 東の根調に除して住意の快速をした者が、公判期日にないて日正也を受けずにした快速 人條 第二百二十三條第一項の規定による檢察官 檢察事務官又は司法警察職

問を請求することができる。 認められる場合には、第一日の公判期目前に限り、検察官は、裁判官にその者の狂人奉と其る供送さする僕があり、且つ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと 松祭官は、裁判官にその者の狂人奉

た欠くことができないものであることを映明しなければならない。 前項の請求とするたな、微察官に

第二百二十八條 前一條の請求を欠りた裁判官は、 と同一の機限を有する。 在人の昼間に関し、裁判所又は裁判長

き前項の再問に立ち会わせることができる。 裁判官は、搜查に支障と生ずる原がないと認めるときは、被告人、 被缺者又日等護人

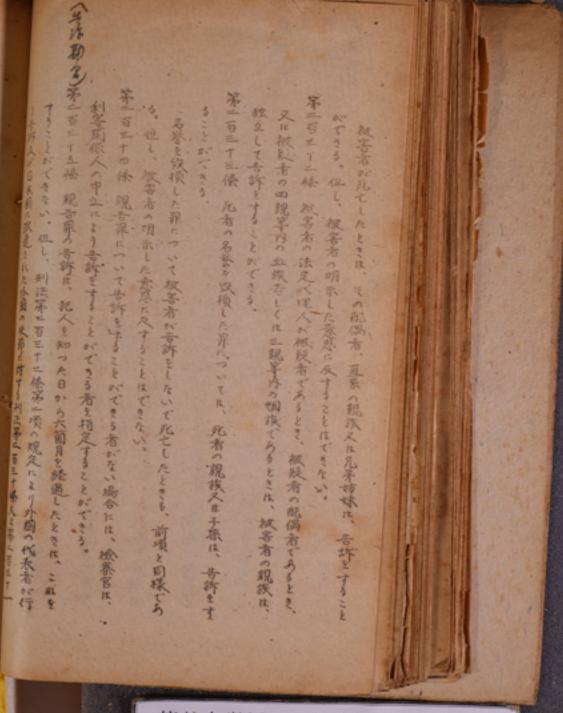
第二百二十九條 変死者又作変死の疑のある死体がある 方檢察聽又は己檢察聽八檢察官は、機調をしなければならない その所在地を管轄する地

(生好报名)第二百三十條 檢察官は、檢察事務官又及司法察察员に前項の处分を 犯罪により客と級つた右は、

第二百三十一條 被害者の法足以理人は、

10年代は日本山の市

龍谷大学矯正・保護総合センター



た日から大衛を火内にこれをしなければ、その効力がない。 係の罪につきその使節が行う告訴については、この限りでない。 刑法第二百七十九條但書の場合におりる告訴は、婚姻の無効又非取消の裁判が確定し

第二百三十六條 告訴をすることができる者が数人ある場合には、 他の者に対しその効力を及ばるない。 一人の期間の快過は

つるたのなりあいる三十七条 前二項の規定は、 告許の取消をした者は、更に告訴をすることができない。 告訴は、公訴の提起かあるまでこれを取り消すことかできる 請水を持つて受理すべき事件についての請求についてとれと連用す

(なっぱんすりない石を十八條 親告罪について失犯の一人 親告罪について大犯の一人又は数人に対してした各訴又はその取消は、

前項の規定は、告発又は請求を持つて及理すべき事件についての告発力し

はその取消についててれを連由する。

第二百三十九條 何人でも、 犯罪がある

龍谷大学矯正・保護総合セ

を竹根ばならない。 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、 お花とし

同様である。 三百四十條 告訴は、代理人によりこれをすることができる、告訴の取消 についても

第二百四十一條 ればならない。 告訴又は号飛は、書面又は口頭で檢察官又は司法警察員にこれをしなけ

ばならない。 檢察官又日司法警察英は、口频による告訴又比告発を受りたときは調言を作らなりれ

第二百四十二條 烈及び証拠物を檢察官に送付しなりればならない. 司法等奏気は、告訴又はか発を食りたとうは、速々かたこれに関す

第二百四十四條 第二百四十二條 前二條の規定は、告訴又は告答の取消についてこれを準用

くます。日本日に成意とれた公園の東部を行する刑法第二百三十條人与第三百三十一の取消日、第三百四十一條及が前係の規定にかかわらず、外務大臣にこれをすること 刑法第一石三十二條第二項の規定により外國の代表者が行う告訴又はそ 小林大臣にこれをすることが

(到了 第二百四十五條 第三百四十一條及び第二百四十二條の規定は、自首についてて小を車用 の罪につきその使命が行うる許又はその取消る、同様でうちゃ

第二百四十七條公許出章公許 第二百四十大條 い、但し、絵茶賞が指定した事件については、この限りでない。 合を除いては、速やかに書頭及び狂機物とともに事行を檢察官に送致しなりればならな 司法際展員は、犯罪の搜查をしたときは、この法律に特別の定力方を場

公昨日 松祭官がとれを行う

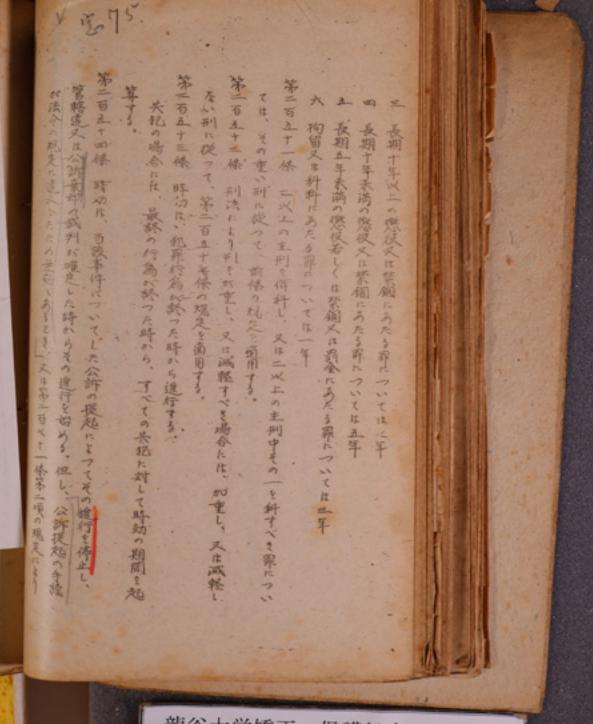
第二百四十八條、犯人の性務、年齡及び衛經、犯罪の軽重及が情狀五がに犯罪後の情況に よりが此と必要としない こ公訴を提起しないことができる。

第二百四十九條公許は、檢察官の花定した故者人以外の者にその効力を及ばさない 有五十條 時効は、左の別問と経過することによって完成する。

死刑にあたる罪については十五年

無明の然後又日祭風にあたる現については十年

龍谷大学矯正・保護総合セ



各所論はいずれも前提を欠き、刑訴法四○五条の上告題由にあたらない。

の知り

した

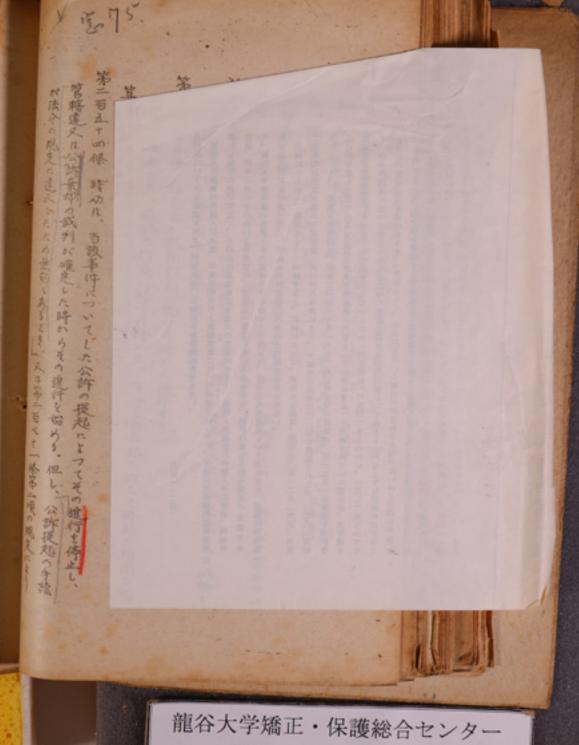
民にし本件に適切でなく、その余は単なる後令違反の主張にすぎず、被告人與儀弦の弁護人平山芳明、 等級、同平山忠のその余の上告題立は、恵出三一条違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の 五張 であ **店合進区の主要であつて、いずれも刑罪法国○宣奏の上告理由にあたらない。** 液告人與低幾の弁護人安末號、同鬼追明夫の上告難意第二は、判例違反をいうが、所論引用の判例は事業を て、被告人平省英美の弁護人本内宣拝のその余の上告雎怠は、原佐三九条違反をいう点を含め、実質は単たる に不実の「保存登記」をなさしめた点を示しているのか「表示登記」の訴訟であるのかが、一見して明らかでな 訴」という。)、同地方裁判所は、昭和五一年一一月一八日、 二記載の公正征吉原本不実記載・同行使の事実により、 るに当り最も信要である公正証書原本不実記載の内容として「保存登記」と記載されている部分が、文字通り く、併合罪関係に立つと考えられる右二つの登記に関する不楽記載のいずれともとれるような記載の存するこ 所論にかんがみ、政権をもつて判断すると、記録によれば、被告人三名は、昭和五〇年一二月二六日、 である。」として、右公路を繋がする利決をし、 15、核原官が別紙一記載の本件各公部事実につき、被告人三名をあらためて起訴したところ、 となどの理由五点を挙げたうえ、「全体として、その訂正ないし補正の許される余地のないほど訴訟が不特定 前記目起源には、公路提起の不存在と目される程度の意大な現実があつて本件各公孫事実につき公孫時効の進 同各公認事実については本件総談首略すでに公認時効が完成しているとして、 右列決はそのころ確定したこと、 大阪地方独利所に公路を提起されたが(以下、「旧記 右公訴事実の記載中、罪となるべき事実を特定す 第一審判決は、 阿泰田

> でその 多

かって

12

龍谷大学矯正・保護総合センター



第一百五十五條 犯人が國外にいる場合入は犯人が逃げたれているため有効に起訴状の送 達がてきなかった場合には、時効は、 時からその進行を始める。 進行を停止する。 公野の提起がその効力を欠ったときな、この限りでない。 犯人が風外にいること又は犯人の逃り恐いているため有効に起訴状の謄本の送達がて 大犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の失犯に対してその効力 この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した その國外にいる期間又は逃り徳れている期間その

②起訴版 二日、 中一百五十六億の公許の提起は、起訴状を提出してこれをしなければならない きなかったことの証明に必要を事項は、裁判所の規則でこれを定める。 左の事項を記載しなければならない。

一 被告人の我名その他被告人を野尾するに足りる事項

- 心野事家

明名

受け、1000円、100円のである。利訴法四○五条の上告理由にあたらない。

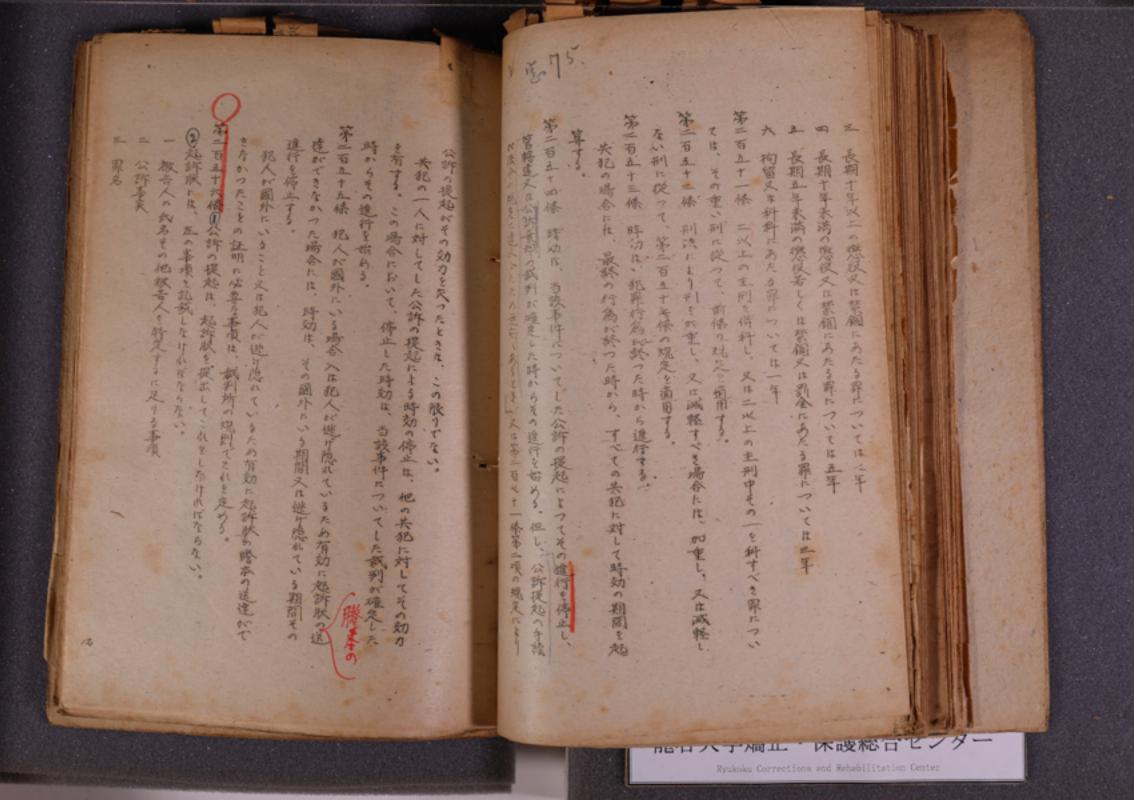
(IIII)

唐倫、同平山忠のその余の上告総立は、憲法三一条違反をいう点を含め、実質は単なる综合違反の 主 張 で あ 真にし本件に選切でなく、その会は単なる法令違反の主張にすぎず、被告人典儀はの弁護人平山芳明、同権田 り、彼告人平岩英美の弁護人本内道拝のその余の上告題意は、恵法三九条違反をいう点を含め、復質は単なる 被告人與張騰の弁護人安本建、同鬼追明夫の上告履意第二は、判例違反をいうが、 所論引用の判例は事案を

行を停止する効力がなく、関各公派事実については本件起訴当時すでに公訴時効が完成しているとして、被告 前記印起訴には、公訴提起の不存在と目される程度の重大な瑕疵があつて本件各公訴事実につき公訴時効の進 日、検察官が別紙一記載の本件各公路事実につき、被告人三名をあらためて起路したところ、第一審判決は、 である。」として、右公訴を要却する司決をし、右判決はそのころ確定したこと、その後昭和五三年六月二八 に不実の「保存登記」をなさしめた点を示しているのか「表示登記」の訴記であるのかが、一見して明らかでな となどの理由五点を挙げたうえ、「全体として、 く、併合非関係に立つと考えられる右二つの登記に関する不実記載のいずれともとれるような記載の存するこ るに出り最も重要である公正証券原本不実記載の内容として「保存登記」と記載されている部分が、文字通り 源」という。)、同地方裁判所は、昭和五一年一一月一八日、右公認事実の記載中、罪となるべき事実を特定す 二記載の公正証書原本不実記載・同行使の事実により、大阪地方裁判所に公訴を提起されたが、「以下、「旧起 族合進反の忠宏であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告期由にあたらない。 所論にかんがみ、職権をもつて判断すると、記録によれば、被告人三名は、昭和五〇年一二月二六日、 その訂正ないし何正の許される余地のないほど説説が不特定 別版

力を有するとして、第一等判決のうち公司事実第一に関する三分を改業して右部分を第一事或目所に 差し 民訴事実第二については公請時効の進行を停止する効力を有しないが、同能一については右特効の進行群止の効 検察官が提訴を申し立てなるころ、見利洗は、旧起訴は本件公

龍谷大学矯正・保護総合センター



③公許事実は、許回を明示してこれを記載しなければならない。許四を明示するれは、 できる限り日時、物所及が方法を以て罪となるべき事実を特定してこれたしなければな

"の終在、被令人の防禦に変質的な不利為立生ずる虞がをい限り、公訴提起の幼力に動學 ● 罪るは、適用すべき罰係を示してこれを記載しなりればならない。但し、

(B)教佩の許因及公妻用此、明徐 ○知訴状には、例判官に事件につき予断を生ぜしめる疾のある者教その他の物を添附し を前的に又は状一的にこれを記載することができる

(他看多到)第二百五十八條 一人写好の口は第二石五十八條 の後巻名に送致したければならない。 のと思済するとをは、書類及び正規物とともたその事件と管轄裁判所に対感する檢察院 又なその内容を引用してはならない。 絵祭官は、事件がその所属檢察殿の対感する裁判所の管轄に属しないも 公所は、第一家の判決があうまでこれを取り消すことができる。

不起序才是於第二百五十九條 松祭官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被殺

ときる、同様である。 第二百六十條 檢養官は、告訴、告於又は請求のあった事件について、公許を提起し、又 通知しをければならない。公許を取り消し、又は事件を他の檢察廳の檢察官に送飲した はこれを提起しない処分をしたときな、速々かにその旨を告訴人、女発人又は請求人に 者の請求があるときは、遠やかにその旨きこれに告げなければならない。

「年上時院第二百六十二條刑法等百九十三條乃至等百九十六條の罪について告訴又は告発をした者 第一百大十一條檢察官は、告訴、告発又は請求のあった事件について公訴を提起でない 許人、告発人又生情求人いその理由を云がなければならない。 姓金をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、建せかに長

しない処分とした絵祭官に差し出してるれをしなければならない。 在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる は、松春宮の公許を提起しない処分に不服があるときは、その檢察官所属の檢察際の所 前項の請求は、第二百六十條の通知を変作た日から七日以外に、請求書き公許を提起

第二百六十三條 前條第一項の請求は、第二百六十大條の決定があるまでこれを取り下り

ることがてきる 前項の取下さした者は、その事件について更に前係第一項の請求をすることができな

第二百六十四條 檢察官は、第二百六十二條第一項の請求を理由があるものと認めるとか

第二有大十五條等二百六十二條第一項の請求についての審理及び裁判は、 は、公許を提起しなければならない。

をしたければならない。

若しくは簡易成判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、変命は 裁判所は、必要があるとこは、合議体の構成員に事実の取詞とこせ、又は地方裁判所

第二百六十大條 裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を食けたときは、左の臣別に從 官及び食乳裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

次先としなければならない。 清がには食上の方式に塩又し、苦しく日籍求难の民民食下でまたるのである必要

又は請求が理由のないときは、請かを豪却する、

第二百六十七條 前條第二号の決定があったときは、その事件について公野の提起があっ たものとみなず。 請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第二百六十八條一裁判所は、第二百六十六條第二号の規定により事件がその裁判所の審判 ければならない。 に付されたときは、その事件について公許の維持にあたる者を午後せの中から指定しな

金は、檢察官に嘱託してこれをしたければならない。 まで檢察官の職務を行り、但し、檢察事務官及び司法警察職員に対する搜查の指揮不住 前項の指定を受けた弁護士は、事件について公訴を施持するため、裁判の確定に至る

果とみなす。 前頭の現立により檢察官の職務を行う并後士は、これを法令により公務に從事す

の何行別の事情があるときは、何時でもその指定と取り消すことがてきる、 裁判所は、第一項の指定を受けた并獲士がその風勢を行うに適さないと認めるときそ

第二百八无条 裁判所は、第二百六十二條第一項の情水とまず了場合又作その情報の取 下があった場合には、決定で、請求なに、この請求に関するを流によって生じた費用の 全部又は一部の賠償を合することができる、この次見に対しては、即時抗去をすること 第一項內指是臣發中左奸該中三位、政会人先的了類內力而至於十方。

多犯, 向旅第二百二十條 檢察官は、公許日提起後は、於弘 即の国家、民意勝字することができる 一門丁士夫人が紅松物と問門と

第三章 公判

第一節 公利準備及於公判子統

第二百七十一餘 裁判所は、公許の提起があったときは、近滞なく起訴状の港本る被告人 に送達しなければならない。

提起は、さかのぼってその効力を失う。 公前の提起があった日から三角月以外に庭所状の港本が送達されないときは、公訴の

第二百七十二條我利所は、公許の提起があったときは、逐帯なく被告人に対し、好後人 告人に升渡人があるときは、この限りでない、 いときは弁護人の選任を請かすることができる旨を知らまをければならない、彼しい彼 を選任することができる自及以食明をの他の事由により升後人を選供することができな

公判期目には、被告人を召喚したければちらない。第八百七十三條教判長は、公利期日を足めなければならない。

第二百七十四條 公判期日は、これを徐経宮、年護人及び補佐人に通知しなければならない、

我判所の構作にいる教養人に対し公判期日を通知したときは、

選達があった場合と同一の効力を有する。

第二百七十五條第一回の公判期日と被告人に对する召喚状の送達の間には、教判所の見 刺で定める猶予期間を置かなければならない。

ある多文第二百七十大條 教判所は、檢察室、被告人若し人は与該人の請示しより又は職権で、公 判押口を変更することいできる。

及水被告人又は午後人の意見を聴かなければならない。但し、急速を要する場合は、こ の限りでない。 公判期日を変更するには、教判所の規則の定めうところにより、あらかじめ、檢察官

人に対し、異議さ中し立てる機会を與えなければならない。 前項但書の場合には、変更後与公判期日にあいて、まず、檢察官及改被告人人は奸護

第二百七十七條 裁判所がその権限を應用して公判期日を変更したときは、訴訟関係人以 、最高裁判所の規則又は訓令の見めるとこうにより、司法行政上の措置とかめることが

1月九一

出しなければなちない。 てきないときは、裁判所の規則の定めるところにより、正師の診断書その他の資料を提

第二百八十條、公許の提起があった後第一回の公利柳目までは、勾留に関する処方は、教 第二百七十九餘 裁判所は、檢察官、被告人若しくは并設人の請求により又に職種で、 務所又は公私の園体に風会して必要を事後の報告をおめることができる。

判官がこれを行う。

限以に公部の提起があった場合には、数判官は、速やかに、被者事件る告げ、これに関 する陳述を張き、与留歌を発しないときは、直ちにその秋放を向しなければならない。 我在被放者ですなの間されていないしのについて祭二百四條又は祭二百五條力時間力制等百九十九條差しくは第二百十條が規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕さ

第二百八十一條 放人については、裁判所は、等百五十八條に掲げる事項を考慮した上 、檢察官及以被告人又は午該人の意見を聽る以妻と認めるときに限り、公判期日外にか いてこれを再門することができるさ 前二項の教判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の被限を有する。

公知此 第二百八十二年 第二百八十五條 第二百八十四條 ・といてきる 出頭をなければならない、そのにの場合には、数判所は、放者人の出致がなり機利の保 後のたの重要でないとぬめるとさは、被告人に対し公判期日に出致しないこしを許すこ 日に出頭することを要しないの仙し、汝古人は、代理人を出頭をせることができる。二百八十四條五七月以下の罰金又は科科にあたる事件については、被告人は、公利期 公判廷は、裁判官及状裁判所書記が列南上、且つ松昼安以近席してこれを開く 公判期日にかける取情は、公判处でこれを行う、 放き人が法人である場合には、代理人を出願させることができる。 拘留にあたる事件の敬告人は、判決の監告とでも場合には、公判期日に

第三百八十六後 前二年に規定する場合う外、被告人以公判期日に出題しないときは、 第二百九十一條の手続をする場合及が判決の宣告でする場合には、公判報日に出致しな ければならない、その他の場合には、前項後の例による。 間見することはできない。 長衛三年以下の後後がしくは禁御又出五十円を超えるるないあたる事件の被告人は、

第二百八十七條公前延によしては、放告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人 が暴力を振い入は逃亡を企てた場合は、この限りでない。 被告人の身体を拘束したい場合にも、これに有守者を附することができるい。

第二百八十八條被告人は、裁判長の許可如なければ、退延することができない。 ることができる。 歌門長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持する在め初古与処分をす

(おこの事は)第二百八十九條 死刑人は無期若しくは長期三年を超える係役若しくは禁錮にあたる事件 第二百九十餘 第三十七條谷号の場合に并後人が出頭しないとこは、裁判所は、職権で年 後人を附することができる。 又は牙渡人がないとうに、戦打長は、職権で牙渡人を持しなければならないと を管理する場合には、弁護人がなければ問近することはできない。 年後人が歩ければ開返することかできない場合において、年後人が出験しないとき、

年度以及 第一百九十一條 於察官は、まず、起訴状を前説しなければならない。 我判故は、是作状の潮読が終った後、被告人に対し、終始沈默し、又は個々の範問とこ

対上陳比を指むことにてきる旨るの他裁判所の規則で宜める被告人の権利を保護するに 必要な事項を告げた上、被告人及以等後人に対し、被告事件につりて陳正丁多機会を

在於湖北、前條の子統が終った後、これを行う。

第二百九十三條 しなければな 証契調が終った後、檢察官は、事实及が法律の適用なかいて意見を陳近

被告人及打斗後人以意見を降近することができる。

(好好榜樣)第二百九十四條 第二百九十五條 ほ人の本質的を強利を害しない限り、これを制限することができるが你公開俸人の被告 人に対する保証を取める行為についても同様である。 複するとき、又は事件に関係のない事政にあたるときをの他相当でないときは、 心判期日における訴訟の指揮は、裁判長がこれを行う。 教判長は、訴訟関係人のする再問又は陳連い既にした是問又は陳述と重

第二百九十六条 征巡問のはどのに、檢察官は、証拠じより証明すべき事度を明らかにし 京中在官厅 川物に事件について偽見又は予斯を生せしかを戻のある事

項を述べることはできない。

第二百九十七條 我的所以依然爱及以被告人人比并沒人の女見多聽之、在她朝の範囲、 順方及い方法を定めることにてきる。

第二百九十八條の世界管、被告人又は午後人は、在極衛を清水下ることができる。 き、第一次の規定によりなのなない特点を抽、服存又は方はを変更することができる。 裁判所は、適当と認めるときは、何呼でも、徐察官及以被去人又は存該人の最見を聽 前項の手続は、合然体の構成員にこれをさせることができる。

請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る談会を終え第三百九十九份の旅察室、放告人人は母談人が飲人、鑑定人、通飲人又は解放人の品問を 国裁判所は 手方にこれら問題する状心を興えるければでくない、但し、相方方に異様のないとうは なければちらない。社響最又は性終的な病を精がするについては、あらかしめ、相 少安とだのうときは、敬様では秋間を下ることができる。

が此高いの一般利所以職権で在教育の決心とするについては、故感官及以及七人又は母後人の意見の為外間が、この在りでない。

を聴いますにずからない。

第三百條 外三百二十一條军 以外二方後段の就定によりな計をすることができる書面に ついては、検察をは、始ぎるの取機を指取るなければならない。

できる被告人の你这が自白である治なには、犯管事実に関する紀の在級が取り間でられ第三百一條 第三百二十二條及下第三百二十四條第一項の題足はより証拠とすることに必 在後でなければ、その取問を清京するともはできない。

第三百二條 第三百二十一條乃至第二百二十二論又其第三百二十六條力規度大 と分離してるる取詞を請求しなければならない。 すうことができる書面が複金花帰の一部であるときは、橋屋安は、できる孩子他の部分

花載した書面並いに抑放もた物については、我種所は、公理場によいて在松青類又は第二百三年 公門理像においてした版人とま他の者の是問、檢放、押收及改復家の結果を 証拠物としてこれを取りはいなければちみない。

第三百四條 在人、極近人、通过人义正是在人社、教科表义在路局已裁判官が、まず、こ

定人、近次人又は慰飲人の取消が、微察官、被告人又は弁護人の請求収かかるものであ るときは、新かそした者が、先に尋なする。 生之人、過於人又は能於人と耳間することができる。この場合にあいて、その社人、惟 京次人又下寺蔵人は、前項の再開が於った後、裁判長に告げて、その在人、

異問の順序を変更することれてい 裁判所は、適当と該めるときは、松原官、被告人又は升護人の意見を歌き、前二項の

は、自らこれを前院し、又は陪布の裁判官者しくは裁判所書記にこれを朗読させること、教料表は、そろ収納を請求した者にこれを朗読させなければならない。但し、教判長年二百五体、松深官、放李人又は年投入の請求により、回来書類の取削をするについては

第三百六休 又は陸南の我題は若しくは就利所書記にこれる朗読させなければならない。我物所は職様でに松を頼の永明をするについては、我物長は、自らをの書類を開後し 於感し、夜七人又は丹僕人の前水により、証拠物の取前をするについては、

裁判長は、孫本言した前をしてこれを示さるなければならない。但し、我判長は、自ら

これを示し、又は除布の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させることができる。 裁判所以職種で症状物の取調をするにつりては、裁判長は、自らられる所な関係人に 又は陪席の裁判におしくは教判所書記にこれを示させらければならない。

第三百七條 証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調でするについては、前條の規定

第三百八路 以来とする適当な技会を抑えなければなりない。 教判所以、檢察官及以被告人又は并獲人仁対し、 許独の証明力を争うために

「差別のはま」不三百九條の松谷官、被告人又作年後人は、在状期に関し異議を申上立てることができる

②於八下、被告人又は并後人は、前頭に規定する場合の外、我對於の然句に対して異数 を切じたてることいてきるけ

一次の見多家三百十條 在於南京於っ正在經常與人任正經物は、運廊与くこれを裁判所に提出しなける。 我們所は、前二項的中立にかいて決定をしなければなりない。

とかできる。

(聖祖女祖) 第 第二百十一條被告人は、終治に飲る、又は何々人質問に対し供述を担むことができる。 人の伏迹を取めることができる 被告人が住意に供述をする場合には、教判長は何所でしい要とする事項につき被告

項の状送さないることができる。 陪布の裁判官、檢察は、分谈人、共同被告人人はその升後人は、教判表に告げて、前

第三百十二億の裁判所は、徐察官の前次があるとこは、公前軍人の同一姓を害しない及及

B新利所は、麻理の極過に盗引過おと記事とととは、新国又は罰係と進加又は表更す? きことを行することいてきる

③裁判所は、新国人は前縁の遺れ、松田又け変更かあったとこは、虚やかに追加、松田 又は変更された部分を放ち人に過知しなかればなりない。

日 裁判所任 許国又は罰係の追加又小変更トより被宣人与防禦に家氨的左不利益を生下

多度以あると認めるとこは、彼谷人又作并很人の情がむよう こうたのは多なお間心如うれを停止しなければちらない。 决处了、被专人下充分外

第三百十三條 裁判所は、進者と得のるとうは、檢察官、被告人若し人非年後人の請求に より又は職権で、決定と以て、弁為を分散し若しくは得合し、又は終端した并為を再開

こうにより、秋定を以て井橋を合職しなければきらない。

第三百十四條被告人が以往寝失の状態になるときは、檢察官及打并讓人の意見を聽さ、 新、刑の見除又は公前を即の散列をすべきことが増あかな過合には、被於人の出頭を持 決定で、その状態の続いている朋公知子院を何止しなければならない。他し、無難、見 たないで、直ちにその裁判をすることができる。

被告人の病我のため出頭することができないとこは、故察室表が弁蔵人の意見を聽さ 決定で、出題することができるまで心利を続き行止しまければならない。但し、第五 四株良世界二百八十五根の親在むよう代照大を出頭させた場合は、この限りでな

日本鉄智學會創立總會のお知らせ

記じより日本後性保育の創立総合と第二回機構大會を開催致しないと存じます。 一、自時 「昭和二十三年八月三十日(日曜)午前九時三十分-年月四時 一、相所 東京大學法學の第三十二条教堂

迎者と認める場合の外

の公列物口に出致する

台籍報告、台間の決定、 役員の選挙、立 総 會 午 前 九 時 三 十 分 よ り

本書計場の定詞

れかをければならな

なければならない

被告事件か会議体で

大会 研究報告は各国十五分とし、各四十五分討論を行うことの分子でル・ソロヴィコフの独智が 油 縣 縣 よ 東北大學教練 在 一時 法 學 博 士 田中對太郎

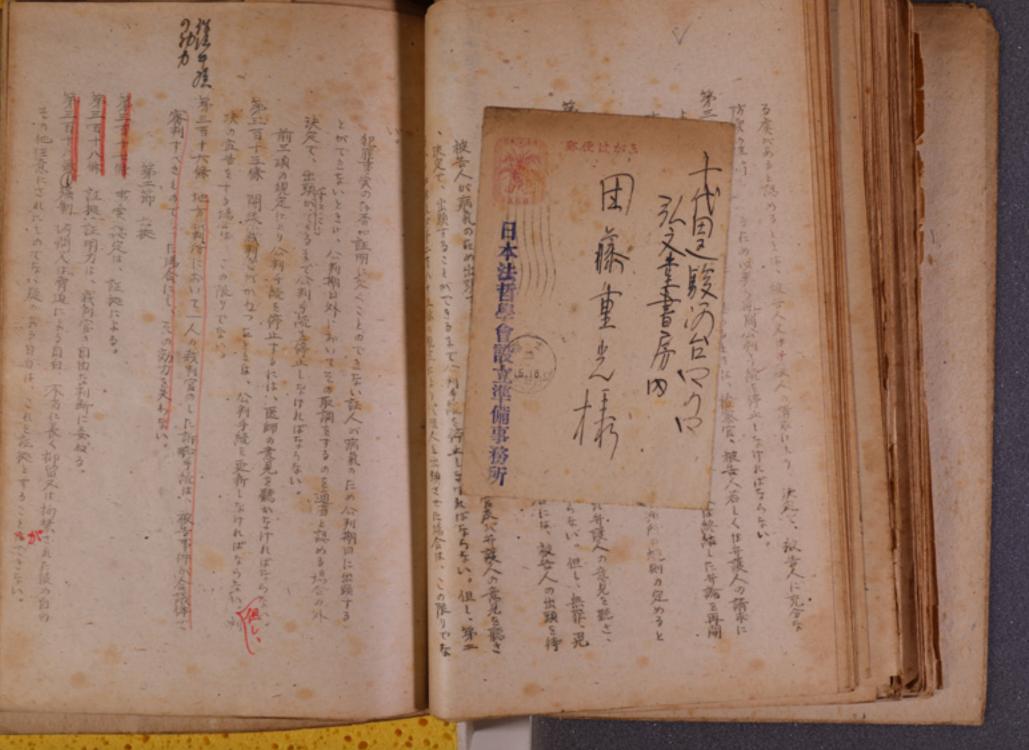
日本法哲學合設立務企人

造器 富田に治会得行参照います

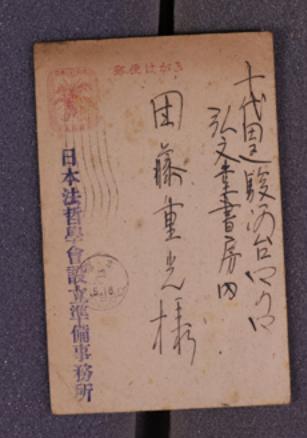
三十分上 在秋による。

第三百十八年 直接に正明力は、我阿信の自由な利断に奏なる。

そろ他程意にされたものでないたかまる自立は、これとな数とすることなできない。



龍谷大学矯正・保護総合センター



龍谷大学矯正・保護総合センター



龍谷大学矯正・保護総合センター

多被告人は、公判ににおける目出であるとをとと関わず、その自らが自己に不利益な难 一の証拠である場かには、有罪とこれない。

者の署名及は押却カまらものは、左の場合に限り、これを証拠とすることができる。と第三百二十一條被失人以外の者が作成した保運事をの者の供述を解取した書面で伝 第三百二十條 第三三二十一條八五年二百二十八條に規定する場合を除いては、公利期日 (多前二項の自白には、起訴すれた犯罪について有罪であることを自認する場合を食以 にかける快速に代えて、古面を証拠とすることはてきたい しくは身体の政際は所在不明はよるだしくは國外にいうため公利準備者とくは心判如数判官の面前における快速を解取した書面については、その供或者が死亡、精神を おいて前の供後を果った保養をしたときつ ことができないとき、又は快速着れ公利軍備若しくな公判御日に

しくは見降の政律、所在不明事者とくは國外にいるにめ公利準備者とくは公利知

こことがてきないとき、又は公利準備若し人は公利期日において前

於祭室の面前にれてる保運を解取した書面については、その保速者が死亡、精神子

あるとき、但し、その伏述が特に信用すべき情えのでいされたものであるときに限る ことができず、且つ、その保述の犯罪事後の存金の証明に欠くことができないしので 降、所在不明の見め着りなは例外にいるため公利準備又は公判衙日において候还する 判期日における供逐よりも前の供述を信用すべき特別の状況の存するときに限る、 前二号に掲げる書面以外の書面については、供逐者が死亡、精神若しくは身体の故 の供達と相及するか若しくは突気的に異った供述をしたとき。但し、公判準備又は公

納被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における快速を係取した書面又は裁判所 若しくは我判官の檢証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠 とすることができる。

したとまは、第一項の規定にかめわらず、これをは拠とすることができる。 公利相目において証人として尋問を受け、その異正に作成されたものであることを供述 盤足の経過及が結果を記載した書面で鑑文人の作成したものについても、前頭と同様 於察官、檢察事務官又は司法學察職員の檢証の結果を記載した書面は、その供述者が

又は押印のあるものは、その候遊が被告人に不利益を事実の承認と外容とすらものであぬ三百二十二條 被告人が作成した供送書、報告人の保送を帰取した書面で被告人の署名 るとき、又は特に信用すべき情况の下にされたものであるときに限り、これを証拠とす あると認めるときは、これを設地とすることがだとない。 ることができる。祖し、被告人に不利益上帝实正本なるみ容とする書面は、その承認が 自白でない場合においても、第三百十九年の規反に準じ、任意にされたものでない数が

第三百二十三條前二條に掲げる書面以外の書面は、左かえのに限り、これを注拠とする

こしいできる。

することができる事実につりてその公務員の作成した意面 商業提海、航海日談をの他蒙接の通常の過程にあいて作成された書面 京務處本、公正記書陽本三の他公務具八外国の公務員る食ものンかるの職務上於明

第三百二十四條 前三号に掲げるものの外特に信用すべき情况の下に作成された書面 被告人以外の者の公判準備又は公判期日における洪速で被告人の供送を

第三百二十五條 我有所は、前四條の規定により該極とすることができる書面又は快速で れば、これを証拠とすることができない。 ける状迹のななとなった他の者の供述が程意にはれたものかどうかを調査した後でなけ あっても、あらかじめ、その言面に記載された快迎又は公列準備若しくは公判期日にか 将容とするものにつらでは、第三首二十一條谷一項祭二号の規定を平用する。 そのか答とするものについては、第三百二十二条の規定を平用する。 被告人以外の者の公判準備又は公判期口における候述で被告人以外の者の供述をその

第三百二十六條 檢察官及び被告人が証如とすることに同意した書面又は供逐は、その書 十一個乃王前係の規定にかかわらず、これを正拠とするにとがてきる。 面が作成され又は供述のこれたときの情况を考慮し相当と認めるときに限り、禁工百二

は、この限りでない。 いとまは、飲みの回恋いあったものとみなす。但し、代理人又は开護人が出版したとき 被告人が出頭しないでも証状調を行うことができる場合にあいて、被告人が出頭しな

第三百二十七條教利所は、檢察官及以被七人人は并發人以合意の上、文書の內容又は公

祭三百二十八條 第三百二十一條万至第三百二十四條の規定により証拠とすること以でき 判期日に出頭すれば快送することが予ねされるその代送の外容を書面に記載して提出し たときは、その文書又は代述すべき者を取り調べないでも、その言面を証拠とすること ない書面又は快速であっても、公割準備又は公外期日における被告人、証人をの他の者 ができるってい場合にかいても、その書面の在用力を学うことを妨げない。 の保速の証明力をすうためには、これを証拠とすかことができる。

第五百八十九條 被告事件が裁判行の問題に及しないときは、判決て管轄道の言漢をしな た事件については、皆務送か言以をすることはできない。 ければならない。但し、第二百六十大條第二号の規定により地方裁判所の審判に付され

第三百三十級 高等裁判所は、その特別強限に属する事件として公訴の提起からつな場合 かかわらず、決足一首を成初所にこれを移送しなければならない において、その事件が下級の裁判所の答照に属するものと認めるときは、前様の規定に

をすることができない。彼者人の中三かなりかば、土地等特について、管轄造の古政第二百三十一体 裁判所に、彼者人の中三かなりかば、土地等特について、管轄造の古政

· 時達· 由立江、 お古事件につきは機調を間接した級は、これをすることができない

安里下三十三次 第三 万三十二條 大定で管機地方成が付にこれを移送てなければならない。 既为我的何年、近方我的所において落的了るのを相めと

被世事件について把かのだりからつにとうは、保工方三十四級の場合を

學三百三十四條 京四百三十上條 除いては、別送で何の言義をしなければならない。 刑の机行猶予は、刑の古海又同時に、川沢てその古漢をしまければ年気なる。 被告言作について別と見除するときは、判決でその旨の玄波をしまけれ 有罪の言波を丁うけは、罪となるべき事史、紅機の棟目及な法令の適用

を示さなければならない 浅律上犯罪の成立を妨ける理由又作例の加重城更の理由となる事実が主張されたどき

男三百二十六体 被告事行が罪とこうないとき、又は被告事件について犯罪の知明がない は、これに対する不能を果さまければならない

ときは、判決て無照の言凝をしなければならたい。

第二百三十大條、次の場合には、判決で免許の言次をしをければならない。

確定判決を経正とき、 化罪後の治今により刑式廃止で京なとる。

大致があった

第二百三十八條 放告人に対して裁判権を有しないとき、 時好か完成したとき。 左の場合には、前決で公訴を来却しなければならなり

第三百四十級の規定に造成して心許が視起されたとき。

心訴提起の予続がその規定に達及したられ無効であるとき、 心折の視起があった事件について、更に国一裁判所に公訴が提起されたとき、

第三百三十九條左の場合には、決定で公訴を食却しなければならない。

かいとか。 起訴状に記載された事実が真矢であっても、何ろの罪となるべき事実を包含じてい

心許が取り消されたときの

被告人が死亡し、又体被者人たる法人が存続しなくなったとき。

等十株又は第十一條の規定により客判してはならないとき。

前項の決定に対しては、即時抗伤をすることができる。

與三石四十條 公訴の政消による公訴祭却の決定が確定したとさは、公訴の取消後犯罪事

実につきあらたに重要な証拠を察見した場合に限り、同一事件について要に今がを提起 することができる。

第三百四十一條 被告人が陳迎をせず、許可を戻けるいて退处し、又は秩序維持のため数 明長から退处を今せられたべてきは、その陳建を那かなんで、判決をすることができる。 判決は、公判处いおいて、宣告によりこれを告知する。

第二百四十八條 第三百四十二條 禁犯以上の町八处する判決の宣告があったときは、緑秋又は句明の執行

外三百四十四條 禁網以上の刑に处する判決の宣告があつ乃後は、第八十九條の統定は、 停止は、その効力を失り、この場合には、好九十八條の規定を準用する。

これを適所しない。

· 等人行不 好五百四十五條 無罪、冤訴、刑の冤除、刑の就行猶予、公訴兼却、管輕違、罰全又日外

将の刺決の宣長があつたときは、内留於は、その効力を失う。

ありりのからなが上百四十六條 第三百四十七次 たものとする。 押政した物について、没収の言波がないときは、理收を解く言波があつ 押板した城物で放客者に選付すべく連出が明られなものは、これを被要

者い選付する古波をしなければならない。

職物の対機として得た物について、被害者から交付の構束があったときは、前項の例

放ら選付した物について、別欧の古波がないとさは、遠付の古波があったりのとする

前三項の規定は、民事訴訟の子続に従い、利害関係人かその権利を主張することを好

第三百四十八條 待っていその就行をすることができず、又はその就行をするのに落しい国教を生する後 料又は追獄に相当する金数を納付すべきことを命ずることができる。 があると認めるときは、検察官の請求により大日戦他で、被告人に対し、反に罰金、科 依納付の裁判は、東ちにこれを机打することができる。 依納付の数判は、川の言波と四時に、判決でその言波をしなければならない。 裁判所は、罰金、科科文は追依を言い渡す場合において、別決の確定を

第五百四十九候 刊の執行猶予の古波を取り消すべき場合には、後祭官は、町の古波を食

をしなければならない。 けた者の現在地又は最後のは所地を管轄する地方裁判所又は断易裁判所に対しその請求

第三万五十條 刑法等五十二族の規定により刑を史むべき場合には、機器官は、その犯罪 しなければならない。この決定に対しては、即時抗長をすることができる 前項の請求があつたときは、裁判所は、故告人又はその代理人の意見を張いて決定を

市中について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならない。この場合には 、前條堡一項の規定を华用する。

祭五編 上訴

年一章 通列

伊五百五十一條 徐察官又は被告人は、上許をすることができる。

官の職務を行う身設士及び告該他の事件の依察官は、その裁判に対し各々独立して上訴 をすることができる。 して審判され、一個の数判があった場合には、第二百六十八條第二項の規定により發展 第二万六十六條第二字の規定により裁判所の審判に付された事件と他の事件とが併念

第五百五十二條 徐惠官又は被告人以外の者で決定を受けたものは、枕者をすることがで

第三百五十三條 被告人の法定代理人又作於住人は、被告人由ため上訴をすることができ

第五百五十四條 句問に対しては、知能の理由の聞不があったときは、その間示の請求を 、同様である。 した方も、被女人のため上がをすうといいできる。その上がを来かする次に対しても

第三方五十五数 原春日初ける代理人又は并沒人は、 快会人のため上がをすることができ

第三百山 八品 前三族の上部は一次な人の何不した意思に及してこれをすることができ

牙上有五十七條 上排は、 我利力一行に対してこれをすることができる

で上がをした さは、我利の全部に対してしたものとみなす。

祭三百五十九條 第三百五十八分 上かり後起期間下、我們が告知 された日から逃行する。 於察官、被告人又仁是五万五十二樣仁規定下与者件、 上がの取下をする

豆百八十林 とがてきる。 上がの取下をすることができる。 你正百五十三旅天日降三百五十四線上規定十与者は、 被告人の国意を得て

外三百六十一條 上訴の取下をした者は、その事件について更に上訴をすることができな

上班內以下に同意五小八被告人も、阿梯である。

外三百六十二條 おをすることができなかったときは、原教到所に上訴権回復の請求をすることができる る者は、自己又は代人の責に帰することができない事由によって上訴の提起期間内に上 學二百五十一條乃至第二百五十五條口規意 により上がるすることができ

第二百六十三條 内にこれをしなければならない。 上 許後門後の請求は、 市田小山 人石目 から上 一部の提起期 MI 不母

第三百六十四條 上訴接回彼人 上訴権回後の請求いついてした次戻に対しては、即時抗告をすることが請求とする者は、その請求と同時に上かの申立をしなければならない。

祭五百六十 五條 我们の就行を停止下る次定と 上新様田後の請示があったときは、張数判所は、前保の決定をするまで KILLON * A +1200 この場合に 12 松舎人に対し勾箔状を

第三百六十六條 代理者に差し出したとき 監獄にいる被で人か上 は、上部の 提 於の後起到問你に上於の中立者を監獄の長又日 起期間 外に上げるしかよのとみなす。

龍谷大学矯正・保護総合センター Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

を代書 被 告人が白ら中立書を作る の史質にこれをさせなければならない。 ことがてきないときは 聖松 天日七の代理者は、 九

する場合にこれを準用する。 古 六十七條 前候の規定は、監狱にいる被言人が上訴の城下 又作上好 4年 田後 20 輪 水

N. N. 春 亦作 多及 10 の取下があったときは、いる大十八旅 松祭官のみ において生じた実用 松祭官のみか上 图味 神俊をする。 折とした場合において、 当該事件の被告人であった者に対し、 上於 NA! 12 上川 X 4 12 07

牙三 規定を华用 定中、 The Bi 者に対する核 公利掉備及在公利期日に出頭丁るに要した旅祭、日名及び宿泊料盖でに弁銭人であ 百六十九條 被告人であつ 脚に限るしのとし、その類に関しては、 補機すべき費用 71 卷: 15 カンス の範囲は、被告人であった者又は 体 証人、弁護人であつ た者については并後人に関 刊市訴訟党用に関する法律の その井波人であつ .丁 72 观

五百七十條 在最高裁判所又は高等裁判所が、減失を以てこれを行う十條 補僕は、被告人であつた者又はその代理人の請求 により、 世故上你找判

大後一筒月以外にこれるしまければならない。 前頃の請求は、 者裁上許を来却する役別の各知かあった後又は当該上持の取下があっ

外三百~ 生をすることができる 時前の大の 外一次の次足である民 一人 かつ場合す 松松の を除いては、我別所の規則の定ろるとこうによる! この場合には、即時抗者に関する規定をおは門する 利所 がした心のに 対しては、外四百二十八条第二項の異議の中 この法律

外二章 挫折

茶三 6 地 於兵 20, :35 数 所 江湖之野門所 上三体一谷の判決 1= 廿

华三 勞三百 水灰で 以体立 京提 これを東切しる 走 からか 12 城市 明らかな控訴就の消然後いり五七十二年八年の日と、十四日とかと け水に京らない。この次是下 の消が後にでれたものであるときは、 所に放し出さなければならな 一村しては、

外三百 七十六 訴申立人は、裁判所の規則でたべる別個外に連排巡查者を控訴裁判所

又は檢察官府 控的灰龙 小級人の殊經常を添附しなければならない。この残線又作成年的の規則の定めるとこう 利の実めるとこうにより、中華を歌の資料

祭三百七十七條 書に、その寺はかあることの光分を証明をすることができるもの検察官又は弁護人の体 松青を添加し なければならない 左四 事向があっことを理由として独体のゆるもした場合には、投資をあ

滋存に從って山水裁判所三梅故しをかったこと、

法会により判決日間與することができれる民间信以刊次日間與したこと

青に、 市街かららことをはするによりるものを後羽しなければなるない。 七十八條 左の事内があることを理由とし春利の公開に関する規及に渡天したこと、 訴訟記録及び原裁判所において取り調でた社機に現われている事実であってその たの事内がありことを理由として投神の甲二をした場合には、弦が趣意

不法に骨糖又作常搬達をねりたこと

10 动 一次理し、 又はこれを養却したこと

いて的決をしたこと。 春利の請求を受けた事件について例状をせず、 又は審判の請求を欠けない事件につ

判決に連力を附せず、又は理 the 12 4

第三石七十九條 前一股の場合王除 なけれ 明らか 趣意書に、訴訟記録及び原教判所において取り論べ お影響を及ばすことが明らかであることを理由として控訴の中立をした場合には、 に判決に影響を及ばすべき法令の遠及があることを信ずるに足りるものを後用し ばならない " て、 神松午紙に法食の違及があってその違及が判決いちがいがあること 下拉號:現力 れている事実であって 控訴

第三百八十條 二至至理山 判決に影響を及ばすべきことを示さなければならない 法令の て控訴の中立 通用に誤があってその を小た場合には 該 以刘斌 拉訴越意書に、その鉄及び 小影響を及ばすことが明られである その 族 明

三日八十 利力量是が不当で 红绿 及な原裁判所において 取り納べ乃位來小 物として控訴の中立を 現れれてい した場合に う事実であっ 作、理

題意青仁, 許 に影響を及ばすことが明られてあ 吸用 かに判決に影響を及はすべき終 なければならなる 松記候及び原裁判所に

その事由があることを疎明する凌料を添附しなければならない 事切があることを理由として控訴の申立とした場合 一年、 控作 起意

再帯の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

があった後に刑の廃止者しらは変更又は大数があったこと、

肉をするときに限り、 四條 控訴の中立は、第三百七十七級万里前條に規定する事由があることを理 これをすることができる。

てあることが明らかなときは、独称教判所は、決定でこれを豪却しなり具体ならない。 前項の状在に対しては、梦四百一十八後男二項の具味の中立をするごとができる。 控訴の申立が法令上の方式に追及し、次在控訴権の消滅後にされたも

場合には、 か時務者に関する規定もとが用する。

五百八十六條 なの場合には、控訴我判所は、決定て控訴を豪却しなけれれならない。 は控訴数者者にこの法律者しくは我判所の規則の定とるとこうに從い心意と照明資料 投訴無意者がとの放揮若しくは我術所の規則で良める方式に進戻しているとき、 等三百七十六條等一項に定める期間内に推訴を意言を差し出さないとき

ハ十三様に焼史する事中に該ちしないとき 发しくは縁紅者を添むしないとぎゃくすい 控訴級意書に記載された控訴の中なの理由が、明ラス 下好旦百七十七條乃至以此百

前條第一項の就定は、前項の決定についてこれを連用す

石ハナハ州 百八十八年 控節をでは、 控訴審では、 被古人がた 丹護上以外の者を丹波人に選んする めにする黄輪は、井銭人でをければ、これ は、なない

ことがて

公判明日には、 松春度及心并被人比、挫訴您意清日本八八升論をしな

龍谷大学矯正・保護総合センター

第一百九十八次 放がその後 級判所は 利の縁疑のためなきてあると認めるときは、被を入の出頭を命するごとがで 上下下以下の罰食又は科料にまたる事件以外の事件について、被告人の出 おいべは、 被本人は、公利斯四下 出版下ることを要し ししし

こいて判決をすること より井銭人を塞する場合又は決定で井銭人を持した場合を除いでは、依然官の決定を務めてれて一体 寺銭人が出頭しをいとき、又は弁護人が選任がないときは、この法律に かてさる

なるはり 百九十二條 左折 裁判所は、控訴無意書以包食された事項は、これを調査しまければ

百 八十三様に規定する市由に関しては、職権で納金をすることができる。 訴我判所は、推訴超京者に包食されるい事項であっても、第二百七十七條万至第三

史の取納を下うことができる。

前項の取納は、全議外の構成員にこれるさせ、久は地方裁判所者しくは開易裁判所の

裁判官 裁判所人は裁判我と同一の後限を有する。 にこれを嘱託することができる。この場合には、受命放判官及び受託裁判官は

界三百九十四條 れを証拠とすることができる。 第一番において証拠とすることができた証拠は、控訴者においても、

等三百九十六條 第二百九十五條 であるときに、 的決で 挫折の中立が法令上の方式に進戻し、又は挫折極の清減後にされたもの 控訴を素却しなけれ はまらない。

學三 で控訴を食却 九十七條 しをければとらない。 第三百七十七條力至第三百八十三條に規定する事由があるときは、 等五百七十六條乃至非五百 八十三條に規定する事内いまいときは、 沙洪

て最明次を破棄しるければならない 納次

第五石九十八條 大王 被食するときは、削缺て事件を張成判所に差し戻さをければをらない。 不法に、骨軽達を言い渡し 、又は公訴を乗却てたことを理由として原 判

學工百九十九級 不法に管難き 飲めたことを理由として原判決を破棄するときは、則決 で方件と管務界一春椒判所に移送しな ければならまい。 なし、 控 部就 判所は、 その事件

更二 いるねし、 証拠によって、直ちに判決をすることができるものと認めるとでは、被告事件につい 市件を原放判所に差し戻し、大は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならな 前一條の規定する塩由以外の理由によって原則決を發素するとさは、判決で、 E することができる。 拉訴裁判所は、訴訟記録並でに原裁判所及心控訴裁判所において取り聞べた の情報檢る有 するときは、男一審として審判をしなければならない。

第四百一條 た外門被告人に失通であるとされ、その共同報告人のためにと原判決を被索しなければ 被告人の利益のため原判決を被索する場合において、被乗の理由が控訴を

第四百二條 サリキッ 重い到を言い後すことはできない。 社がをし、又は被食人のため性がとした事件については、張利米の

なければなりない。 原教判所が不法に公訴者却の決定をしなかったとさは、決定で公訴を兼却し

第二万八十五條第一項の規及は、前項の決定についてこれを深用する。

第四百 控訴の客判についてこれを連用する。 四條 等一鍋中心判に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、

第三章 上告

理由として上告の中立をすることができるこ 西等裁判所がした外一審又は野一審の判決に対しては、左の事由があること

一憲法の違及があること文は憲法の解状に強いあること。

一 我高教判所の例例と祖及する例断るしたこと。

第四百六條、最高裁判所は、前條の規定により上告をすることができる場合以外の場合で の判決难定前に限り、裁判所の規則の定めるところにより、白ら上告書としてそれ事件 おっても、法食の解状に関する重要な市演を食むものと記げられる事件については、そ 又はこの法律施行後の控訴裁判所九る高等裁判所の判例と相及する判断をしたこと。 最高裁判所の判例がない場合に 大着院若しくは上世級判所たる高寺裁判所の判例

第四百七歲 上者趣意者口は、 我川町の規則の定めるところにより、 上去の申点の理他を

かしなければならない。

きる。とか明らかであると認めるときは、年神を終まいて、川水で上音を乗がすることができる。 上去裁判所は、上告題意書その他の書類によって、上去の中心の理由がない

野四百九衛 等四百十余 を政策しなければならない。但し、判決に影響を及ぼさないことが明られな場合は、こ 上古裁判所は、第四百五條谷号に規定する事由があるときは、判決で張利決 上去客においては、公判期日に被否人を言いすることを要しない。

その的例を変更して原則決を維持するのを相当とするときは、 外四万五條第一号又は第二号に規定する事由のみがある場合にないて、上者裁判所が 南項の規定は、 二班多路

第四百十一條,上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由がない場合であっても、左 日本日 判決を破棄することができる。 があって原判決を敬棄しなければ著しく正成に及すると認めるときは、例決で原

判決に影響を及ばすべき重大な事実の誤認があること。明次に影響を及ばすべきまたの道及があることで、

再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

40 次があった後に到の廃止だしくは葵里又は大敵があったこと。

图四 件を骨粮拉訴我州所又は管轄第一審教判所に移送しなければ至うない。 百十八旅、不法に管轄を認めたことを理由として張門次を破ますりときは、 到次です

祭四百十三条 るとのは、 審松判所 新に移延しなければならない。但 事件を展裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判 たおいて取り納べたは換によって、 被告事件について要に判決をするごとができる。 に規定する理白以外の連内によって原判決を破棄するとうは 上名裁判所以訴訟就該並以上原裁判所及心學一 立ちに判決をすることができる ものと認め

この法律に 特別のだのある場合を除いては、 上告の身

龍谷大学矯正・保護総合センター

四百十五條 被告人又作并拨人の中立により、 上告我判所は、その知法の政察に振のあることを発見したときは、機器官 判決でこれを打正することができる。

上告裁判所は、適当と認めるときは、外一項に規定する者の中上により、 判決の宣告があった日から十日以称にこれをしなけ水はならないっ 前項方期間

等一百十七條 好四百十六條 上去我判所は、 打正の判状は、 打王の判決さしないとのは、速やかに決定で中立を来がしれかる経まいでもこれをすることができる。

學四百十八條 上音說例所为例決手。宣告以為 なけれはならない。 前主外湖次に対しては、 際四百十五條件一項の申立をすることはべきない。 つは国からず四百丁八塔の期間を納過した

承却する次定からったときに、確定する。

とき、又はその期間なに河像学一項の申立があつた場合には打正の判決者しくは申立を

外四百十九條 抗告は、特に即時抗告をすることができるとの規定がある場合の外、裁判

は、この限りてない。 作のした決定に対してこれをすることができっい他し、 この法律に特別り定のある場合

第四百二十條 裁判所の管轄又は訴訟手続に関し判決前にした決定に対しては、この法律 に特に即時抗慢をすることかできるとの規定がある場合を除いては、抗党をすることは

る竹置に関する決定については、これを通用しないこ 前項の規定は、勾留、保紙、印收又は押收物の選付に関する決定及な機定のためにす

をすることはてきない。 与語に対しては、前項の規定にかかわらず、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告

劳四百二十二條: 第四万二十一條 原決定を取り消しても実為がないようになったときは、この限りでない 抗告体、 即時花告の徒起期間は、三日とする。 即時花かを除いては、何時でもこれをすることができることし

第四百二十三條 抗失をするには、由土書を原教判所に差し出さなければならない。 抗会を理由かあるものと認めるときは、失足を更正しなければならない

保護総合センター

・抗会の全部一部を埋由がないと認めるときは、中立者を受け取った日から三日以外に これを抗告放判所に送対しなければなうない。

外四百二十四條 抗告は、即時抗告を除けては、裁判の就行を停止する効力を有しない。 祖上、原裁判付は、決足で、坑苦の裁判いあるまで執行を停止することができる。

第四百二十五條 的時抗告の投起期間的及びその中立があったときは、裁判の執行は、棒 抗音极利所は、決定で放利の執行を停止することができる。

決定て沈音を乗却し至りれば至らない。 10万二十六條、就長の干脆がその規定に達成した上き、又は就告が理由のないときは、

をしなければならない。 坑告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判

第四百二十八條 高考裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。外四百二十七條 抗告裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。 飲時抗告をすることができるちの残臭がある淡足並なに第四百寸九條及な原四百二十一

高等裁判所に異様の中立をすることができる。 飲の限定により抗告をすることができる決定で高等放判所からたものに対しては、その

てきる旨の規定がある決定に対する異様の中立に関しては、即時抗告に関する規定をは 前項の果議の中立に関しては、抗告に関する規定を追用する。即時抗告をすることが

勢四百二十九級 教判官が左の教訓をした場合において、不服がある者は、簡易教判所の その家利害所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。 我刑官がした裁判に対しては脊軽地す裁判所にふその他の裁判官がした裁判に対しては

一思遊の申立を却下する裁判

一 与省、押收又片押收物の還付に関する裁判

三 姓定のため僧置を命でる裁判

身体の検査を受ける者に対して過料又は費用の賠償を命する数例 紅人、佐足人、通飲人又は翻訳人に対して過料又は黄用の財後を命する数判

外四百二十條界三項の規定は、前項の調水についてこれを維用する。

日以致にこれをしなければならない。 佛一項第四年文は第五年的教刊の取消又は変更の納米は、その裁判のあった日から三 第一項の請求を受けた地方数判所は、今該外で決定をしなければならない。

第四百三十旅 檢察官又は檢察事務官のした第三十九條等三項の处分又は神收若しくは押 鹿の対應する数判所にその処分の取消又に突更を請求することができる 收物の選付に関する処分に不服がある者は、その檢察官又は檢察事務官が所属する檢察 前項の請求期間外及びその請求があったときは、裁判の流行は、停止される

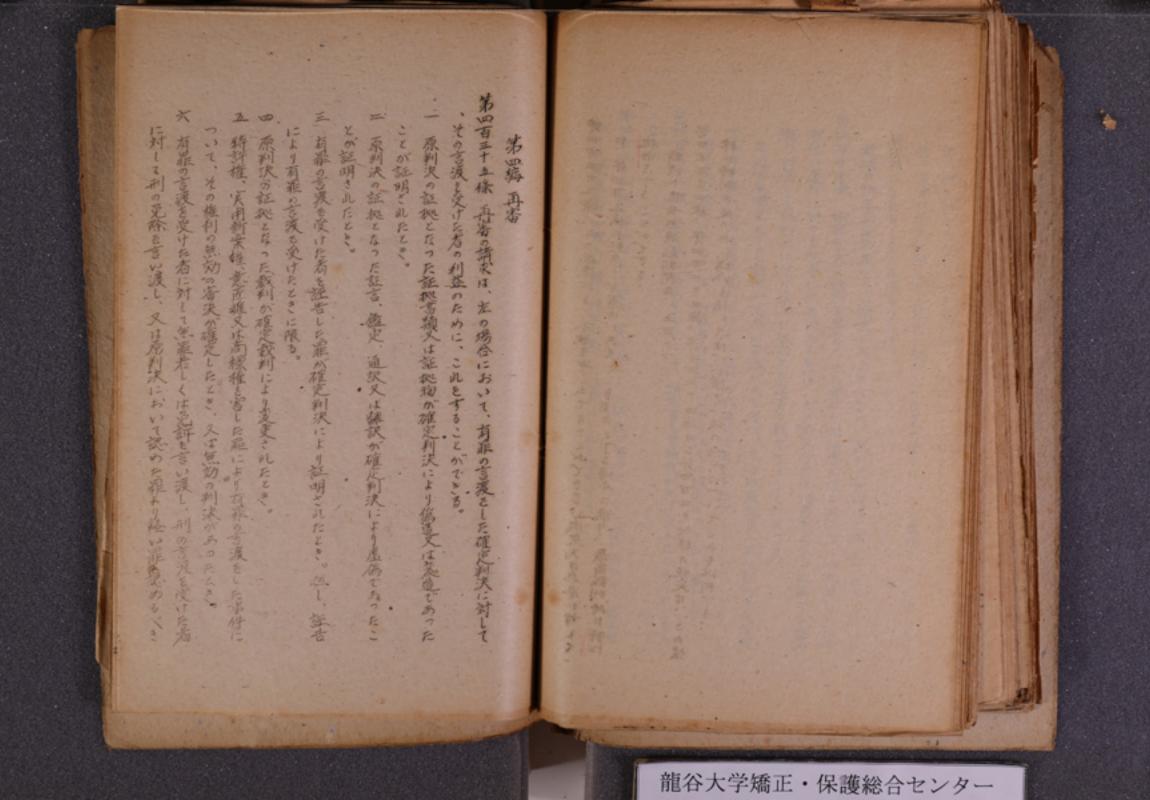
外四百三十一條 前二條の請求をするには、請求書を管轄裁判所に差し出さなければなら前二項の請求については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、これを通用しない。 ない。 する地方裁判所又は簡易裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。 可法警察職員のした前項の処分に不限がある者は、司法警察職員の服務執行地を管轄

第四百三十二條 第四百三十四條、第四百二十六條及公第四百二十七條の規定は、第四百 二十九條及び際四百三十條の請求があった場合にこれを準用する。

好四方三十四次 は、第四百五條に打皮する事はがあることを理力とする場合に限り、最高裁判所に特に 抗者を丁うことができる。 この依律にも二不服を申したてることができない決定又は命食に対して

前項入抗告の徒起期間日、五日上丁二

祭四百三十四條、第四百二十五條、然四七二丁四條及び於四百二十六條万規定は、この法 律に特別の足のあり場及を除いては、前候你一項の係者はついてられをは門下る。



火 原利徒に関いした成利害、原利決の証拠となった記拠書類の作成に関連した裁判治 職員に対して公断の提起があった場合には、原判決をした成科所がたりますと知らな 証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、檢察官、檢察不管官又は司法等奉 人は司法警察職員が被告事件について職務に除する罪を犯むたことが確定刑決 又は原判決の証拠となったる面を作成したしくは供送さした後祭官、松祭を務官をし 明らかなはれきあらたに然見したとき。

第四百三十六条再者の請求は、左の場合において、控訴又は上告を豪却した程定判決に 対して、その言渡り受けた者の利益のために、これをすることができる。 前係第一号又江第二号に規定する書由かあるとこ。

原判決又はその証拠となった証拠書稿の作成に関映した裁判室について前係先人号

に規定する事肉かあるとき。

在許家行の外次に対しては、再審の構成をすることはできたいで、 第一番の確見利決に対して再者の請求をした事件についる再者の判状があった後は、

うた後は、上倉書却の判決に対して、指者の清水をすることはずきない。 第一省又は第三者の程定判決に対して丹谷の請求もした事件について丹塔の判決があ

第四百三十七條 背二係の規以以後以、確定到次により犯罪が証明されたことを再審の請 ・判決を得ることができないときは、この限りでない。 を証明して引着の情水をすることができる。但し、証拠がないという理由によって確定 水の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実

第四百三十九候 再答の訴求は、左の者がこれですることができる。 第四百三十八條 丹省の請求は、居判決をした裁判所かられた常をする。

松祭官

府罪の言張を支付在者

府罪の言張を見いた者がそこし、入しいがれての状態に在る場合には、その配偶者有罪の言張を見いた者の孫定代程人及心保在人

、真民了現後人以外的

第四百三十五條第七年文は第四百三十六條節一項第二号に提及一方不同による計學の

することかできない。 在影の言葉を受けい者がその経さ見させたほ合には、檢察官でなければこれも

第四百四十條檢察官以外の者は、長者の請求をする場合には、午該人を選任することが てきる。

7 22

中四百四十一條 再審の請求は、刑の執行於给り、又はその執行を受けることがないよう になったときでも、これをすることができる。 前項の規定による年後人の選在は、再審の判決いあるまでその効力を有する。

第四百四十二條 再審の請求は、刑の執行を行上でるめ方を有しない。但し、管籍裁判所 に対形する後然種の栓然は、社会の情報についての放利ののことで刊の執行を停止す ることができる。

第四百四十三條 在看の請求は、これを取り下げることができる。

てきないっ 再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によっては、更に再審り請求をすることが

第四百四十四旅 第三百六十六條の規定は、再書の請求及びその取下についてこれを導用

する。

第四百四十五條、丹衛の請於を受けた裁判所は、火要があるときは、合議体の構成員に再 者の請求の理由について、事失の取調をさせ、又は処才裁判所起しくは簡易裁判所の数 判所又は裁判長と同一の権限を有する。 判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及心受託教室は、我

第四百四十大條再審の請求が該食上の方式に違友し、又は請求権の消滅後にされたもの であるとさは、決定でこれを豪却しなければならない。

第四百四十七條再看の情形が理由のないときは、決定でこれを素却となければならない

ことはできない。 前環の決定があったときは、何人も、同一の理由によっては、更に再審の請求をする

第四百四十八條 再看の請求が経由のあるときは、再看開始の決定をしなければならない

再審問他の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる

第四百四十九禄 捏好を棄却した確定判決とその刑決によって確定した第一審の判決とに 対して丹書の請求があった場合において、第一者裁判所が丹寄の判決をしたときは、在 新教到がは、決定で再審の請求を前却しなければなっない。 第一層又は第二層の刺状に対する上告を豪却した訓珠とその刺状によって確定した事

ればならない。 在好我到所が再看の列決をしたときは、上告放利付は、決定工具者の請求を棄却しなけ 一審人は第二番の判録とに対して再者の請求がありた場合において、第一者教到所又本

第四百五十株 第四百四十六條、第四百四十八條第一項、第四百四十八條第一項又は前條 第一項の味定に対しては、即時抗者もすることができる。

第四百五十一條、裁判所は、再審問題の法定が確定した事件については、第四百四十九條 の場合を除いては、その皆然に後い、更に審判をしたければならない。

前項であれたこれを通用しない。 左の場合には、第三百十四條第一項本文及以第三百三十九條第一項第三号の規定は、 死七者又は回後の見込がない心性を失為のために真者の請求がされたとき

二 有服の言腹を受けた者が、再審の刺決がある前に、死亡し、又は心神衰失のか 陷りその回獲の見込がないとき、

が出頭しなければ開起するころはできないい 前項の場合には、被告人の出頭がなくてし、客利をすることができる。但し、上

第二項の場合において、母者の請求をした者が年後人を選任しないときは、我们 職種で先漢人を附しなければならない。

第四百五十三条、海省において恒罪の意復したときな、官級及び行開紙に掲載して 第四百五十二条 所衛においては、原判決・利する重い利を言い張ることはできない の判決を公示したければならないで

第五編 非華上告

第四百五十四條檢事終長は、劉沃が確とした後その事件の衙判が法令に違及したこ 発見したときは、最高数利に非ない古ですることがひえる

第四百五十五余 非常上世をするには、その理由を記載したす立高を最高新州一差 きなければならない。

保護総合セン

第四百五十七條 第四百五十八條 第四百五十大條 ない。 非常上世が理由のいるときは、左の区別にない、判決をしなければな 非常上告が強肉のないときは、刺決でこれるをかしなければならない 公判期日には、於常は、中立書に茶いて陳返をしな行ればならない

第四百五十九年 非学上者の判決は前後第一号但高の銀座によりこれたこうを除いては 、その対力を被古人に及ぼっない 二治然の統が統令に違及したとは、その達及したる統正被禁する。 生人のため不利益であるときけ、これを被索して、被音事件について更に刺決をす 原判決か法令に違及したとるは、その違及した部分を被禁する。但し、原判決な

第四百六十條教科は、中五書に金三山天養現になり、調査やし左方ればならない とかできる。この場合には、第二にえず三様第二項の想性を準用する。 一致判析は、裁判所の管轄へ公许は虚理及、解飲を統に関しては、事実の取調をするこ

第六編 職式手続

第四百六十一條 簡易裁判所は、檢察官の請求により、その管轄に属する事件について、 、刑の就行猶于をし、変敗を料し、その礼附随の処分をすることができる 公利前、勝式命令で、五十四以下の罰念入は科料を科することができる。この場合には

を経過した後であって、且つ、時式手続によるにとについて被疑者に基礎がないときに 略式命令は 被疑者が檢察官から時式命令の請求をすることを告けられた日から七日 これをすることができる。

第四百六十二條 略式命令の請求は、公許の提起と同時に、書面でこれをしなければなら

第四百六十三條 前條の請求があった場合において、その事件が勝式命令をすることがで 帯の規定に従い、審判をしなければならない。但し、裁判所法第二十三條第二項の場合、きないものであり、又はこれをすることが相当さないものであると思料するとさは、通 には、決定で事件を管轄地方裁判所に移送しなければならない。 、裁判所法第三十三條第三項の場合

第四百六十四條 略式命令には、罪となるべき事実、適用した法令、 科すべき利及び附随

さる旨を示さなければならない。 の処分並びに略式命をの告知があった日から七日以内に正式教則の請求をすることがで

第四百六十五條 略式命奉を受けた者又は檢察官は、その告知を受けた日から七日以内に

正式裁判の請求をすることかできる。 正式裁判の請求は、略式命令をした裁判前に、書面でこれをしなければたらない。正

式前判の請求があったときは、裁判所は、速やかにその旨を極盛る又は略式命令を受け た者に通知しなければならない。

第四百六十六條 正式裁判の請求は、第一審の判決があるまでこれを取り下げることがで

第四百六十七條 第三百五十三條、第三百五十五條乃至第三百五十七條及以第三百五十九 條乃至第三百六十五條の規定は、正式裁判の請求又はその取下についてごれを建南する

第四百六十八條 正式裁判の請求が法令上の方式に達反し、又は、請求権の消滅後にこれ たものであるとこは、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即

時抗告をすることができる。

正式裁判の請求を直法とするときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない

この場合には、第四日六十三條但者の規定を學用する。

前項前紋の場合においては、略式命をに拘束されない。

第四百六十九條 正式裁判の請求により明決をしたときは、略式命令は、その効力を失う

判決と同一の効力を生する。 昭式命令は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定

正式裁判の請求を豪却する裁判が確定したときま、同様である。

第上編 教則の就行

第四百七十二條 第四百七十一條. 就行する。 裁判は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後とれる

但し、華七十條第一次但書の場合、等四八條第一項但者の場合その他その 我別の執行は、その前門をした我们所に対應する檢察膜の檢察官がこれ

京中からは親的電が指揮すべい場合は、こまなりてたい、

の裁判所に対應下为檢察應に在るところ 所に対於丁る核塞線の極於官がと此き指揮する。但し、済松記録が下級の裁判所又はそ 上游与裁判又は上前の取下により下級力或判所の裁判を就行する場合には、上訴裁判 その我们所に対應する檢察處の檢察官が、こ

祭四百七十三條、教判の部行の指揮は、甚回でこれをし、これは裁判書又は裁判者で載 した調書の勝本又は抄本を添えたければならない、但し、利の親行を指揮する場合を除 に照印して、これますることができる。 いては、我則書の原不、除本若しくは私本只は我別を記載した明書の降本若しくは松本

第四百七十四條 二以上の主刑の執行は、新金及び科科を除いては、その重いものを先に する。但し、液原省は、重い利の就行を停止して、他の利の就行をごせることかできる

第四百七十五條 死刑の執行は、法務終報の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上

は、これをその期間に算入しない。 続が終了するまでの期間及び共同被告人であった者に対する判決が確定するませの期間 都務極於後にくする若、調司 南衛上是安とと門原本の出解光しくは呼出かられそのら

第四百七十六條 法務総教が死刑の執行を命じたときは、 五日以内にその親行をしなけれ

第四百七十七條 これを執行しなければならない。 死刑は、檢察官、檢察事務官及び監獄の長又はその代理者の立会の上、

第四百七十八條 檢察官又は監松の長の許可を受けた者でなければ、利場に入ることはできない。 死刑の就行に立ち会った檢察事務官は、就行始來盡至作り、检察官及び

監験の表又はその代理者とともに、これに署名押印しなければたらたい。 死刑の言漢を没けた者が心神喪失の私思に在るときは、法務就我の命令

によって就行を停止する。 死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているときは、法務総裁の命令によって執行を停止

第四百七十五條第二項の規定は、前項の命令についてこれを華用する、この場合にお 前二項の規定により死刑の就行を停止した場合には、 出産の後に法務総数の命令がなければ、就行することはできない。 心神喪失の飲態が回復した後又

いて、判決確定の日とあるのは、心神衰失の默態が回復した日又は出産の日と読み替え

第四百八十一條 第四百八十條 懲役、禁錮又は拘御の百後を受けた者が心神疾失の状態に在るとこは、到 受けた者を監護義務者又は地方公共園体の長に引き渡し、病院その他の適当た場所に入 れさせなければならない。 十る地方被塞聽の檢察官の指揮によって、その飲態が回復するまで執行を停止する。 の言張をした教判所に対意する被察察の被察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄 前保の規定により刑の執行を停止した場合には、被察官は、刑の言寝を

刑期に算入する。 刑の執行を停止された者は、前項の処分があるせでこれを監獄に留置し、その期間を

第四百八七二條 療役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者についてかの事由があるときは、

利の言波をした我則所に対感する檢察廳の檢察官又は利の言波を受けた者の現在地支管 略する地方極差顔の極深官の指揮によって流行を停止することができる。 刑の就行によって、若しく健康を寄するとき、又は生命を保つことのできたい度が

二 年酸七十年以上であるとき。

あるとだっ

三度脂級百五十日以上であるとき、

四出産校六十日を経過しないとき。

刑の親行によって回復することのできない不利在となっる底があるとき、

族がないとき。 祖父母又は父母が正殿上十年以上又は京野ぶしくは不具て、他にこれを保護する

七子又は孫が幼年で、他にこれを保護すり起族がないとき、

八その他重大な事由かあるとち」

第四百八十三條 第五百條に規定する中立の無間内及びその中立があったときは、 用の貫祖を命ずる裁判の就行は、その印立につい んの裁判が確定するなで停止される。

界四百八十四條 重数を発しなければならない 、機能官は、我打のためこれを呼び出ぐなければならたい。時出に落しないときは、收 死刑、懲役、禁錮人以和軍二下殺不少行三者が拘禁されていないときは

第四百八十五條 死刑、熟致、禁御又は拘留の言族主度けた者が過亡したとき、又は進亡 あることができる。 丁多度があるときは、接感官は、直与に收整秋を形し、又は司法整然所にこれを感せし

年四百八十六條 死刑、寒後、禁錮又は拘留の言葉を受けた者の現在地が判らないときは 、機発官は、被事長にその收監を請求することができる。

第四百八十七樣 收監私には、刑の言義を受けた者の氏名、住居、草殿、刑名、刑期その ならない、 他我收監に必要な事項す記載し、檢察官又は司禁養察員か、これに記名押印しなければ 請求を受けた機事をは、その特にの核深写に放致状に将せしめなければならない。

第四百八十九体 收監飲の親行については、勾引紙の就行に関する規定を準用する。 第四百八十八條 收監旅任、勾引放上同一の动力之有する。

第四百九十條 同一の効力を有丁う。 裁判は、檢察官の命食によってこれを執行する。この命令は、執行力のある情務名或と 罰金、科料、沒收、 追徵、遇料、沒取、許於賣用、費用賠償又口饭納付の

前に裁判の送達ですこことを要したい、 前項の裁判の就行については、民事訴訟に関する法令の規定を揮出する。但し、就行

第四百九十一條 没以又は銀税との他の公認若しくは專賣に関する法令の規定により言い 渡した罰金若しくは過微は、利の言欲を受けた者が判決の確定した後死亡した場合には 、相続政産についてこれる就行することかできる。

第四百九十二條 って設立された法人に対して執行することができる。 が判決の確定した後合併によって消滅したときは、合併の後存続する法人又は合併によ 法人に対して罰金、科料、波收又は追繳を言い渡した場合に、その法人

第四百九十二條 判を納付を命せられた金旗の限度において、第二審の仮納付の裁判についての執行をみ 納付の裁判についる既に就行があったときは、その就行は、これを第二審の仮納付の裁 第一審三第三審ごにおいて、仮納付の裁判があった場合に、第一審の仮

九十

付の裁判で納付を命せられた金額を超えるときは、その超過額は、これを選付しなけれ 前項の場合において、第一審の仮納什の裁判の執行によって得た金額の第三審の仮納

第四百九十四條 たときは、その金額の限度において刑の執行があったものとみなす。

金額を超えるときは、その知過寒は、これを選付しなければならない、科料又は追繳の前項の場合において、仮納付の裁判の執行によって得た金額が罰金、科料又は追繳の

第四百九十五條上許の提起期間中の来次勾留の日数は、上鮮申立徒の未決勾留の日数を 除き、全部、北七本利に通算する、

上新由立族の未決勾留の日数は、左万場合には、全部これを本刑に通算する。 被窓官が上訴を申し立てたとき。

也就於上京 被寒宮以外の者が上訴を申上立てた場合にかいてその上訴審において原料決か破棄

に折算する。 前二項の規定による通算については、未決勾留の一日を刑期の一日又は金額の二十四

れを通解する。 上新裁判所が原判決を破棄した後の来決勾信は、上訴中の未決勾留日数に準じて、こ

第四百九十六條 没收物は、檢察官がこれを処かしなければならない

第四百九十七條 したときは、檢察官は、破壞し、又は磨棄すべき物を除いてけ、これを交付したければ 孩收了就行した後三箇月以内た、推利を有了る者が淡收物の交付を請求

玄交付しなければたらない。 没成働を处分した後前項の請求があった場合には、被察官は、 公費によって得た代價

穿四百九十八條 その物に表示しなければならたい 又生泉道之北北北北北北江一场今世工、為道人以政政日都分至

定すり手続きしたければならない。 偽造し、又は変境された物が押收されていたいときは、これを提出させて、前項に規 生の物が公務所に属するとさは、偽道又は要

造の部分を公務所に通知して相当在处分をとせたければたらない。

第四百治十九條、押收物の選付を受けるべき者の所在が別らないため、又は差の他の事由 しなければならない。 によって、その物を選付することができない場合には、旅祭官は、その旨き官報で公告

してその代價を保管することができる。 前項の期間内でも、價值のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公實 公告さしたときから大箇月以内に選付の請求がたいといている我はあ年の春花する。

第五百條 訴訟費用の買担を命せられた者は、貧困のためこれを完納することができない ときは、訴訟費用の資祖を命ずる素明を言い渡した裁判所に、訴訟費用の全部又は一部 について、その我町の前行の見除の中立ですることができる。

ばならたい。 前項の申立は、訴訟晋用の資祖を命丁を裁例に行足した後十日以内にこれをしたけれ

第五百一條 利力百渡を受けた者は、裁判の解釈について疑があるときは、言渡をした教 判所に裁判の解釈を求める申立をすりことができる。

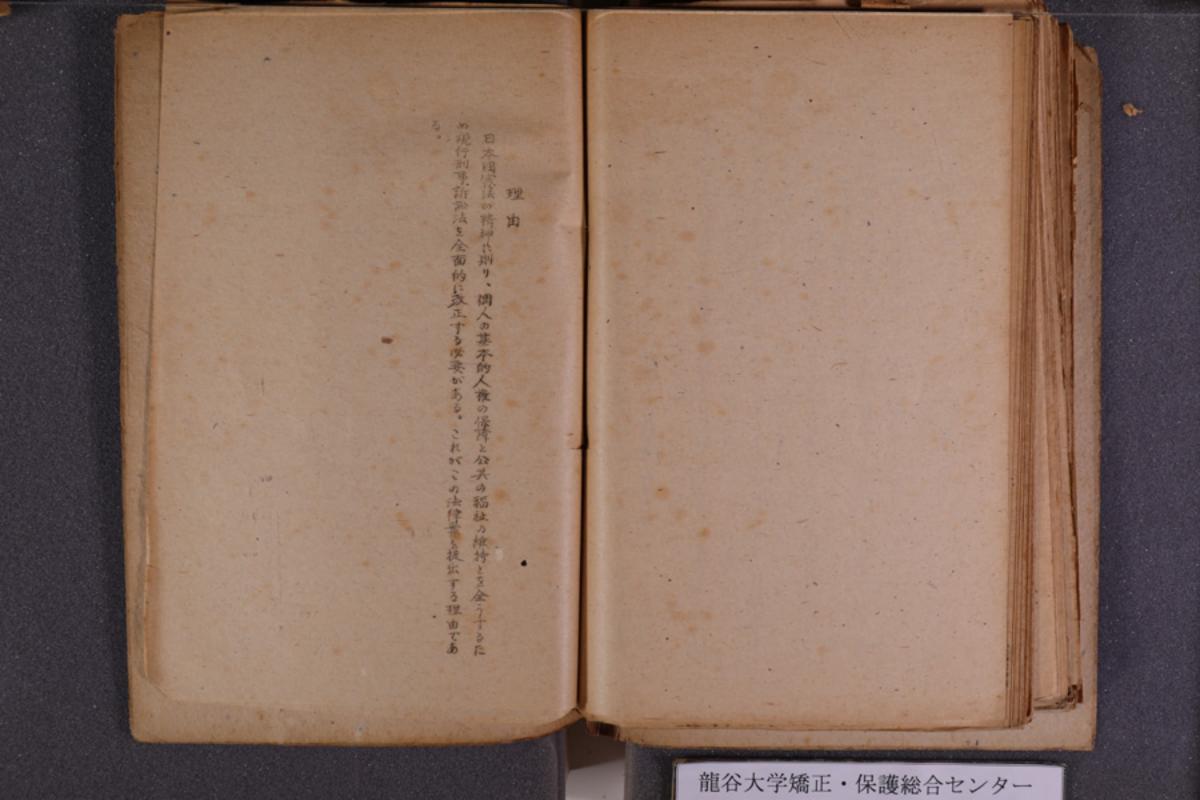
第五百二條 我前の就行を受ける者又はその法死代理人若しくは保佐人が、就行に関し檢 察官のした処分を不当とするとなば、言渡をした裁判所に異誠の申立をすることかでき

第五百四條 第五百條乃至第五百二條の申立についてした決定に対しては、即時提告をす 第五百三條 前三條の申立は、決定があるまでこれを取り下げることができる。 ることかできる。 第三百六十六條の規定は、前三條の申立及びその取下についてこれを進用する。

第五百五條 罰金又は科料を完納することができたい場合における労役場留置の執行につ いては、刑の就行に関する規定を準用する。

第五百六條 第四百九十條第一項の裁判の執行の費用は、執行を於ける者の頁担とし、民 事訴訟に関する法令の規定に率じて、執行と同時にこれを取り立てたければならない。

この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。



委真團嚴重光殿

龍谷大学矯正・保護総合センター



